

第百四十五回国会 大蔵委員會議録第六号

平成十一年二月十七日(水曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 井奥 貞雄君 理事 衛藤征士郎君

理事 鴨下 一郎君 理事 柳本 卓治君

理事 上田 清司君 理事 日野 市朗君

理事 石井 啓一君 理事 小池百合子君

理事 岩永 峯一君 理事 大石 秀政君

理事 大島 理森君 理事 河井 克行君

理事 栗本慎一郎君 理事 河野 太郎君

理事 阪上 善秀君 理事 桜井 新君

理事 桜田 義孝君 理事 下村 博文君

理事 砂田 圭佑君 理事 戸井田 徹君

理事 中野 正志君 理事 平沼 越夫君

理事 村上誠一郎君 理事 渡辺 具能君

理事 渡辺 博道君 理事 渡辺 喜美君

理事 石毛 鏡子君 理事 海江田万里君

理事 末松 義規君 理事 仙谷 由人君

理事 玉置 一弥君 理事 中川 正春君

理事 山本 孝史君 理事 大口 善徳君

理事 谷口 隆義君 理事 並木 正芳君

理事 若松 謙維君 理事 鈴木 淑夫君

理事 西田 猛君 理事 佐々木憲昭君

理事 矢島 恒夫君 理事 横光 克彦君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 柳沢 伯夫君

出席政府委員

金融再生委員 森 昭治君

金融監督庁長官 日野 正晴君

金融監督庁検査部長 五味 廣文君

金融監督庁監督部長 乾 文男君

大蔵政務次官 谷垣 禎一君

大蔵大臣官房長 溝口善兵衛君

大蔵大臣官房総務審議官 武藤 敏郎君

大蔵省主計局次長 藤井 秀人君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

事務局長	森 昭治君
金融監督庁長官	日野 正晴君
金融監督庁検査部長	五味 廣文君
金融監督庁監督部長	乾 文男君
大蔵政務次官	谷垣 禎一君
大蔵大臣官房長	溝口善兵衛君
大蔵大臣官房総務審議官	武藤 敏郎君
大蔵省主計局次長	藤井 秀人君
大蔵省主税局長	尾原 榮夫君
大蔵省理財局長	中川 雅治君
大蔵省金融企画局長	伏屋 和彦君
国税庁次長	大武健一郎君
厚生省児童家庭局長	横田 吉男君
郵政省貯金局長	松井 浩君
郵政省簡易保険局長	足立盛二郎君
委員外の出席者	
議 員	岡田 克也君
議 員	海江田万里君
議 員	古川 元久君
参 考 人	藤原 作彌君
参 考 人	三谷 隆博君
参 考 人	松田 昇君
参 考 人	藤井 保憲君

委員の異動

二月十七日

辞任 村上誠一郎君

補欠選任 阪上 善秀君

渡辺 博道君

補欠選任 戸井田 徹君

末松 義規君

石毛 鏡子君

同日

辞任 阪上 善秀君

補欠選任 村上誠一郎君

同日

辞任 戸井田 徹君

補欠選任 岩永 峯一君

同日

辞任 石毛 鏡子君

補欠選任 末松 義規君

同日

辞任 岩永 峯一君

補欠選任 渡辺 博道君

同日

辞任 岩永 峯一君

補欠選任 渡辺 博道君

同日

辞任 岩永 峯一君

補欠選任 渡辺 博道君

同日

辞任 岩永 峯一君

補欠選任 渡辺 博道君

同日

辞任 岩永 峯一君

補欠選任 渡辺 博道君

同日

辞任 岩永 峯一君

補欠選任 渡辺 博道君

同日

辞任 岩永 峯一君

二月十二日
有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案(内閣提出第六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第十九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二十九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三十九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第四十九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第五十九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第六十九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第七十九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第八十九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十一号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十二号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十三号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十四号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十五号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十六号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十七号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十八号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第九十九号)

同日
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第一百号)

住宅ローンに対する新たな減税に関する陳情書(神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫庫議院内藤原三郎)(第五八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案(内閣提出第四号)

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案(内閣提出第六号)

所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第二号)

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出、衆法第三号)

○村井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案、中野寛成君外三名提出、所得税法の一部を改正する法律案及び児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

まず、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案について趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣宮澤喜一君。

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○宮澤国務大臣 ただいま議題となりました有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における経済金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を平成十一年三月三十一日をもって廃止することとし、本法律案を提出した次第であります。

以上が、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○村井委員長 次に、本日付託になりました中野寛成君外三名提出、所得税法の一部を改正する法律案及び児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案の両案について趣旨の説明を聴取いたします。古川元久君。

所得税法の一部を改正する法律案
児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○古川議員 私は、民主党を代表し、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案並びに児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案について、提案理由及び概要を御説明申し上げます。

まず、二法案の提案理由を御説明申し上げます。

民主党は、今日我が国が直面しているかつてない長期不況からの脱出のためには、とりわけ低迷している個人消費を思い切つて刺激することが必要であり、昨年橋本内閣が行つたような場当たり

的な定額減税や、小淵内閣が現在提案しているような最高税率のみの引き下げと定率減税を組み合わせた継ぎはぎの減税ではなく、将来の税制改革の方向をしっかりと見据えた制度減税を前倒しして実現するという観点が必要であると考えております。

昨年十一月に民主党が策定した構造改革につながる景気・雇用対策の中では、その基本的な考え方を次のように整理しております。すなわち、第一に、経済活力と国民の安心をもたらす抜本的税制改革の方向に沿つた減税を行うこと。第二に、総合課税化、課税ベース拡大による不公平是正が不可欠であること。第三に、すべての所得階層を対象とした税率引き下げの制度減税を行うこと。

第四に、所得税の五段階の累進税率構造は維持すること。第五に、人的控除は可能な限り社会保障制度上の歳出措置に移し、税制を簡素化すること。そして第六に、所得減税は所得税のみで行い、地方財政破綻を招く地方税減税は行わないこととであります。

このような考え方に沿つて、今般、民主党は、二つの法案を政府案への対案として提出いたします。一つは、所得税法の一部を改正する法律案であります。

この法案は、今後の我が国の経済の活力を高める等のための抜本的な税制改革を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、個人所得課税について、納税者番号制度の導入による総合課税の推進、各種人的控除等の見直しによる課税ベースの拡大を図りつつ税率の引き下げを行うという抜本的な税制改革の方向に沿つて、その一環として、所得税の負担の軽減を図るため、税率の一律二割引き下げを行うとすものであります。

他の一つは、児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案であります。

この法案は、現在の所得税における扶養控除等の人的控除が税制を極めて複雑にし、課税最低限を諸外国に比べて著しく引き上げているだけでな

く、これが所得控除であるために、高い限界税率が適用される者ほど大きな恩恵を受けるという逆進的性格を有していること、子供などの家族の扶養に要する経済的な負担は本来社会保障制度によつて考慮されるべきものであることなどにかんがみ、これらの抜本的な見直しに着手しようとする案したものであります。

すなわち、本法案は、児童手当制度を拡充し、子育てに係る経済的負担を軽減するために、児童を養育している父母等に対し子育て支援手当を支給すること等により、次代の社会を担う児童等のいる家庭における生活の安定に寄与することを目的とする子育て支援手当制度を創設するとともに、個人所得課税における各種人的控除制度の見直しの一環として、扶養児童等に係る扶養控除の制度を改めようとするものであります。

次に、二法案の内容の概要を御説明申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律案では、第一に、税率を現行の一〇％ないし五〇％から一律二割引き下げて八％ないし四〇％とするにとともに、最低税率区分の適用される所得金額の上限を現行の三百三十万円から四百五十万円に引き上げることとしております。

第二に、利子、配当、株式譲渡益等の分離課税を廃止するとともに、納税者番号制度を導入するための法制の整備を平成十四年三月三十一日までに行うものとす規定を附則の中に設けております。

第三に、この法律の施行期日を本年三月一日とし、平成十一年分以後の所得税について適用することとしております。その他、経過措置等の所要の規定の整備を行うこととしております。

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案では、第一に、児童手当法の題名を子育て支援手当法に改めるとともに、目的規定を制度拡充の趣旨に沿つて、子育て家庭における生活の安定に寄与することを目的とすることに改めております。

第二に、児童手当については、従前の児童手当法における児童福祉の理念を継承しつつ、児童手当の支給対象を、現行の三歳未満の児童を監護する父母等から、十八歳未満の児童を監護する父母等に大幅に拡大してあります。また、支給額を現行の倍額の第一子、第二子一人月額一万円、第三子以降一人月額二万円に引き上げるとともに、父母等の所得制限を子二人のサラリーマン世帯の場合で給与年収千二百万円程度に引き上げることとしてあります。

第三に、所得が一定額以下の十八歳から二十三歳未満の子の生計を維持する父母等に対して、児童手当に準じた支給額、所得制限による子育て継続手当を支給することとしてあります。

第四に、右の児童手当及び子育て継続手当の支給に要する費用の九九％を国が負担することとし、都道府県及び市町村の負担額を従前の負担額の範囲内にとどめることとしてあります。また、サラリーマン等についての手当支給に要する費用の一般事業主負担を廃止することとしてあります。

第五に、所得税法の扶養控除の対象を障害者及び年齢七十歳以上の扶養親族に限定することとしてあります。ただし、二十三歳以上七十歳未満の扶養親族については、当分の間、扶養控除の対象に含めることとしてあります。

第六に、この法律の児童手当法改正に係る部分についての施行期日を本年十月一日とし、所得税法改正に係る部分についての施行期日を平成十二年一月一日としてあります。その他、経過措置等の所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上が、民主党の提出した所得税法改正等二法案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。私の提案理由説明といたします。

○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○村井委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁藤原博君、日本銀行審議役三谷隆博君及び預金保険機構理事長松田昇君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村井委員長 これより各案を一括して質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春でございます。

まず最初に、先ほど提案をされました民主党案、それから同時に、政府の方の所得税法を中心とした法律案、あわせて御質問させていただきますというふうなふうに思います。

きのう、経済企画庁から月例報告が出されました。その中身を見ておりましたが、非常に堺屋官のニュアンスとはまた違った、それこそ実質的な数字の上での厳しさというのが私は出ていたというふうなふうに思っております。その中でも、特にこの税制の改正、これの最大の主眼として、個人消費をいかに上げていくかということ、これについては非常に厳しい数字が出ておまして、私自身も危機感を持って今の経済情勢というのを見ておる次第であります。

そんな中で、政府案は、この最初の説明の中にもありますように、こうした個人所得課税及び法人課税のあり方についての抜本的な見直しを行うまでの間の措置、まあ言うたら暫定的な措置として今回の政策を出してきたということでありまして、それだけに、税としての構造を理想的な形に持っていくのかというその論点と、それからもう一つは、今のそうした個人消費を中心とした景気対策、それに対してどのようにこれが貢献して

いくかというところ、それを兼ね合わせた形で見直しを行うまでの間の措置、そういう表現をしておるのだらうと思うのです。

しかし、私もまたのそれぞれの国民の反応あるいは経済専門家等々エコノミストの反応を見ておりましたが、その二つを同時に満たすということではなくて、それぞれが中途半端になって結果的には効果を打ち消すようなことになってしまっているのではないかと。よく言われるのは、所得八百万以下は実質増税になるじゃないか、増税ということじゃなくても、去年と比べてことしは上がるじゃないか、こういうことでもあります。

そういうことも含めて、政府案に対して、まずは蔵相の方から、その辺のターゲットのつかみ方が間違えていたのじゃないか、はっきりさせるところ、優先順位をびしっと決めて経済対策をやるのであれば、その部分について集中していくという政策がなければこれは効果が無いのじゃないかということに対して、どのようにお答えされるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○宮澤内閣大臣 私どもとかなり似たような問題意識に立ってお尋ねをいたしておりますので、そういう立場からお答えを申し上げますが、基本的にこのたびの不況というのは極めて異例なものでございまして、小淵内閣としては、あらゆることに優先してこの不況の打破を図ろうという政策を組閣とともに決定をいたしました。具体的には、従来、財政改革路線というのを持っておりましたけれども、それは極めて大切なことではございまして、今二兎を追うことはできないという一種の踏み切りをいたしたわけでございます。

ここからがお尋ねの点でございますが、しかしながら、将来いずれかの時期に必ず財政、税制、あるいは中央、地方の関連等々、抜本的な手直しをしなければならぬことは明らかでございますから、今いろいろのなことをいたします、これは大事なことですが、しかし、将来抜本的な改革をするときに決定的に邪魔になるような要因として残るものは採用するわけにはいかない、こういうふう

うに考えてまいりました。それが基本の考え方でございまして。

例えば、前内閣におきましていろいろなやむを得ない事情から定額減税をいたしました結果、実際上の課税最低限は標準世帯で四百九十一万円になって、その結果として七百万とか八百万とかいう納税者が新たにリタイアされるという事態になりました。ただでさえ我が国の課税最低限は高過ぎると考えておる者からしますと、この四百九十一万円というのは将来にわたって維持してはならない高い課税最低限だと考えましたので、もちろんそのほかの理由もたくさんございまして、この方法は採用いたしませんで、あえて定率の減税をいたしましたわけでございます。

その結果としては、ただいま中川委員の御説のように、平成十年分の所得について所得税を私わなかつた人が平成十一年分については再び払うようになるというたくさんの方が生まれたではないか、それは減税というポリシーからいえば、前年対比では逆になるではないかという御指摘は、それはそのとおりであります。

ただ、理屈を申すようですが、前年の一遍限りの減税でございまして、それがなくなれば、当然、課税最低限は三百六十一万円になっているはずであって、法律的にはそのとおりでありますから、そこから減税というふうな考えをどうしようか、筋の上では間違っていないというふうな理屈はございまして、将来に向かって四百九十一万円という課税最低限はやはり日本の将来に恐らく非常に問題を残すと考えておりますので、そのようなことをいたしました。これが今御指摘の一番中心の問題であろうと思っております。

それと、もう一つ申し上げたいと思っておりますのは、最高税率を下げたことに關しまして、これはいわば金持ち減税である、そういう高いブラケットの納税者はそうたくさんいるわけではございませんから、その人たちに減税をしたところで景気の動向に大きな影響はないであろうという御批判もありません。

この点も、実は長い目で考えますと、この六五という税率はどこから見ても高過ぎる税率でございまして、これを、この際、将来に向かつて下げておきますことによつて、将来、累進のカーブをかけますときに、余りむちゃなカーブはかけない、五〇というようなカーブはかけないわけでございますから、そういうことでも将来に向かつて私自身としては考えてやつたつもりでございます。

お答えをいたしましたして、そのようなことが将来の抜本的な改正、これはちなみに日本経済がまず成長の順調な軌道に入ったと判断される時期、私は二%ぐらいの成長率は欲しいと思っておりますが、そういう成長のサイクルに入ったと間違いないと判断できる時期になりましたら、財政も税制も、中央、地方の関連も抜本的にやり直さなきゃならないという、ターゲットとしてはその辺の時点を考えているわけでございますけれども、そのときまでまだ残念ながら多少の時間がございまして、この不況を脱却してやがてそこに到達をいたしたい、そのために、決定的に邪魔になるような施策は今とるべきではない。

ですから、おっしゃいますように、二兎を追うことはやめたのですけれども、将来の日本ということをお忘れのわけにはいかないという点では、何もかんでもありだというふうなわけには必ずしもいかないというふうなのが今の立場でございます。

○中川(正)委員 役人としての理屈であればつじつがそれで合うのでしようけれども、実際、国民としては、これは結果的に去年より税金を払うんですよ、そういう話でありますから、では、そこで政治が介入するとなれば、その上に立って一番消費傾向の高いとか、金がかかる、金が出ていく、支出をしなければならぬそうした所得層あるいはそういう世代に対して政治トータルで施策というのが出てきて、それでいわゆる政府の意思というのがそこで生きてくるんだというふうな思っています。そういう観点に立つて民主党案が

くられてきたんだ、私たちも一緒になって考えてきたわけでありすが、そういうふうに私自身は解釈をしておりませう。

そういう意味に立つて、政府案における所得減税の内容と比較をした上で、民主党案の基本的な考え方、あるいは、先ほどの景気対策というものが、立った上でのトータルな施策というのを説明していただきたいというふうに思います。

○古川議員 お答え申し上げます。

私も民主党は、今のこの不況の状況、やはりこれは小手先の場当たり的な対策ではなく、この日本社会のいろいろな制度、仕組みを構造的に変えていく必要がある、そういう構造改革を伴ったものでなければ、幾ら景気刺激策で財政を刺激しよう、あるいは財政支出をしよう、あるいは減税をしよう、将来例えば増税になるとか、そういう不安があつては、やはりそうした効果は十分に景気対策としてもうまくいかないのではないかと、そのように考えておりました、そういう意味でも、昨年、構造改革につながる景気対策、経済対策というものを打つべきであるというふうに主張をさせていただいております。

そうした中で、この所得減税につきまして、先ほど大臣から、今回ののは、将来的に決定的な障害になるようなものは省いたというふうにお話がございますが、しかしながら、中身を見てみますと、先ほどから、課税最低限が高過ぎるのではないかと、この対して、また今度の改正でも扶養控除額を引き上げることが行われておりまして、これではまた課税最低限が上がっていつてしまふ。そういう意味では、将来、この課税最低限の問題に手をつけるに当たつて大変にいろいろな障害のハードルを高くしてしまつていく、そういうこともあるのではないかと思つております。

ですから私どもは、そうした将来に対する本當に抜本的な財政改革へ向けての方向づけというものをここでしっかりと国民に提示することが、将来

に対する税制の安心感、そしてみずから負担する税負担というものに対しては、予想ができるということもありませんから、そうした形で将来にきちんと、税制の形はどのような方向に進むのか、そうしたものを明らかにする必要があるだろう、まずそのような考え方に立ちまして私どもは私どもの減税案というものをまとめさせていただいたわけでありませう。

ですから私どもは、個人所得課税のあり方の抜本的改革につながるように、最高税率の五〇％だけを引き下げるのではなく、一律に二割カット、税率を引き下げるという形で行つております。

また、控除制度におきましても、本来は、これは私の提案理由説明でも申し上げましたが、控除制度というのは、結局は限界税率の高いところの、そういう意味では高額納税者、高額所得者にとつてむしろ恩恵が大きいということを考えますと、むしろそうした扶養控除というふうな部分は社会保障政策として歳出の方で行うべきではないか、そのような考え方から、子供手当というふうな形でこちらの方も扶養控除を変えていくということでも考えておるわけでありませう。

また、それと同時に、今分離定率課税となつております利子、配当、株式譲渡益等の総合課税化あるいは納税者番号制度の導入、こういうことも三年という期限を区切つてそれまでに導入する、そのような形でこの日本の税制全体をこういう方向に変えていくんですよ、そういう方向をしっかりと指し示す、それが回り回つて今の景気にもいい影響を与えるんじゃないか。

また、先ほどからの委員の御指摘にもありまして、一部、今回の減税では昨年度よりも負担が重くなつてしまふのではないかと、その点に關しては、私どもは、そこを税だけではなく、手当の方の拡充という形でこうした人たちの負担が重くならないように、そういうことにも配慮をする。まさにそういう意味では、難しい中で、景気対策と抜本的な税制改革、そうした二本の方向を両

立をさせるような方向をとらせていただいた、そのように御理解をいただきたいと思つております。

○中川(正)委員 少し具体的に確認をさせていただくと、例えばサラリーマン夫婦二人の標準世帯で給与年収五百萬円の世帯の場合、今の政府案では九八年と比較して九萬三千円の負担増、こういうことになるわけですが、民主党案ではこれは上がるんですか下がりますか、下がるとすれば幾ら下がるんですか。

○古川議員 私どもの民主党案では、これは約四萬七千円、負担が軽減するということになつております。

○中川(正)委員 民主党案ではこれが下がるといふことですね。

それからもう一つ、扶養控除の見直しとそれから児童手当の拡充といふこと、これをセットで提案をされております。それで、これはこれまでの税方式、特に家族を単位とした税から、個人を単位にした、今の時代に合せていくような税方式に切りかえていくといういわば大義というのか、その方向性の中で今回の制度が工夫をされたんだというふうに思ふんですが、このこと、もう少し詳しく説明をさせていただきませんか。

○岡田議員 私どもは、先ほど古川さんの方からも説明いたしました、児童手当の拡充と扶養控除の見直しというのを言つておるわけですが、これは少子・高齢化対策の一つの切り札として、もちろん当面の景気対策もありませうけれども、より中長期的な視点で提案をさせていただいております。

扶養控除と児童手当の議論というのは、私は二つ切り口があると思つてます。一つは理念の問題でありませう。扶養控除を現在とつては、その理由として、子供を育てるための最低限の生活費用といふのは担税力がないわけで、そこに課税するのはおかしい、恐らくそういう世界での議論があつたことだと思つてますが、実際に現在の扶養

控除の額では子供一人育てることはできないわけでありまして、いわばこれは一つのフィクションだと思つております。

理念的に言えば、やはり子供を育てるということ、これが個人の分野の話なのかあるいは社会的な問題なのかということに私はなると思つてます。個人であればそれは税額控除ということになじむ。しかし、社会的にやはり子供を育てるということ、これを応援していかなければいけないということになれば、むしろ税ではなくて手当だ、そういうふうになつております。

少子化社会というのは、私どもが抱える、日本が抱える非常に大きな問題でありまして、これに對して政策的に何とかしていかう、これは非常に大きなテーマだと思つてます。そういう意味で私は、社会全体として、つまり手当制度でやつていくというのが本筋だ、理念的にはそういうふうになつておる。

それからもう一つは実際的な理由でありまして、税でやつた場合には、先ほど来御指摘ありますように、所得の多寡に応じてその控除の額が変わる、減税の額が変わるということになります。手当ですと、そういう所得にかかわらず、もちろん上限などを設けることはありませうけれども、基本的には同じ額ということになるわけでありませう。そこで私どもは、これはやはり、所得の多い人がより控除される、減税されるという考え方はなじまないだろう、そういうふうになつておると思つております。

念のために申し上げますと、政府案と民主党の案を比較したときに、年収が二百萬の三人子供が居る世帯ということ念頭に置つてみますと、政府案では減税額はゼロでありませう、つまり所得税を納めておりませうから、私どもですと年間四十八萬でありませう。七百萬ですと、政府案では十五萬、我々の案ですと四十八萬、一千二百萬で所得の上限を入れておりますので、例えば三萬の世帯を考えると、政府案ですと五十九萬の減税に

なりませんが、私どもでは手当はゼロ、こういうこととでございます。私どもは、私どもの考えた案の方がすぐれている、そういうふうな確信を持っているところでございます。

○中川(正)委員 兎重手当については、最近方々から、いわゆる民主党だけじゃなくてほかの党からも、これを創設すべきだという案、あるいはその幅を広げるべきだというような議論が出てきました。私は、これは元祖は民主党というふうな思っております、そういう意味では、みんながそういう流れになってきたというのは非常にいいことだというふうに思っています。

その上で、今の民主党案の他党との違いといえますか、それぞれこれから話し合いをしていく中でどのような特徴を持っているかということ、これを説明していただきたいというふうに思っています。

○岡田議員 実は、公明党さんが非常に似た提案をされておられます。どちらが先かというふうなけちな議論は私はいらない方だと思いますが、たしか十一月の景気対策のときにそういうことを申し上げたわけでありまして、もとはといえば旧新進党時代に、ともに勉強しながらそういう方向が正しいのではないかとということで、私も年金や医療問題中心に責任者をさせていただいておりますが、そういう議論の中で出てきた話だということに承知しております。

公明党さんと私どもの違いというのはさほどございませぬ。あえて言えば、私どもは三歳から十八歳だけではなくて、十八歳以上二十三歳未満についても手当がもらえるという仕組みを入れているといふところが違うところかなというふうに考えております。基本的な考え方は骨格、そういうものについては私は同一であるというふうなことを考えております。

○中川(正)委員 さらなる議論は同僚の山本議員が後引き受けてやっていたといたうふうな心得ておりますので、この所得税に関しては、私から

は以上にさせていただきたいというふうに思っています。

それで、さらに気になると思いますか、最近の長期金利の上昇、これについてちょっと二、三だとしておきたいことがありますので、それに時間を割かせていただきたいというふうに思っています。一時上がって、きのう、きょうまた少し下がった、一番最初その引き金を引いたのは、これは、国債が今度の予算の中でしつかりあふれてきますよ、飽和状態になってきますよという、その底辺があるわけでありまして、直接的に国債の価格の下落のきっかけをつくったのは、去年の暮れ、大蔵省の資金運用部が既発国債の一月からの買い入れを停止する、こういう決定をしたことが直接の金利上昇の引き金になったわけでありまして、それを発表したその理由というのが、景気対策に伴う財政投融資の拡大や地方自治体への貸し付け増が国債の買い入れを停止していくという理由になっておたわけでありまして、この条件というのはまだ全然変わっていないことだと思っております。ところが、ついこの間になりました、もう一回これをもとに戻して、やはり買おうんだ、二月、三月、二千億ぐらい買い増していくという発表がありました。

私は、この資金運用部のこうした非常に不透明な、そしてその根拠をいまいにしたままに買おうとか買わないとかというふうな話、これが今の金融市場の心理をかき乱している。それと同時に、この政策に対する不信というのが募っておるわけでありまして、

この際お聞きをしたいのは、お聞きをしたいというよりも、はっきりさせていく必要があるだろうと思うんですが、資金運用部が買い付けをやらないと言ったときの具体的な根拠、どういう根拠に基づいて、財投を見て金を使わなければならぬいからとか、あるいは地方自治体への配慮だとかいうような、ただ単にそういう話じゃなくて、

具体的な根拠は何だったのか、それをまずお聞きしたいというふうに思っています。

○中川(正)委員 昨年十二月に資金運用部による国債の市中買い入れを停止することとしたしなわけでございますが、これは、今先生御指摘になられたように、一つは昨年四月の総合経済対策及び昨年十一月の緊急経済対策の実施のための財政投融資の追加、これがかなりの額になったわけでございます。

具体的に申し上げますと、平成十年度の一次補正予算、三次補正予算の合計で、九兆八千三百四十四億円の資金運用部資金に対する追加需要が生じたわけでございます。同時に、資金運用部資金による国債引き受けも、合計で三兆二千億円の追加が行われました。また、十年度におきましては、地方財政対策のため交付税特別会計への短期貸し付けも、年度途中におきまして二兆九百五十六億円増加させたわけでございます。したがって、十年度の追加額の総計は十五兆二千六百六十億円となっております。また、十一年度予算における交付税特別会計への短期貸し付けの増加額は、八兆四千九百九十三億円というふうになっておるところでございます。

一方、原資の動向を見ますと、郵便貯金につきましては、九年度に大幅な預託純増となったわけでございますが、十年度はそれほど大きな伸びとっておりませんが、一月末時点で預託純増額を比較いたしますと、九年度は十三兆三千七百二十億円となっておりまして、十年度は十一兆六千六百二十億円ということでございます。厚生年金、国民年金の預託純増額につきましても、九年度の実績は七兆六千九百六十六億円でございまして、十年度は減少する見込みでございます。また、さらに十一年度の計画額は四兆三千億円でございまして、平成十二年、十三年の両年におきましては、いわゆる平成二年、三年に預入されました定期郵便貯金の集中満期問題という

のがございまして、郵便貯金の大幅な純減が予想されているわけでございます。ただし、その程度につきましても、その時々々の金利情勢等により左右されるものでございまして、確たることは申し上げられないわけでございますが、いずれにいたしましても資金運用部の資金繰りというものが、特に十二年度を考えると相当厳しくなっているというところから、できるだけ流動性を確保しておきたいという判断で、昨年の十二月に国債の市中買い入れを停止したわけでございます。

しかし一方、資金運用部といたしましては、日々の資金運用を確保かつ有利にしていかなければならないということもこれまた務めてございまして、そういう意味では、最近の市場の状況あるいは資金運用の必要性等を考えまして、確実に有利な運用をするという観点から、二月、三月、国債の市中からの購入をいたすということにしたわけでございます。

○中川(正)委員 ということは、これは、きのうの宮澤蔵相の発言では、二月、三月に各二千億ずつ買っていく、こういうことなんです、さっきの説明を聞いておると、もうこれ以上はつき合いうことはできないというふうな前提の中でとらえ、二月、三月、こういうことなんです。それとも、これから資金運用部というのは、日銀の資金をどう使うかという、もう一つ別な議論も踏まえていきながら考えていくと、どうしても資金運用部の資金というのを有効に使わなければいけないということ、やはりマーケットにもはつきり腹を据えて示していくのか。それはどちらなんです。

○宮澤国務大臣 私の立場は、片っ方で国債の発行者でございますが、他方で資金運用部資金の運営を適正に行うという、そういう意味では買う立場もあるわけでございますが、今局長が申し上げましたように、こういう補正予算を組み、あるいは大きな予算を組みましたので、資金運用部に対する資金需要が、財投ばかりでなく、地方財政が

非常に悪いというようなことで短期に貸し付ける
というようなことから、非常に苦しくなっており
ますことは事実であります。

他方で、これも局長が申し上げましたが、いわ
ゆる定額貯金、郵便貯金が平成十二年に満期にな
ることからくる、どれぐらいの放出、償還がある
だろうか。これはもう予測しきしうがないこと
でございますが、数十兆とか百兆とかいうことが
今言われているあの数字でございます。

いずれにしても資金運用部に対する原資の提供
というものはどうしても減ると考えるべきだろう
ということとは常識的に考えられるわけですが、需
要と供給と両方の面から資金運用部の運用が苦し
くなるということで、昨年の暮れに、毎月二千億
ずつ買っておりましたが、これをやめようという
ことを事務当局としては一応決心をして、私もそ
れは一つの考え方だということも申しました。

それはそういうことでありましたが、どうも市
場がややこれに過剰反応したかなという感じが私
はしております、その後、様子を見ておりまし
た。確かに、国債の発行量は多くなるわけござ
いますから。

しかしながら、私の発行者の立場から申しま
す、シンジケート団に買ってもらう、その話はず
まくまいりますけれども、発行条件というものは
どうしてもやはり市中に影響されます。ですから、
発行者としての私は、そのところは、やはり
発行量が多だけのことをいろいろに考えなけ
ればならない。

バラエティーをつけることもよろしゅうござい
ましょうし、いろいろな方法があると思いま
す、少なくともこの暮れから起りました長期金
利の水準というものは、もとより、昨年の夏ご
ろ、九月ごろのような〇・六であったりすること
は大変に異常な低い金利だと思えます。思いま
すから、二%そのものがとても高い金利だ
ということとは国際的に言えないと思えますすけ
れども、いかに反応が少し激しゅうございま

から、そういうことも考えまして、このところは
市場がモアレートに生まれることの方が望ましい
ということと、かたがた、運用部の方にも、そう
いう状況であれば、将来の、平成十二年の原資と
いうようなことには必ずしも一元的にこれとい
うはつきり予測のつく数字でもございせんから、
何らかの弾力性はないわけではない。こういうこ
とから、このたびのような決心をいたしました。

それは、一つは国債のバラエティーを、十年物
を二年物あるいは六年物に少し割愛したというこ
と、あるいは二月、三月で二千億ずつの買入れ
をしようといったようなことでございます。この
程度のことであればできないわけではないという
ことで決心をいたしました。

そこで、お尋ねは、これはいつまでやるのかと
いうことでございますけれども、私としては、や
はり基本的にマーケットが余り過剰に大きく反応
するということはいずれにしても好ましくないこ
とであるというのを思っております、今とし
ては、今回の措置で一応激しい動きは収拾するの
ではないかと考えております。

したがって、新年度になってどうするとい
うようなことについては、ただいま、いずれとも
申し上げる状況ではないと思っております、市
場の様子を見させていただきたいと考えておりま
す。

○中川(正)委員 金融界の反応は刻々出ていま
すけれども、非常に冷ややかなものでありまして、
いずれにしても、ベースが飽和状態というか、国
債の増発というものは避けられない、それがもう目
に見えているということであるだけに、完全にこ
この部分で手詰まりにきたということと、いわゆる
ケインジアン的なこの方式が続かないんだとい
う、一つのシグナルでもあるんだらうというふう
に思っていますね。だから、予算の構造を案する
ということ、そこへ向いてどこまでメスが入るか
ということ、それを恐らく市場もじつと見ているんだ
らうというふうに私自身は解釈しております。

その上に立つてもう一つ気がかりなことがある
わけですが、それは、金融再生委員会の方
が七兆四千五百億資本注入をしていくということ
をほぼ決めてまいりました。これもまた一つの、
ファイナンスの仕方によつては増発要因になつて
くるわけですが、このファイナンスをどう
するかということですね。お聞かせをいただき
たいというふうに思っています。

先生御指摘の公的資金注入の問題でございます
けれども、預金保険機構が金融再生委員会の認可
を受けて調達を行うというふうな早期健全化法で
はなっております。その調達の仕方についてござ
いますけれども、日本銀行、金融機関その他の
民間からの資金の借入れ、あるいは預金保険機
構債券の発行をすることができるといふこと
になっておりまして、規定上幅広い調達方法が認
められております。

○中川(正)委員 認められていることはわかつて
いるんですよ。どういふふうにするのかと聞いて
いるんですよ。

○森(昭)政府委員 どのような調達方法が一番適
切であるかという点については、これから実務的
な検討を行うこととしております。

○中川(正)委員 これについても、どつちにし
たつて大きく影響が出てくる中身なんです、日
銀借り入れにしたって、あるいは預金保険機構の
政府保証債を発行するにしても、やはり保証債を
発行したら、またこれは同じように長期金利に響
いてくる。あるいは日銀借り入れをやったら、日
銀の中がどうなるのか、バランスシートがどうな
るのかという話になってくる。

そういうことを前提にしながら、ちゃんとした
アカウンタビリティというか、説明ができるよ
うな体制の中でこれをさばっていくかきやいけな
いという議論なんです。だから、これはいわゆる
オープンで、それぞれに理解をしながらやはり
決めていくということが、今の市場の状況から見

ていると大前提だといふふうには思っていますね。
もう一度答えてください。

○森(昭)政府委員 お答え申し上げます。
先生御指摘の点も踏まえ、今後実務的な検討を
行つてまいります、いずれにいたしまして、
預保機構が資金調達を行った際の金融市場に及ぼ
す摩擦的な影響ということだと思つていただい
ても、これにつきましては、日本銀行の金融調節に
より、適切な対応が図られるものと認識しており
ます。

○中川(正)委員 ここで押し問答しても仕方ない
んでしようが、では、期日だけ確定しておいてく
ださい。いつ、どのような形で決めるんですか。
○森(昭)政府委員 今回の公的資金注入は、大手
行につきまして、この三ヶ月に不良債権の処理を
終えるというのを一番大きな目的にしておりま
すので、三月末までには払い込みを終えるとい
ふふうに考えております。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕
○中川(正)委員 三月末という期限があるだけ
に、これはどつちにしても非常に大きな影響に
なつてくると思つておられますか。これ
はもう一度大臣、どのようにお考えですか。

○宮澤国務大臣 お尋ねの前段でちよつと申し上
げておきたいことがあつたのは、ケインジアン
云々と言われた部分でございます。
基本的に、今政府がこれだけの赤字財政をやつ
ておりますのは、冒頭に中川委員が仰せられまし
たように、消費もだめ、設備投資もだめという、
その設備投資もだめの部分と当然のことながら関
係がございまして、民間の資金需要がない、それ
は設備投資意欲がないということと関係がござい
ますので、いわゆる民間の資金需要と政府の金融
調達とがクラウドアウトするといふ状況にない
というのが私どもの基本的な判断でございます。

したがって、政府が国債を、六十兆ですか、七
十兆ですか出すということは、それが幸か不幸か
クラウドアウトしないと申し上げていいんだと思

いすが、という状況において行われておりますので、したがって、それから長期金利がどんどん上がり続けるという状況にはない、これも幸か不幸かと申し上げます。しかし、もし民間の資金需要が出れば、政府はそんなに大量の国債を発行して経済を刺激しなくてもいいはずでございますから、理屈からいえば、そういうことがございますので、したがって、今長期金利がどんどん上がっていくという状況にはないというふうな基本的には考えております。

それで、今預金保険機構のお話でございますが、これから七兆数千億でございますか、今お話のありますことが確かに公的資金の導入になっていくわけですが、今預金保険機構や再生委員会の方からお話ございましたように、それをどうやって預金保険機構が調達するかということ、銀行もあり、民間もありということだと思っております。民間も相当応募があるかもしれない。ただ、日本銀行としても、銀行のバランスシートが余りに悪くなるということには当然懸念を持っておられますから、そういうこともまたいろいろ考えられておやりになるであろうと思っております。

○中川(正)委員 その議論の延長線上に日銀の状況というのがあります。実は私、非常にこれは懸念をしております。きょうの新聞も、整理回収銀行へ出資をした四百億円というのが八割強焦げついて、日銀も出資した分はこれで焦げついてしまいましたよ、こういう話がまたまた出ているんですけれども、こういうことも前提にしまして最近の日銀のバランスシートが非常に膨れてきている、こういうことですね。

それを、ちょっと時間的な関係もあって、一つ一つどのように考えておられるかというのを聞きまして、きょうのニュースで、まともな全部聞きますから、今どきのニュースでこれを見ていられるかというのを説明していただきたいと思うんです。

これは比較なんです、拓銀、長銀あるいは日

債銀が破綻をして、それを取り込んでくる過程とその前との数字の比較であります。トータルでいまして、九七年九月、これはそれぞれの銀行の破綻前でありまして、これが五十六兆五千億、トータルの資産ですね、額がこれぐらいです。これが九八年十二月になると九十一兆二千億、これだけ膨れてきております。

その中で、まずそれぞれ御説明いただきたいのは、預金保険機構あての貸付金、それと日銀特融が八兆八千億円の増加をしております。それから、買入れ手形、手形オペが八兆九千億円の増加であります。それから、国債残高自体も十一兆四千億円の増加というところであります。だから、トータルで総資産が三十四兆七千億円の増加になって、率でいくと六一%膨れ上がってきている、こういうことであります。

この間、政策委員会、日銀が新規の国債の買取りをやれという圧力に対して、やりませんよという結論を出していただいたというのは、これは私は正しいことだと思っております。けれども、そういう圧力が片方にありながら、実質は、特に国債なんかの膨れぐあいを見ていると、日銀自体がこれを引き受けているという流れがここに出てくると思っております。

さらに、この三月末のそれぞれ預金保険機構の決算を迎えて、こちらが貸し付けている資金の清算ということも一つは前提にあるでしょうし、それから預金保険機構が、もう一つは保険料率を決めていく、その基準になるものが、どこまで政府資金が当てにできるかということによって、それぞれ民間銀行が保険料として調達をしていく金額を確定していく基礎になっていくんだらうというふうな思っております。それだけに、私は日銀のバランスシートというのが非常に大切なことになってきているんだらうというふうな思っておりますが、その辺も含めてどのようにお考えか、聞かせていただきたいというふうに思っています。

〔鴨下委員長代理退席、委員長着席〕

○藤原参考人 お答えいたします。先生ただいま九七年九月末のバランスシートを起点にしてお話をなさいましたので、九七年九月末から現在にかけてどういうふうなバランスシートが変化してきたかという概要を簡単にまず御説明申し上げます。

九七年九月末から本年一月末にかけては、バランスシートは約五十六兆五千億から七十九兆七千億と拡大しております。これは、基本的には、デフレ的な状況を回避するために潤沢な資金供給を継続してきたという政策努力の結果だと思っております。決して、処分にコストのかかる不良資産がふえているという増大ではございません。

この間のバランスシートの変化をちょっと資産項目別に見てみますと、まず、CPオペを含む買入れ手形の増加が挙げられます。CPオペ残高は本年一月末で約七兆一千億円となっております。これは、企業金融の円滑化に資することをねらいとして積極的に活用してきた結果でございます。このCPオペの実行に当たりましては、信用力などの点から適格と認められるものだけを金融機関との現先方式によって買入れることにしておりますので、企業サイドとそれから金融機関のサイドの二重の信用チェックによりまして安全性を補強しているところでございます。

一方、国債につきましては、買い切りオペは、御承知のとおり長い目で見て銀行券の増加に見合った金額に対応させるということで実施してきております。今回の政策決定会合におきましてもそういうことで対応しております。こうしたことなどから、国債の残高は、九七年十月から本年一月末までの間に約四十五兆六千億から四十七兆三千億と二兆円弱増加しております。

また、九七年十一月に開始したレポオペ、これは国債貸借を通じた資金供給の手段でございますけれども、レポオペは、バランスシートの上では実はこれについては会計上二重計上されております。残高は四兆一千億円でありますけれども、

これは現金を担保に国債を貸借するというメカニズムでございますので、保管国債とそれから国債借入担保金の金額が二重に計上されておられるわけです。ですから、実態を見ますにはその辺を差し引いて勘案するのが至当かと存じます。

それで、今月十二日の政策委員会の政策決定会合におきましては、買い切りオペはこれまで同様の頻度と金額で実施していくということと、それから、レポオペにつきましては従来以上に積極的に活用していくという方針が決定されたところでございます。

また、御指摘の預金保険機構向けの貸し付けや特融といった信用秩序維持を目的とする貸し出しに対しましては、預金保険機構向け貸付残高が九七年九月末の約三千億から本年一月末の約七兆一千億と、その間約六兆八千億円の増加となっております。一方、いわゆる特融残高は、同じ期間の間に四千億から六千億へと増大しております。

これは、つまり預保向け貸し付け及び特融は、金融システム全体の安定維持にとつて不可欠ないわゆるシステムミックスの防止という観点から実施しているものであります。こういった信用供与を行う場合には、同時に日本銀行自身の財政の健全性にも十分に配慮してやっております。

預金保険機構向け貸し付けや特融につきましては、今後とも、必要最小限の金額及び期間にわたってこれを行っていく方針でございます。

また、先ほど触れられました預金保険機構の資金調達につきましては、政府保証債の発行といった調達手段の多様化を含めまして、さらに民間からの資金調達の層の拡充を図られるというところを私どもとしましては強く期待しているところであります。

日本銀行といたしましては、今の日本経済が抱える問題の克服に向けて今後とも中央銀行機能の適切な発揮を図っていく方針ですが、その際

も、日銀のバランスシートもある程度は影響を受けかねない面もありますけれども、大事なことは中央銀行としての財務の健全性が全体としてしっかり維持されているということだと思っております。そういう趣旨に従いまして、我が国の内外の信託を確保していく上で、今後とも十分細心の注意を払って運営していく方針でございます。

○中川(正)委員 最後に一点だけなんですけれども、先ほど出ていました預金保険機構とそれから特融ですね、これは日銀として全体のバランスの中からいったらこれぐらいが限度ですよ、それはやはり公にはつきりしておく必要があるだろうというふうに思うんですね。その基準を決めた上でそれだけの相手が判断をしていくということがあるんだらうというふうに思うんですが、それについてはどうですか。

○藤原参考人 どのくらいが預保向けの資金及び特融の資金が限度かという問題につきましては、特に数量的に幾ら幾らまでといったことは現時点では言えないかと存じます。

もちろん、バランスシートの大枠がありますので、その中でどの程度のウェイトを占めるかということはいわゆる非常に重大な関心事ではありますけれども、まず、日本経済の現状にとって必要なお金は十二分に安全性を検討した上で供給すべき面は供給する、しかしそれにはやはり日本銀行の健全性を一方で考えながら供給していくということでありまして、これから出ていくお金が幾らかはにわかに想定はできませんけれども、ケース・バイ・ケースで慎重に検討していくということかと思っております。

○中川(正)委員 もう一つ私にとつては釈然としない話であります、ぜひそこところは、対外的にも日銀の動向というのが非常に微妙なものになってきているときでありますから、ぜひはつきりさせていたいただきたい。それで、限度はここまでですよというところによって、逆に、その対象になる金融機関、特に預金保険機構それから民間銀行

が腹をくくれる、こういうことでありますので、希望として申し上げておきたいというふうに思っています。

最終的には、長期金利、これはただの国内の話だけじゃなくて、もう一つは、やはり円のレベルがどうなってくるかということにも密接に結びついてきている、それが一つの循環として経済の動向を今上から抑えつけ始めてきている、ここに危機感を持たなきゃいけないだろうというふうには私に思うんです。その視点からいくと、今手詰まりになったこの状況に対して、やはりしつかりとしたビジョンというものが、こうした戦略で行きまよという、小手先じゃなくて基本的なビジョンをやはり示してもらふ必要があるだろう。そこがないから皆今不安になっておるということであります。

そこを指摘をさせていただきまして、私の質問を終わります。

○村井委員長 次に、山本孝史君。

○山本(孝)委員 民主党の山本孝史でございます。

宮澤大臣には毎日御苦勞までございます。きょうもよろしくお願いを申し上げます。

多少質問の順番が変わっておりますけれども、きょうは、我が民主党が提出をいたしました法案、児童手当の抜本的な拡充によって子供手当を創設するということが日本の将来にとって大変いいのではないかとこの点について、御質問をさせていただきたいと思っております。

我が党の法案あるいは我が党の主張については、本会議あるいは他の委員会等を通じてたびたび主張を申し上げ、大蔵大臣からはお考えをお示しいただいております。こういう理由でだめだということを幾つかいただいております。

その点はまた後で話をさせていただきますとして、扶養控除の持っている逆進性の問題ですね。先ほども我が党の岡田議員からも指摘をさせていただきます

きましたけれども、まずは、扶養控除でやる限りにおいては、課税最低限以下の人には全く機能しないという点がある。もう一つ、高額所得者には恩恵が多いけれども、低所得の方には余り恩恵が行かないという点で、扶養控除でもって何らかのことはやっつけていこうというのはなかなか難しいのではないかと、この点について、まず大蔵大臣の御認識をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○宮澤国務大臣 だんだん御所論を進めていかれるんだと思いますが、扶養控除というのは税の制度としてございますので、税という観点から申しますと、やはり基礎控除を初めいろいろな控除が、これはかなり何十年の間にだんだん変化いたしました。が、生まれてまいりました。

基本的にはやはり、殊に累進課税はそうでございますけれども、直接税に対して負担能力、応能負担というような物の考え方が当然でございますから、それによって税の公平性が保たれる、そういう意味。あるいはもちろん、一般的に所得を上げるためのコスト、生活のためのいろいろなコストといったようなこともございますし、基礎控除といたようなものは基本的にそういうことだろうと思っておりますが、そういう意味で、税の観点からいって負担能力、応能負担を公平につくり上げるための考え方の一つは、やはり私は扶養控除というものであると思っております。

どういことがいかに、それはいろいろの態様がございまして、少くとも子供を持つていられるというように、少くとも生活のコストがかかるわけでありまして、よほど富裕世帯は別ですが、子供の数が多ければそれだけ生活費がかかるのは当然のことでありまして、そういうことはやはり税の応能負担の立場からいえば考えるべきだろうというものが、とりわけ扶養控除というものの持っている意味であろうと思っております。

それは、もともと基礎でもって所得から何かを控除してしまうということは、それ自身は確かに累進的ではありません。逆進的でございます。しかしながら、ある程度みんなを能力でそろえるという意味で、やはり何かの控除は必要ではないかというふうに考えるのではないかと、思います。

他方で、それならそれは、殊に児童の場合には、税制の一端としてではなくて、むしろ歳出として考えるべきではないかというふうに思っています。国もございまして、アメリカには児童手当というようないものがたしかないと思っておりますが、今度はいギリスには扶養控除のようなものがない。日本はミックスになっておると思っておりますけれども、ですから、扶養控除というものをやめて、そのかわりに児童手当を支給することの方が、少なくとも扶養控除の持っている非累進性、逆進性というものはそれで問題が解決できる、それは確かにつきとそうだろうと思っております。

同時にしかし、これはどういふう申し上げますか、正確に言えませんが、人によって、国から金銭をもらうよりは、児童の養育、扶養のための施設なりなんなりを給付された方が自分としては好ましいと仮に思われる人々にとりましては、それでしたら、別にそういう給付や金銭的な手当よりは、むしろ扶養控除は扶養控除であつて国の施策をしてもらった方がいいと考える人もあります。その辺は個人差もあるし、あるいは国によって、経済の発展段階によって違うかもしれないと思っております。その両方の代替性ということについてはいろいろ考えたりもいたします。

他方で、冒頭に申しましたように、税は税の立場としての負担能力、応能負担といったようなものから、控除というものはやはり入り用だ、こういうふうな今まで考えてまいつておるわけであり

○山本(孝)委員 民主党としての考え方を岡田先生の方から後でまた言っていたらいいと思うんですけれども、今、私は、一番最後のところで、もう一遍主張したいところがある。大蔵大臣の頭の中に給付というものに対しての非常に恩恵的な考えがあつて、見えない形でもらつてゐるのはいいけれども、給付という形でもらうのはいかぬというの、これは社会保障というものに対してネガティブなイメージをお持ちなんじゃないか。私、多分そうじゃないんだと思うんですけれども、そういう言い方に思うんですね。

諸外国においても控除制度もあれば手当でやつてゐる部分もある、それは大臣御指摘のとおりです。でも、扶養控除と社会保障としての児童手当のあり方は調整をしていこうという形がどの国を見ても今やつてゐることであつて、首を振つておられるのは勝手に振つておられるだけだけれども、ここは各国ともにもつとちゃんとした研究を私はしていただきたいと思つてますね。

今おっしゃつておられる、租税力をきちつと保たせるためにまず控除制度がありだという形のこの人的控除というものに関しての考え方は少し違ふんじゃないか、もう少し考えていただきたいというふうには私は思つてゐるんですが、岡田先生、今の大蔵大臣の御答弁をお聞きになつていて、私はちよつと違ふと思つてゐるんですが、お考えはどうでしょうか。

○岡田議員 子供を育てる最低限の費用について、これに課税をするわけにはいかぬ、こういう考え方は税の世界だけを見たときにはあるいはあるのかなという気はします。

しかし、問題は、子供を育てる費用をどういう形で見るとが理想的にも実際的にもいいのか、そういう判断の問題だと思つてます。そういう観点で申しますと、先ほど少し中川議員のときに御説明いたしましたように、私は、手当制度の方が理念的にも実際的にもすぐれてゐる、そういうふう

考えております。

なお、諸外国いろいろありますが、フランス、イギリスは手当制度、ドイツは控除と手当の選択制、アメリカは控除、こういうこととございまして、議員御指摘のように、日本では三歳までは手当もありまして、手当と控除が併給のような形になつておりました、私は、議論がきちんと整理されてゐない、そういうふうにおつておりました。○山本(孝)委員 今回いろいろ資料を読ませていただいて、大臣、実はこの児童手当と扶養控除のあり方というのはかなり古くて新しい問題だということに私も気がつきました。

まず新しい方で申し上げれば、社会保障制度審議会が平成七年に出しました「社会保障体制の再構築」という報告がございます。この中で、児童手当について次のように触れておりました、

我が国の児童手当制度は、制度自体やその具体的仕組みについては見直しが求められるなど、いまだ必ずしも十分我が国に定着してゐるとはいへない。今後育環境の整備の一環として児童手当制度の充実を図っていく必要があるが、その際児童手当と税制の児童扶養控除や企業による家族手当との調整に考慮が払われなければならぬ。

ということを言つていまして、ここは調整が必要じゃないかということ、実は社会保障制度審議会が平成七年に言つてゐる。

古い問題だというふうには申し上げたのは、昭和五十三年秋に設置されました児童手当制度基本問題研究会というのがあります。昭和五十三年にその報告を出しましたけれども、児童手当はこういう形がいいのかというこの報告を出した中で、二つの方策を言われた。

一つは、扶養控除をそのままにして、児童手当を低所得者に対してのみ第一子から支給する一種の救済施策とする方法がいい。今、この形になつてきたわけですね。もう一つの方法は、扶養控除にかえて第一子から児童手当を直接支給する方法

をとつたらどうかという二つの案を示されて、この問題の専門家の研究会は、後の方、扶養控除にかえて第一子から児童手当を直接支給する方法の方がいいんだという話を出したんです。

それに対して、その五十五年の秋、十一月に開かれました政府税制調査会の答申では、扶養控除は基礎的非課税部分を構成する主要な要素であつて、この部分だけを抜き出して児童手当という全く性格の異なる制度で置き換へるという考え方は、所得税全体の体系を無視した議論であり、とり得ない

という話をしたわけですね。だから、税制の世界では扶養控除に手をつけるなどということはだめだという話で、ずっと飛ばされ続けてきてゐる。その延長線上ですつと大蔵大臣もこういう御答弁をされておられる。本場にそれがいいのかという話を今回はもう一遍考え直すべきなんだ。

いや、世界各国によつては児童手当でやつてゐるところもあれば控除でやつてゐるところもあるとおっしゃいますが、ドイツにしろイタリアにしろ、西欧の諸国においては、やはり扶養控除制度の持つ逆進性というものを考えるならば、ここは児童手当との間に一定の統合をとつていかざるを得ないということであると考えて、調整し始めてゐるわけですね。

それはここで、フランスはこうやつてゐます、あるいはドイツはこうやつてゐますというふうには御答弁をされたとおりで、そういう意味で社会保障制度審議会も、やはりずつとここ二十年間問題になつてきてゐる児童手当の問題について、一番最後に出てきた児童手当という、残念ながら未熟児で生まれてきて、小さく産んで大きく育てようというこでもちよつとも大きくならない、そのま

まにほつたらかしてにされてゐるこの児童手当制度をきつちりと、税制の問題と絡める中で考え直そうと言つてゐるわけですね。今回我々が提出してゐる法案は、もう一遍この考えようということを出してゐるわけで、これ

は結論めいた話になりますが、そこを真摯に御検討を、まあ公明党さんも同じような案でお出しになつてゐるわけで、大蔵大臣としても検討するに値するような御答弁をこの間来されておられますけれども、ここは余り税制の議論に引つ張られて、もともとその議論にまで乗れないというのか、議論にも入れないという状況は私はいかがなものかというふうには思うんですけれども、いかがでございますか。

○宮澤国務大臣 それは私は余り先入観を持っておりません。そういうことを現にやつてゐる国はたくさんあるし、国会でもだんだんそういう御議論になつてゐますし、そういう御議論があつて、これから恐らく時間とともにどういふふうにするべきかという御議論が国会全体あるいは国内全体、各界に広がつていく問題であらう、そういう問題として私は考えております。決してこれはクロードクエスチョンだというような頭でおられるわけはございません。

○山本(孝)委員 ここはやはり理念にしっかりと基づいた制度をつくるという意味においても、まあ議論の入り口にも入らないというわけではありませんが、せんといふことなんでしょうけれども、検討するといふふうにおつしやつておられますので、しっかりとした検討をしていただかないといけません。今おつしやつてゐます。そういう意味でも古くからいふ問題ですといふふうには申し上げてゐるわけです。

ただ、検討していただく上において、児童手当といふのが一体どういふ制度なのかということも、もう一遍これはおさらいしておきまさんと、後々制度をつくつていただく上でも考え方がずれてしまふといけませんので、児童家庭局長も来ていただくました。済みません。きょうは予算の分科会があつて、あちらこちら引つ張られておられるかもしれないが。

先ほど来申し上げました、残念ながら未熟児で生まれてしまつた児童手当ですけれども、局長、

まず厚生省としての御見解をお示しいただきたいと思ひます。この児童手当は何を目的としている制度ですか。

○横田政府委員 児童手当制度は社会保障制度、我が国の最後の制度といたしまして四十七年に創設されまして、その目的といたしましては、児童を有する家庭の生活の安定と児童の健全育成を図るといふことに置かれております。

○山本(孝)委員 今局長おっしゃったのは、児童手当法の第一条に目的として書いてあることをそのままおっしゃったわけですね。家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に資するといふ目的を考えれば、児童の健全育成、資質の向上を目指すといふことであるのですが、そういう制度なのか、あるいは子供のいる低所得世帯が貧乏になる、貧窮するのを防ぐといふ制度なのか、これはどっちなんでしょう。

○横田政府委員 児童手当制度のねらいそのものとしては、児童を普遍的な対象といたしまして健全育成を図っていくといふことではございまして、当初、支給対象も三子以降といふことではございまして、二子まで、さらに一子までといふふうに対象範囲を拡大してきていふことではあります。

その一方において、財源の効率的な活用を図るといふ観点から、所得制限なり、年齢につきまして、当初は義務教育終了前ではございましたが、現在のように三歳までといふふうに縮めてござるを得なかつたといふことではあります。

○山本(孝)委員 そうしますと、ここは法技術上の問題として書いてあるだけだとおっしゃっているのですが、第三条のところでは、児童とは十八歳に達するまでの子供をいふといふふうには、児童の定義がきちりしているわけですね。そうすると、冒頭おっしゃったように、子供たちの健全育成を目指すための制度としてこの制度はつくつたんだ、だが、残念なことにお金の部分で限りがあるので、第一子、第二子と支給の範囲を広

げると、支給の期間を短くする。要は、掛け数としては出てくるお金は一緒なんだからどつちかで調整をせざるを得なかつたので、そういう形でこの制度は動いてきたといふ厚生省の弁解ですか。

○横田政府委員 対象範囲をできるだけ第一子から広く支給したいといふことで、そちらの方を優先してきた結果であるといふふうには考えております。

○山本(孝)委員 対象範囲をできるだけ広げたいといふことで第一子からしてきたといふことですが、残念ながら所得制限がかかつてい

ましたが、これはけさほど急いでつくつていただいたので、申しわけなかつたのですが、本来、児童手当としては、児童の健全育成に資するためと思つていふので、年齢対象としては十八歳あるいは十六歳程度のところまでを考えている。その人たちに児童手当がどれだけの恩恵を与えているかといふ話になるんですが、いろいろなデータのとおり方があるので、多少分母を小さくすると考えれば、制度発足当時、義務教育終了までの子供たちを対象にして第三子以降出してはいたわけですね。

義務教育終了までの子供たちを分母に置いて、実際に児童手当を受けている子供の数を分子に置いたとき、すなわち対象児童として、制度発足当初の理念に基づいて対象児童を分母に、分子が幾らかといふ話を考えると、制度発足の昭和四十九年当時の支給割合は一〇%です。義務教育終了前児童の二千七百六十六万人のうち、児童手当支給対象児童は二百七十六万人で、ちょうど一〇%の子供たちが児童手当の恩恵を受けていた。その後制度が三子、一子と広がる、あるいは期間が短くなつてやうなわけですけれども、いずれにしても、その後一六%、二二%、一一%、今一%ですから、今の制度においても、一子からもらえらうになつたけれども、やはり義務教育終了前児童の約一割しかこの児童手当の恩恵を受け

ていない。そうすると、児童の健全育成を目指しているにもかかわらず、余りにも対象範囲が狭過ぎるのではないだろうか。そのところは、それもやはり財源がないからといふことでは、どういふふうに狭いといふ考えなんですか。

○横田政府委員 平成三年の制度改正におきまして、二子までだったのを一子まで拡大するとともに、三歳未満まで下げたわけでありまして、これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、この三歳未満の時期というのは一つの人間形成の基礎として重要な時期である。それから、ちょうど三歳ぐらいまでは育児が大変手間がかかる、母親の就業率もそういつたことで低くなつていふ実態にございまして、生活上もそれだけ制約が大きくなる。親の年齢も若いといふことで、一般的には収入も低い時期といふようなことで、三歳未満といふふうに重点化をいたしたわけでありまして。

○山本(孝)委員 そうすると、最初におっしゃつた児童の健全育成といふ理念でつくられた児童手当は、今や三歳未満児の育児支援策という形になつていふという理解ですか。

○横田政府委員 欧米等におきましては、義務教育終了前あるいは十八歳等、我が国よりも高い年齢まで支給対象にしているわけでありまして、しかも、基本的な生活構造を見ますと、欧米諸国におきましては、職務給が中心といふことで、我が国のように年齢が上がるにつれて賃金が上がるといふ年功序列型の賃金とは異なつております。

そういう意味におきまして、基本的なこの手当の役割といふものを我が国において考えたとき、先ほど申し上げました理由によりまして三歳未満にしたわけでありまして、理念とする健全育成なり生活の安定に資するといふ点は変わつていないといふふうには考えているところでございまして。

○山本(孝)委員 欧米では能力給で、日本のように家族の形態に着目したいわゆる家族手当のようなものがないので、幅広く児童手当といふ中でいろいろな対応をしておられる。でも、日本だと家族手当といふものがあるから、このところはその力もかりながら児童手当はこの程度でいいといふ御判断なんですか。

○横田政府委員 手当制度のねらいといたしましては、できるだけ広く対象としたいといふのが一つの目的でございますけれども、児童手当制度の効果なりあり方につきましてはさまざま議論がございまして、そういう議論を経て現在のようになつていふことではあります。

○山本(孝)委員 いろいろな議論はわかるんですが、いろいろな議論はわかるんですが、私が何回も申し上げているのは、児童手当とは一体何なんですかと。

一番最初スタートするときは、義務教育終了までの第三子に出すといふ形でスタートした。なぜ三子からなんだといへば、それは三人目ぐらいから要るし、しんどいからなといふ話になつて、義務教育終了までお金がかかるしなといふ話になつて、そういう制度でスタートした。それがだんだんと、義務教育に入る前だといふことにもなつたし、今や三歳までといふ形になつた。そのかわり、三子であつたものが、二子も一子ももらえらうになつた。

そうすると、制度がスタートした当時の厚生省がお考えになつた児童手当といふこの手当の性格、理念と、今、現行制度としてある児童手当の制度、理念といふものに大きな変容が生じているんではありませんか。

だから、今皆さんがやっておられるのは、児童の健全育成、資質向上のための児童手当として運営をされておられるのか、あるいは、所得制限がついていふから、貧しい家庭に対するものとしてやっておられるのか、三歳までですから、先ほどの御説明どおりに三歳までの子供への育児支援策なのか、あるいは子供をまた産んでくれたから

という御褒美なのか、出産奨励金なのか、一体どういう性格に位置づけて児童手当というものを国民は理解をすればいいのですか。

そこは、児童手当とはこういうものだという話をしないと、今やっているこの扶養控除のあり方との絡みも含めて、我々としては、あるいは国民としては、厚生省の子育てにかける姿勢なり政府の考え方はわからない。だから何回も聞いているわけですが、児童手当とは一体何なんですかと。

○横田政府委員 先ほども申し上げましたように、児童手当制度そのものは、児童を持つ家庭の生活の安定と児童一人一人の健全育成を目的としたものでございまして、こういった目的は、当初からこの制度、変わっていないわけでありまして。

ただ、その支給対象なり所得の範囲、これはやはり保険制度のように提出してその対価というような性格の給付ではないということもありまして、全額一般財源による給付であるということから、限られた財源をできる限り効果的にということとで、現在のような重点的な給付を行う仕組みになつていくということになります。

○山本(孝)委員 全額一般財源じゃないですよ。事業主負担が入っているんじゃないですか。○横田政府委員 そういう意味ではちよつと説明が不足で申しわけございませんでしたけれども、財源といたしましては、事業主の拠出金、それから地方負担、国費、三者から成り立っております。

○山本(孝)委員 ほとんどのお金を事業主に実は負担をさせて、一種賃金のかわりのような形で彼らに出させておいて、そのお金でどういふふうな運営をするかということですから、こども性格を形づける上で非常に重要な問題なんです。

だから、冒頭大蔵大臣にもお願いしたように、税制のあり方と児童手当のあり方は十分に調整をしなければいけないということは事実そのとおりで、それはやっていたらいいのですけれども、その中で事業主負担はどうあるべきなのかという

部分と、それからさらに言えば、自営業者の人あるいは農家の人たちはそこそこどこにどうかかわつていたらいいのかわからないことも含めて、もう少し児童手当の財源については大いに議論する必要があるんじゃないか。我々は、その財源の一つとして、控除制度をやめて、その控除制度の持つていける進捗性じゃない、きつちりとした手当という形で出した方がよっぽど理にかなつていませんかということをお願いしているわけですね。いまいちはやはり厚生省の説明が不十分だと私は思うのです。

ここに書いてあるように、児童の健全育成、資質の向上を念頭に置くのであれば、なぜ三歳までに限定をするのだ。もし一人っ子でいたとすれば、月額五万円ですか、年間に六万円、三年間で十八万円。十八万円三年間にもらつて、一体そのお金というのは何なんですかというのはいまいちはよくわからないですね。

扶養控除の中で控除されておられるということがあつたとしても、私、これからの政策というのは、多分政府がやる政策としては、もつと目に見える形の政策を打たないと少子化社会に対応はできないんじゃないか。そういう意味でいけば、扶養控除の形であらう目に見えない制度でやるよりも、もつと目に見える形でやつた方がいいはずだし、そこに、給付だからということの上で、お上がくれてやるんだというか、上から下にするんだというふうな、そういうネガティブなイメージを持たせるのではない形のものをつくらないと、何やっていけるんだという話になるわけで、そこは大蔵大臣、目に見える施策をとつた方がいいんだというふうにはお考えになりませんか。

○宮澤国務大臣 そういうこともありますが、考えようによつては、しかし、国が一歳入りに納めたものを歳出として出すよりは歳入として取らないでおく、そういう方がいいという考え方もあるとございませうね、徴税と歳出のコストが両方ございませうから。いろいろなこと総合

があるんだらうと思ひます。

○山本(孝)委員 大蔵大臣の御答弁は、後で議事録を読み返してみるとどつちをおっしゃつたのかよくわからないという話がよくあります。そういうのらりくらの答弁でなければ、こんなふうな国会の中で委員会のおつき合ひはしていただけないんだらうと思ひますけれども、大変に大きな影響力を持つておられますし、税制なり予算の組み立て、執行という中で大変大きな権限を持つておられるわけですから、ここは、大蔵の論議の中だけでいきますと税はこうあるべきだという話になつてしまつて、やはり入り口でとまつてしまふんだと思ふんですよ。各国の制度もいろいろありますし、そこはしっかりとした議論をしていただかないといけないと思ふんですね。それで、人的控除制度がどうあるべきかというのはこれから先大いに議論されるべきではないかというふうには私思つています。

そういうふうな思いながら、たまさか、今になりますと確定申告の時期ですから、ことしこういう新しい税制ができて、あるいはこういう控除制度があつてということ、国民の皆さんもいろいろな税の仕組みに対しての興味なり御関心を高められる時期だと思ふんですが、一点、これはどういふ形でおつくりになつていられるのかというふうな思つてお聞きをしたいと思います。

特定扶養親族控除ですね。十六歳から二十二歳を対象にしておりますけれども、この特定扶養親族控除、これを持つておられるねらい、政策意図はどこにあるんでしょうか。

○尾原政府委員 特定扶養親族控除のねらいでございませうが、平成元年の抜本改正のときに創設された控除でございます。それで、この特定扶養親族控除といひますのは、それぞれの人々のライフサイクルを考へてみますと、働き盛りで比較的收入の多い階層ではあるけれども、教育費を含みますいろいろな支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図るといふ趣旨で

設けられたわけでございます。その場合、その扶養親族につきましても、年齢十六歳以上二十三歳未満の場合には、その方を特定扶養親族として控除額の割増しを認めている、こういう制度でございます。

なお、今回の税制改正で御提案しておりますのは、まさに少子・高齢化も進んでおり、現下の景気の状態も踏まえまして、教育費を含めてもろもろの支出のかさむ所得者層への配慮ということで、この控除の額を五万円加算いたしました。現在、六十三万円ということで御提案してるところでございます。

○山本(孝)委員 教育費が非常にかかる世帯なんだ、十六歳から二十二歳の子供を持つていられる世帯というのは非常に教育費がかかるんだ、したがつて、その教育費で苦しんでいる世帯に多少なりとも恩恵を及ぼしてあげたいということでこの特定扶養親族控除というのがつくられたんだという御説明です。それでよろしゅうございませうか。

○尾原政府委員 代表例として教育費を申し上げましたが、ねらいをいたしましては、この十六歳から二十三歳の方をお持ちの方というのは、ちょうど会社でいへば係長とかだんだん上の方に行つておられる方で、教育費も当然かかるわけですが、これも、全体として見れば、住宅ローンを含めその階層の方がいろいろな意味で掛かり増しの経費がかかっているだろうというふうな趣旨も含まれております。

○山本(孝)委員 私、二回目の説明でわからなくなりました。十六歳以上二十三歳未満の世帯といひますのはいろいろ世帯がありませうね。今おっしゃつたように係長という方もおられるだろうし、あるいは工員の方もおられるだろうし、いろいろな方たちがおられる。でも、いろいろな世帯類型を持つていられるにもかかわらず、この年代層のところだけ、子供を持つていられる世帯だけ控除をするんだというの、僕は一番最初の説明を聞いて、教育費でお

困りになってからそこは控除するんだという
理屈だと思つたんですが。

もう一遍ちゃんとした説明をしてください。

○尾原政府委員 いろいろな働いてる方のライ
フサイクルを考えてみますと、だんだん収入がふ
えてくるわけですね。それで、ちょうどこの十六
歳から二十三歳未満ぐらいの人になってまいりま
すと、これはみんなが全員当てはまるということ
ではなしに、一つのパターンを考えてみますと、
給与は非常に大きくなつていきます。そこへ累進が
かかつてきます。収入がふえていきますからそう
いうふうになつてくるわけですが、一方におい
て、そういうお子様を持つていらっしゃる方には
は教育を含め種々の掛かり増し経費がかかつてく
るといふようなことで、この世帯の所得者の税負
担の軽減を図るといふ趣旨で設けられたものでご
ざいます。

つまり、全体として勤務年数が長くなるにつれ
て収入がふえてまいります。お子様も大きくなつ
てまいります。ちょうどそういう層の方といいま
すのは、もちろん教育費も、大体高校、大学とい
うことになりましてかかつてまいりますし、さら
に加えて、そのような方はいろいろな意味で住宅
ローンを含めて種々の経費がかかるだろうといふ
趣旨も込められている、そういう意味でございま
す。

○山本(孝)委員 非常に平均的なライフスタイル
というものに着目をすれば、このぐらゐの子供を
持つていらっしゃる世帯というのはちょうど係長級クラス
で累進課税が高くなるところで、しかも住宅ロー
ンがあつたり教育費があつて大変だろうというお
話ですね。

では、その考えをもうちょっと広げて、新婚さ
んを考えてください。非常に収入の少ない中で
子供が生まれて生活が非常に苦しいという話と、
今おつしやつていらっしゃる教育費や住宅ローンで苦し
んでいる世帯とは、世帯の収入は違つかもしれませ
んよ。しかし、苦しみの度合いは、子供を持つて

その子供を養育しているという中の苦しみにお
いてはほとんど同じなんじゃないですか。

○尾原政府委員 今、まだ若い、子供さんのいな
いあるいは小さい方のお話をなさいましたけれど
も、この所得税制でございしますが、それぞれの個
人単位の課税を主体としつつも、その世帯構成に
よつてある程度の配慮ができるということによ
さはあるわけですが、そこには限度がござ
いまして、ある客観的な切り口で配慮をする
というのが所得税の考え方であらうと思つて
います。

そこで、この特定扶養控除の階層、ねらいとす
るところを申し上げますと、所得税というのは一
つの暦年課税でございまして、それで、どうしても
勤務年数が長くなつてくると、所得税の考え方か
らしますと、その年でどれだけ収入があるかと
いうことで累進税率が当然適用されるわけでは
ない、働いてる方のそのライフサイクルを見てみ
ますと、収入が七百万、八百万、九百万と仮に上
がつていったとして、それは、所得税の世界か
ら見ますとそれ相應の累進がきいてくるわけでご
ざいます。

ところが、ライフサイクルという切り口から
では、そういうところに実際には掛かり増し経費
がいろいろかかるわけでございますから、もちろ
んつき合ひもございまして、そういう意味で、
中堅といひましようか、このまさに働き盛りの階
層に所得税制でどういふ配慮ができるかというよ
うなこと、まさにライフサイクルから見れば、
そういう階層は年齢十六歳から二十三歳未
満ぐらゐを持つていらっしゃる方であらうとい
うことで、この特定扶養親族控除を設けてい
らうと思つてござい
ます。

したがいまして、今設例といたしまして、まだ
新婚間もない、子供さんの小さい世帯というの
がありました、それとはちよつとライフサイクル
の観点からすれば考え方が違つた切り口をして
いると思つてござ
います。

○山本(孝)委員 所得がふえてくれば、累進課税

でたくさん税金を取られるというのは当たり前
の事なんです。それはそれでいいんですよ、累進課
税制度なんだから。

ところが、それがたまさか、今おつしやつて
るように、子供が非常にお金のかかる時期になつ
てきた。ちょうどその辺の世代でしょう。だから
特定扶養親族控除という制度をつくつてそこを
援はしているんだというのであれば、私が申し上げ
たように、ちつちやな子供を抱えて苦労してお
られる家庭も一緒なんです。

私が言わんとしていることは、特定扶養親族控
除がなぜ低年齢の子供を持つていらっしゃる家庭
に恩恵が及ばないのか、それでいいのかと。そうい
う、いいという整理の仕方なんです、大蔵大臣。

○尾原政府委員 まさにこの制度自体、ライフサ
イクルから見ると、会社なら会社でもだんだんと働
き盛りに入つてまいりますと、それこそおつき合
いから冠婚葬祭、実はこれは平成元年の税制改正
のときに議論したわけでございますけれども、い
ろいろな意味での、若い世代とは異なるいろいろ
な出費が出てまいります。ですから、ですか
ら、この十六歳から二十三歳未満のお子さん
がいらっしゃる世帯を考えてみますと、収入はな
らつしやる世帯を考えてみますと、一方におい
て教育費を含めてもろもろの支出がふえる世代で
ございまして、まさにこういう世代に対して、ライ
フサイクルの観点から所得税の負担の面で配慮で
きかないかということ、設けられたわけございま
す。

○山本(孝)委員 私が最後に申し上げたように、
特定扶養親族控除を十六歳から二十三歳未
満の子供のいるところにかけるとおつしやるの
であらう、そこは小さな子供がいらっしゃる家庭
であつても同じじゃないですか、扶養控除とい
う考え方の中でいけば同じ考え方ではござ
いませんか。本来的には、住宅ローンでお金
がかかるというの、それは住宅税制の中で考
えればいい話、教育費がいつぱいかかるという
のは、そこは奨学金

の世界で考えた方がいい話だと私は思つて
います。我々、かねてからそういう主張をして
いるわけですが、まず大蔵大臣と、我が民主
党のそれぞれのお考えを言つていただきたい
です。

まず大蔵大臣、僕は教育費なんというのは奨
学金でやつた方がよっぽどいいと思つて
います。教育費にかかるところからその家庭に
こういう扶養控除制度をつくるというよりは、
奨学金を十分に出してあげて、その奨学金
でもって学校に行きなさいという方が子供の
自立にとつてははるかにいいと思つて
います。それは、公明党の主張も多分同じ
お考えで、うおつしやつていらっしゃるんだ
と思つても、そういう形に変わった方が私は
子供のためにもいいと思つて
います。

そういう意味で、教育費がかかる、住宅
がかかる、だからその世帯に着目して、ライ
フサイクルに着目して特定扶養親族控除とい
う制度で対応するんだと。そうすると、片
方で申し上げておられるように、小さな子
供を抱えているところにはそういう恩恵は
いかない。非常にそこにもまた控除制度
の中の不公平が生じてしまふ。そういう
形じゃない、住宅は住宅、教育は奨学金
という形で対応した方が、よほど国民にと
つては公平だし、私は対応としてよろしい
と思つて、いかがでございますか、大蔵大臣。

○宮澤国務大臣 こういふ場でそういう
全体の問題を、ちよつと私、自分の意見を
申し上げるほど、これはいい場かどう
かと思つて、知識もありません、こ
ういふこととはあるんじゃないかと思
つて、近代国家でございまして、い
ずれにしても、近代国家でござい
ますけれども、やはりその中に大
きな政府と小さな政府という物
の考え方はないわけではなくて、
そういう近代国家の中でも、なる
べく個人に資力と財源を残して
おいて個人の創意でこなして
もらうという考え方、いや、それ
よりもやはり国としてミニマム
することがあるんだということ

で、多少の税金は取つてもそういうことにすると
いう考え方がきつと大きく分かれていまして、ア
メリカなんか、これはまあ運のいい国ですが
ら、そういうことができるのもありますけれど
も、前者であろうと思つておられます。

先ほど主税局長が、人のライフサイクルの中
でいろいろ入り用になる時代というものがあ
るという物の考え方の中には、やはりそれは
自分で基本的にやっていますという考え方
があると思います。教育なら奨学金がある
というものは、もう一つ、何といひますか、
そういう制度が備わった社会のことかもしれ
ませんが、それはなるべく自分の力でやっ
ていこう、もちろん世の中の助けはかり
たいけれども、そのためにはなるべく可処分
所得というものを大きくしておいてほしい
という考え方というものは私にはあるん
だらうと思つておられます。

一概にとつちが悪い、とつちが悪いとい
うことあるのではなからうかと思つても、
そういうことでもあるのではなからうかと思
つても、我々民主党として一つの考え方
があります。岡田先生に……

○岡田議員 今の大蔵大臣の御答弁ですが、
ちよつと私は意見が違います。

大きな政府か小さな政府かというこ
とを形式的に見るべきでないといふに基本
的に思っています。減税であればそれは小
さな政府であり、手当を出せば大きな政
府になる、確かに金額で見ればそういう
ことになるのかもしれませんが、そうい
う金額の単なる多い少ないで大きな政
府、小さな政府とすることを考えるべき
でないと思つておられます。

大きな政府か小さな政府かというの
は、政府の果たす役割がどういふもので
あるのかという観点で見れば、減税かとい
う議論、これは機能的には同じであり
ますから、私は、そのことで大きな政
府、小さな政府の議論につなげる話
ではないといふふうに考

えておられます。

それから、委員御指摘の奨学金の話
であります。基本的には奨学金を充
実してやっていますけれども、賛成
であります。もちろん、我々の現在の
案では、十八歳以上二十三歳未満
の子供についても子育て継続手当
というところで手当も出すことに
しておりますが、もちろんそれでは
十分でないわけで、基本的に奨学
金の制度を充実していく、こ
れは公明党さんも言っております
が、そういう考え方に賛成であり
ます。

なお、一言付言させていただければ、
これはまだ党の中で十分議論して
おりませんが、私は、大学の授業
料はかかったコストだけ上げて、
それを奨学金で賄っていくという
形にすることが、大学そのものの
消費者といひますか、学生を
向いた取り組みということもつな
がってやることであつて、国が
余りという意味で助成を大学に
するということとは好ましいこと
ではないと思つておられます。

○山本(孝)委員 大蔵大臣、私は
ちよつと、ほかの院内テレビで
あると、あるいは御答弁されて
おられるのを聞いておられて、
制度を所与のものとしてお考
えになつておられて、余りそこ
を変えていこうというお気持ち
が感じられないので、改革を
するといふのは、橋本内閣も
小淵内閣もちよつと方針は
変わつていないと思つてお
られます。

これはどういふものでなければい
けないといふものを前提に置
いておられますと、なかなかそ
こは議論が進まなくて、しか
も税制などといふのは、私が
言うのもなんですから、あ
ちらこちらに手を入れられて
今こんなになつてしまつて
いる。もつと簡素化された税
制にすべきだといふのは前
からずっと主張があつて、
そうならないといふのもい
かがなものでないと思つて
おられます。

いづれにしても、公明党も
そうですし、我が党もそうです。
自民党の中でも恐らくさう
だと思つておられるので、
同じ考えじゃないかと思

いますけれども、税制の、とり
わけ扶養控除のあり方と
児童手当のあり方、この調整
といふものをぜひとも考
えていって、よりよいお金の
使われ方といふか、も
らった側も、そう、社会が
きちちちと子育てを支援
してくれているんだとい
う形になるような制度に
ここは変えていきたい、
変えるべきだといふふう
に思つておられて、その
点について我々民主党とし
ては、与野党を問わずに
ぜひともそういう議論をし
ていくべきだし、させて
いただきたいといふふう
に、もちろん政府も交
えて、思つてい
るわけですね。

ぜひそういう検討を、これは政治
の世界だけじゃなく、ぜひ
国民サイドにもわかるよ
うに、この児童手当、一〇
%しかもらつていない、
もつと余り額が少ない、
ありがたみもないとい
うような中において、議
論すべきだと思つてお
られます。まあ厚生省が
おやりになるお仕事か
もしれませんが、

厚生と大蔵の間でこれは非常
に長年、税の世界と手
当の世界といふことで、
綱引きといひます。間
に大きな壁があります
ので、ここは壁を破つ
て、厚生省、大蔵省
でしっかりとこの点に
ついての議論を進めて
いくという御答弁を
ぜひ御期待申し上げたい
のですが、いかがで
ございませうか。

○宮澤国務大臣 いろいろ御
議論が、殊にここへ
来まして各党の間で交
わつておられることを
存じておりますので、
政府としてもそういう
ことにはもつと無関心
であるわけではござい
ません。いろいろ御議
論を承つてまいりたい
と思つておられます。

○山本(孝)委員 私が
お願ひしたのは、政
府の中でも厚生省と
大蔵省の壁を破つて、
ひとつ大いに議論を
して、それを国民の
側にも目に見える形
でやつていただきたい
といふお願ひなご
ざいませうか。

○宮澤国務大臣 あたかも
今児童手当といふこと
と扶養控除とを結び
つけて、それは一つ
のお考え

でありますけれども、必ずしも
そうでなくともいろいろ
な方法があり得るで
ございませうし、そ
ういふことはいろいろ
に政府の中でも、殊
に国会で御議論が大
変に行われるよう
になりましたので、
政府部内でもよく
検討をいたしたい
と思つておられます。

○山本(孝)委員 よろしく
お願ひをしたいと思います
し、我々も国民と一
緒に外からしっかりと
守らせていただきたい
と思つておられます。
また、申し上げ
ましたように、与
野党の垣根を越えて、
ぜひこれは議論を
させていただきたい
と思つておられます。
残りの時間、もう
一つぜひお聞きを
しておきたいのは、
きょうはこうして
児童手当についての
御質問をさせていただ
きましたけれども、
子育て支援とい
ふのは児童手当と
育児休業と保育と
いふ三本柱でや
つておられるわけ
ですね。

そういう意味において、この
保育の問題なんです
けれども、来年度に
なりますが、平成
十一年度が最終年
度になります。緊
急保育対策等五
カ年事業なんです
けれども、これは
厚生、自治、大蔵
の三省合意で進
めておられる保
育対策の整備業
業であります。残
念ながら最終年
度、平成十一年
度の予算をつ
けた限りにおい
ても、延長保育
の推進と目標に
達するんですけ
れども、一時保
育の推進とい
うことでは、三
十カ所目標に
対して三十
カ所を目標に
して、事業内
容を若干縮
小してやつて
も五十カ所
といふふう
に、半分ぐ
らいまでし
かございません。

大蔵省がお金を出さないから
だといふので、大蔵省を一方
的に責めるつもりはありませ
んけれども、一応三省の合意
でやつておられる保育対策
事業、子育て支援の三本柱
の一つであるはずの保育業
業が随分とおくれている
のではないかと、しっかりと
した取り組みをしていただ
きたい。

児童手当の額も非常に少ない、
保育所も全然整

備が進まないということでは、少子化対策というものが、せつかく総理のところまで有識者会議をおつくりになつても、これは政府として空念仏に終わってしまうのではないかと、思っています。で、厚生省としてはしっかりとやりますという御答弁、大蔵省としてはしっかりとお金を出させていただきますと、あるいは三省合意として目標達成できなかったけれども、今後これをどういうふうに考えていくのかという点についての両省からの御答弁をいただきたいと思ひます。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○藤井(秀)政府委員 お答え申し上げます。

今先生おっしゃいましたように、子育て支援に關しましては、単に福祉、教育のみならず、雇用とか住宅とか総合的に施策の推進を図っていく必要があるわけです。そういう中で、エンゼルプランというものが既にございます、具体的にはその一環といたしまして緊急保育対策等五カ年事業というのがございます。今先生おっしゃいましたように、十一年度予算におきましても、この緊急保育対策等五カ年事業に基づきまして、待機児童の完全解消を図るとか、あるいは延長保育の推進を図る、さらには多機能保育所の整備の推進を図る等々を行ったところでございます。全体といたしましては、予算額で十一年度予算二千九百十三億円、一一％強の増加になつていて、ということでございます。

そこで、具体的な緊急保育対策等五カ年事業の中で、今先生おっしゃいました一時保育の促進とかあるいは地域子育て支援センター、これが残念ながら目標値に到達していないというのは事実でございます。これはむしろ厚生省からあるいはお答えがあるかと思ひますが、私どもといたしましては、それぞれの施策のいわば地域への浸透というのが残念ながらまだ不十分であるというようなこともありまして、地域の実情からそういうようなことが出ていないということであろうかと思ひます。したがらしまして、厚生省ともども、

このそれぞれの施策の内容について、さらなる地域へのいわば浸透というものを引き続き行つていく必要があるのではないだろうかというように思つております。いずれにいたしましても、この子育ての問題につきましましては、極めて重要な問題でございますので、十一年度予算に限らず、引き続きよく厚生省とも検討してまいりたいというように考えております。

○横田政府委員 緊急保育対策等五カ年事業につ

きましては、十一年度、最終年度でございますが、目標として掲げました諸事業のうち、主要な事業についてはほぼ目標を達成し得ると考えておりますけれども、御指摘いただきましたように、子育て支援センターなり一時保育につきましましては、残念ながら半分程度の達成率ということでございます。

これは、子育て支援センター等、二名の職員を配置して、地域の子育て相談なり子育てサークルの援助、あるいは乳児保育等の特別保育を積極的に行うというような要件を課しております。現実には二名でやるほどの需要がそれほどなかったということもございまして、小規模のものを認めるとか、そういった要件を緩和いたしまして、できる限り目標の達成に努めてまいりたいと思ひております。また、一時保育につきましても、どうしても日々の変動が大きいということ、リスクも大きいということ、なかなか目標どおりの需要が出てこなかったという面もあるかと思ひます。こういった点につきましても、いろいろな条件を緩和する等いたしまして、できるだけこういふものが整備されやすいような努力をしてまいりたいと思ひております。

○山本(孝)委員 きょうは、我が民主党が提案をさせていただきました児童手当の抜本的改革による子育て支援手当というものをつくつていった方がいいんだということで、手当それから控除のあ

り方についていろいろと御質問をさせていただいたわけですが、最後に大蔵大臣に、随分難しいお答えをお願いしているのかもしれないが、少子化対策というものは、子育てというものが、今後どういふふうにお取り組みをしていくのか、どういふところに理念の中心を置いていくのかということについてお話を聞かせていただいで、質問を終わりたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 この問題は本来は個人的な、人間としての問題として本当はスタートしなさい

けないお話だろうと思ひますけれども、今の我が国、日本の社会から申しますと、いわば社会的な問題、国としての問題に非常に身近にかかわつてまいりましたから、そういう意味でも政府としても国としても無関心であり得ないという部分が非常に強く出てまいつております。そのことはこれから、殊に次の世紀に向かつての我が国の政治、行政あるいは社会政策全体のあり方の非常に大事な部分になつてきつたところという認識を持っております。

○山本(孝)委員 よろしくお取り組みをいただきたいと思ひます。またの機会に御質問させていただきます。ありがとうございます。

○村井委員長 次に、日野市朗君。

○日野委員 三十分という短い時間で御質問をさせていただきます。とんとんとききたいと思ひます。答弁の方も簡潔にひとつお願いをしたいというふうに思ひます。

まず、所得税、法人税といへば、これは税制の根幹ということになります。それで、今度は法人税と所得税をいじるわけでありまして、法案の名称が、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法案、こうなつておりました。これはなかなか難解な法案である、こうタイトルを見ただけで思つておられますね。

そして、大蔵省が説明に来られたところを伺いますと、これは恒久的な減税でございます。こう

いう話であります。そして、その説明の中で、経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、個人所得課税及び法人課税のあり方についての抜本的な見直しを行うまでの間の措置として、所得税及び法人税の減税を実施する、こうなつておられます。私は、ここに、税制上の観点から見て矛盾した言葉が随分並んでるやうに思ひます。

まず、経済社会等の変化に対応してということと恒久的な減税ということ、それから言うなれば、現下の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、これは景気対策でございますね、これらは私は必ずしも両立し得ない、これは鼎立になりませんが、鼎立し得ないと思ひておられるのでございます。どこにポイントがあるんでしよう。

まず、今、経済社会の構造的な変化、それから国際化の進展、これは非常に顕著なものがあつます。そしてスピードも速い。これに対応しなければならぬ。そのための税制の改革というのは必要なことである。そうすると、これは必ずしも景気対策としての減税と相入るものではないのではないか、私はこういうふうに思ひます。

景気対策といへば、目の前に今進展しているこの不況、これに対応していくための税制というものを考えていく、一般的にはこのところウエイトを置いて皆さん考えておられるようですね。しかし、経済社会の構造的な変化、国際化の進展、こういったものに対応するということになれば、構造的な税制の改正が必要、改革が必要、こう思ふんですよ。これは一体どつちウエイトがあるんですか。いかがでしようか。

○宮澤国務大臣 そういふお尋ねを承るのは私ばかりでございまして、複雑な局面でいろいろなことを考えながらこういうことをいたしておるわけですが、まず最初に、こういうことを申し上げ

る

げさせていただきたいと思うんです。

今我が国はこういう非常な不況の時代にありま
すし、経済ばかりでなく、国民全体が何か二十一
世紀に向かつて、つまり今まで戦後五十年の努力
というものは、これを新しい展開をしなければい
けない、そういう一種の大変に苦しんだ局面にあ
る、こういう事実認識は日野委員も恐らく御同意
いただけると思うんですが、そこで、片っ方で、
いずれの日にか、二十一世紀のそんなに遠くない
時期に、我々はこういう国家として何をしなければ
ならないのか、グローバルゼーションのことな
どもあつて、そのときに新しい我が国のあり方と
いうものを一遍考え直さなければならぬであら
う、そういう一種の予感と申しますか、予感を
持つております。

それは、いつとき財政改革というようなことを
やりかかりましたが、とてもそんなことではなく
て、財政も税制も社会も、あるいは国と地方の関
係も、国と国家の関係等々、新しい国、新しい社
会にならなければいけないだろう、そういう一種
の予感がありまして、そのときにはいろいろなこ
とを一遍全部考え直さなければならぬ、そうい
うときがなければならぬという意識を持つてお
ります。

したがって、今ここで国会に御提案をし、お願
いをしていことは、そこに至る今の段階におい
て我々が考えておりますことをごらんになってい
ただきたい、これでずつと先々いけるといふ種類
のことではございませんというところが一つござ
います。

しかしながら、同時に、それならば前内閣が
やつたように二週限りの減税みたいなことを繰り
返していかとうと、いろいろの意味でそうい
うわけにはまいらないし、またそれをやりまし
と、せんだつても申し上げましたが、将来への可
能性を、あるいは将来への障害になるおそれら
ございますから、今として、この苦しい間を切り
抜けていく間は、毎年毎年違つたことではなく

て、それはそれなりに一貫した税制というものを
やはり考えていかなければならぬ。毎年毎年一
週限りの税制をやるといふようなことは、将来に
向かつてはよくないし、国民にも不安を与える、
これが第二の問題意識であります。

第三の問題意識は、しかし、たまたまその時期
が我が国の非常なピンチにござりますが、いわゆ
るグローバルゼーションというふうなものにとぶつ
かりまして、プームの後、こういう破裂したパス
トの中で、しかし、もういやも応もなくグローバ
ライゼーションを迫られる、あるいはリストラク
チャーを国際的な理由から迫られるというふうな
ことがござります。それにもこたえていかなけれ
ばならない。

つまり、グローバルゼーションとかあるいは
リノベーションとかいうことは、経済あるいは国
が好調であればそんなに難しくないんだけれと思
いますが、好調でないところへそういう荷物を担
がなきゃならないというのが今の我が国の姿でござ
いますから、そういう意味で三つぐらゐ違つた
局面に、今こういう法律をごらん願うことによつ
て対応していかなければならぬと考えておるわ
けでござります。

最初に、ですから、我が国の経済社会の構造的
な変化、国際化という部分は、そういう時点に今
我が国があるということ。それは例えば、今回法
人税を四〇%という国際並みにいたしました。こ
れなんかは、どうも世界どこへでも法人の主たる
事務所が置けるといふ今となつては、やはり国際
的な配慮をせざるを得ない。あるいは、所得税の
最高税率の引き下げにもそういうところがあるわ
かと思ひます。あるいはまた、ノンレジデントに
は非課税にするとか、政府の短期証券につきまし
て、償還差益について所得税を源泉課税をやめる
とかいふようなこと、これもそういうグローバ
ライゼーションに対応したものとしてお考えいた
だくべき問題であろうと思ひます。

しかし同時に、現下の著しく停滞した経済活動

云々というあたりは、これはもうまさに一種の、
この際にかくここを脱却しなければならぬとい
う意識からお願いをしておりますので、これは
幾つかの例を申し上げることができると思ひます
が、ともかく、今としてはやはりこうお願いせざ
るを得ないだろうというふうな部分でございま
す。

それから第三に、しかし将来を展望する問題と
しましては、これは大変にせんだつて以来御批判
のあるところですけれども、十年分所得税のよう
に課税最低限を四百九十一万円にするというよう
なことは、これは将来の我が国の所得税のあり方
からいって必ず将来に累を及ぼす、できるだけ従
来どおりの課税最低限に近づけておきたいといつ
たようなことは、これは、今だけのことを申しま
したら定額減税をやつてしまへばいいかもしれな
い。しかしそれは、本格的に我々の将来を考へる
ときに必ず害になると考えておりましたし、ある
いは、これは大変な誤りであることを存じておりま
すけれども、今景気に一番いいのは消費税をやめ
ちまうことだといふようなことも、なるほど、そ
れは当面景気にいいかもしれないけれども、我が
国の百年の大計を考へるとやはりにわかには賛成で
きないといつたような部分は、今度は、将来ある
べき、来るべき本格的な二十一世紀の日本とい
うものを考へるときを思ひますとそういうことは
いたしたくないといつたような、そういう三つの目
的意識が一つの法案に盛り込まれた結果として大
変長い名前になりました、一体これは何を言つて
いるのかとおっしゃる御批判を招くことはいか
にもそうである。第一条に書いてありますこと
は、しかし、ほほそのような思ひでござります。

○日野委員 何か苦惱の独白でござりますな。
今長々とお話したいて、それはわからない
ではないんです。私はわかっています、これは話
でござります。ただ、景気を回復しよう、これは
わかるんです。しかし私は、今景気対策として
おやりになるときに、やはり構造的な観点を

忘れてはいけないと思う。

だれが見ているらう、この税制の改革を。
もちろん納税者、市民、これは見えています。日本
の社会全体がこれを見ている。それから、こうい
うグローバルイズした世界の中で世界の各国が見
ています。そして、いろいろなマーケットもこれ
を見ているわけですね。日本はこの税制の改正を
通して立ち直りのきっかけを本當につかもうとし
ているんだ、今までの日本の経済における病根、
これを取り除こうとしているんだという姿勢が見
えれば、私はそれの方がはるかに景気対策にな
る、こう思っているんでござりますよ。

しかし、この法律を見ておまして、景気対策
として法人税にしてもそれから個人の所得課税に
しても税率を引き上げた、それから、一部先ほど
から問題が出ておりましたが、扶養控除、これを
若干上げるといふようなことをやつた。残念なが
ら、私はこれで景気対策になると実は思わな
いです。

日本の消費者というのは、先の自分たちの負
担、これを見越して自分たちの消費性向、消費マ
インドと言つてもいいですかね、それを決めてい
くわけですね。先に重い負担がぶら下がつていま
すよといふことで、ではその景気をよくするため
に少しお金を使おうかといふことにはならぬのだ
と思ふんです。ちゃんとしたビジョンが見えてい
る、政府が示した、それならばこれからよくなる
かもしれない、こう思うことによつて個人消費の方
も拡大するであらうし、それから法人なんかにつ
いては、では設備投資も少しやつてみようか、こ
ういふふうになるんだと思ふんです。いかがで
しょう。

そういうふうにも何でもかんでもごちゃごちゃと
入れてしまつて、まあ、ごちゃごちゃといふのは
失礼かもしれませんが、いろいろな要素を入れて
しまつて、そしてこの景気に対して立ち向かう
とするのは私は愚かな手段だと思われてしまうが
ないんですが、いかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 その点は今一部触れたと考えておりますけれども、このたびのこの所得税制が、一遍限りのものではない、これでいかせていただきますというの、納税者に対しては、これ以上の増税になるということはない、また、去年のようには大きな減税、平成十年分よりは少しふえたという方はたくさんおられるが、しかしこれだけ先々やっていると、こういうことは思っていただけだと思ひますし、法人税についてはそれはもつと明らかと思ひます。

それから同じような意味で、消費税について、これを政府がにわかにかきかすということもないというふうには、そういうベースのもとにこの所得税、法人税制が考えられているというところも多分多くの国民の方が考えておられるのではないかと思ひますので、そういう意味で、将来の負担がにわかにかきかすというところは多分今国民は考えてないだろう。むしろ国債の負担というように意味では、今度の税制を恒久的なというふうには思ひましてつুক্তたわけでございます。

○日野委員 この文章を読みますと、恒久的といつても、次の抜本改正までだというふうには読めません。

次の抜本改正はいつごろおやりになることでしょうか。これは、二％ぐらいの回復軌道に乗るまでというふうなことをこの委員会でも何度も何度も大蔵大臣の口から伺つておられますから、大体そこいらまでの不確定期限かな、こう思つておられるんですが、私はそんな余裕はないと思つておられます。日本の諸改革をやつて本当に安定した回復軌道に乗るためには構造改革というのは必要ですから、そんなに長い間待つておられるわけにはいかぬのだからと思ひます。

大体的に見通しをお聞かせください。
○宮澤國務大臣 いつぞやも申し上げましたが、平成十一年度の国税収入の見積額は昭和六十二年と同じ水準でございますから、十年後ろへ倒

れてしまったという状況で、これは、成長率がマインスであればどうしても歳入欠陥が出るのはやむを得ないことでございます。減税もございまして、しかし、十年も前に戻りましてしまったというところは、もし今年、平成十一年に成長率がマインスであれば政府の見積もつておられる税金は恐らく取れない公算の方が大きいわけでございますから、そういういたしますと、なかなかプラスの成長軌道に乗るといふのが、急ぎたい気持ちでございますけれども、うまくいって〇・五％というのが私どもが申し上げておることでございますから、それが平成十一年度の経済運営であるといつたしますと、税収はまあまあ欠陥が出なければよかつたということではないか。

そういういたしまして、その上で成長軌道に乗つて、総理大臣のよく言われますことは、順調な成長軌道に乗るといふことは多分私は二％ぐらいではないと言えないと思ひますから、そういういたしますと、今年が仮に〇・五として、来年すぐに二％の、つまり順調な軌道に乗れるといふのは少し欲が深過ぎて、平成十二年度には二％はできるかもしれないけれども、しかし、それで大丈夫だ、もうこれでいけるなといふことは私には私私さつと言えないだろうと思ひがいたすんです。

そうしますと、二％の成長軌道に乗つたな、こういうお互いと思へるのはやはりそれだけの時間がかよつと入り用で、その上で初めて恒久的なことが考えられるのではないかとおつしやるのは確かにいろいろな意味で待てない思ひがしますけれども、ともかくその成長を確保できまさんと、いろいろな条件が整つてこないように思つておるわけでございます。

○日野委員 いっぱい聞きたいことがあるんですが、時間がもう半分以上経過してしまいましたので、ポイントだけちょっと聞きます。できれば、イエスとかノーとかでお答えいただければありがたいんですが。

景気対策も、やはりこういう形だと、今政府案で提出されている形だとなかなか景気にはね返りが薄いんじゃないか、こう私は思つておられます。むしろ、民主党で出している二〇％ずつつと引いていくという案の方が、一律二〇％ずつ下げるといふ方が私は景気には有効ではないか、こんなふうには思つておられます。しかし、これは我々が出した法案でありますから、大臣がお答えになるとすればそれに対する反論が出てくると思ひますから、答えはあえて求めません。

それで、私、税収を上げるという方法、これは税収を上げなくちゃいかぬですから、税収を上げるときに、いかにそれを徴収する体制をちゃんと整えておくかといふことは必要なことだと思つておられます。税金をちゃんと払つてもらひましよう、公平に払つてもらひましようという方法といふのは、きちんと手当てをしなくちゃいかぬと思つておられます。

恐らく、そちらに並んでおられる大臣を初め大蔵省の皆さんは、税務署から自分の事務所、事業所に訪問されるということは今まで御経験ないと思つておられますが、私はあるんです。弁護士事務所、税務署の方がおいでいただきまして、いや先生、どうぞお暇なときで結構ですからと言つて、応接間でお茶を飲んでいかれる。これだけで大分違うんです。納税者の態度といふのは大分違つておられます。

それは無理に取り立てるとは言いませんよ。しかし、そういうことで、ちゃんと人を配置しておいて、そして、今は三年か四年に一回事業所に訪問という形になるんでしようけれども、毎年訪問させていいただいて、経営の状態を教えていいただいて、そういうことをやつたら、これはもう私は税収は飛躍的に上がると思つておられます。そういうお考えをぜひ伺つていただきたいと思います。

最近では、事務量がどんどん増大してございまして、そして人手不足です、税務署、国税の世界は、それから国際化、高度情報化、こういうことから

非常に煩雑な業務をこなしていかななくちゃいけない。こういったことから、やはり増員、定員をふやしていく。内閣の方針として二五％減だとか、そういうことは知つてはいますが、やはりお金が入るところはちゃんとした手当てをして、減らせるところは減らす、そういうことをむしろ考えるべきなんであつて、私は、そういう人員の増、いろいろなポストの増、それからそこで働く人たちの職場環境、こういったものを整えることが必要だと思つておられますが、いかがでしょうか。

○大武政府委員 お答えさせていただきます。ただいま先生の言われました税務行政を取り巻く環境、国際化ですとか情報化の進展ということに加えて、不正手口の巧妙化あるいは納税者数の増大ということがございまして、質量ともに厳しさが増してきておるという状況にございまして。

こうした中で、国税庁としまして、事務運営の合理化、効率化等に努める一方で、ただいまお話ししたような税務の困難性、あるいは歳入官庁としての特殊性といふことを関係当局に説明してまいりまして、所要の定員の確保等に努めてきたところでございまして。

今後とも、国税職員の増員等につきまして、関係方面の御理解が得られるよう一層努力していきたいと思つておられます。○日野委員 聞きたいことはいっぱいあつたんですけれども、持ち時間五分という紙が回つてまいりました。

では、消費税のことについて伺ひます。消費税を三％に戻すとかそういうことは考えておられない、国家百年の大計からいつたらそれは考えるべきでないという趣旨のお答えを何回も大蔵大臣から伺つておられますが、ちよつと私、気になることが最近ありました。

のときは食料品なんかの無税化ということも言っていたんでしたかな。

ところが、すうつと消えたんですよ。自政政策協議の中からすうつと消えたんですよ。どうもこれは私、あれだけ強く小沢一郎さんが主張していたことがすうつと消えたということが気になってしようがない。こういうのは嫌な予感がするんですよ、私の経験からしますと。これはひよつとすると、小沢一郎さん、大蔵省の方でそれをやがて実現するとう何かサインでもあつて、またはそういうにおいをかぎ取つて、それについては余り多くを語るまいということになったのではないかな。

実は私もいろいろな経験をしておりまして、そういうことを何度も、煮え湯を飲まされると思いますか、そういう思いはしておりますので、これは嫌な現象だなどとは思つておるんです。どうでしょう。

○宮澤国務大臣 両党の政策協議の過程に私はタッチしておりませんでしたので、正確には申し上げられませんが、結果として、でまがかりで私が感じておりますことは、ちよつと正確でないかもしれませんが、想像が入りますので間違つておりましたらお許しください。先々、年金の基金部分であるとか、あるいは老人医療であるとか介護であるとかいうものコストは非常に大きくならざるを得ない。そういう問題が一つあつて、他方で、消費税というものは国民の間で必ずしも、今のところ落ちついておるかどうか、しかし、将来いろいろ御意見がある。

この両方のことが結びついていかなければならぬか、両方の政策とも難しいという御意見があつて、つまりほかの言葉で申しますれば、従来のように狭い意味での直間比率、所得税を下げますからそのかわり消費税を上げますというふうな説得では、これはとても世の中通るものでない、そういう物の考え方はもう通用しない。もし消費税を上げなきゃならぬ理由があるとすれば、それは今

申し上げたような特定の福祉の政策のためである。所得税は減らしてかわりに消費税というふうな発想はだめだという基本が自民党のお考えであつたのではないか。お一人お一人で御意見が違ふかもしれないが、総合的にはそういうことであつたのだらうと思ひます。

したがいまして、このたび予算案で消費税の使用目的を明記いたしましたのは、私どももそういう気持ちもございましたから、そういうことで意見が一致したということだと、私は、ちよつと間違つておるかもしれませんが、観察しております。

○日野委員 あと三十秒ほどありますが、なかなか景気浮揚のための諸施策が効果がない、最後の切り札で、えいつとということで消費税の税率引き下げとか消費税の撤廃などということにはよもやなるまいと私は希望をいたしますけれども、非常に心配をするということも間違いないところであります。そんなことのないように要望して、質疑時間が終了いたしましたので、終わります。

○村井委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田でございます。参考人の皆様方には、お忙しいところ、ありがとうございます。順番を組み立てておりましたが、お忙しい方ばかりですので、短い質疑時間で済む方々から先に片づけさせていただきます。思つております。

柳沢金融担当大臣、早速で恐縮ですが、一つだけ確認でございます。

私どもは民主党の国会議員の中で、長銀を告発する国会議員の会という会をつくつておりました。刑事、民事の責任以前にやはり基本的な責任を果たすべきではないかという考え方に立って、例えば高額退職金を返還することなどを早急に行つて、むしろ旧経営陣の社会的責任を果たしてほしい、こういう思いでしばしば行動をさせていただきました。十二月にも大臣、また国有化され

のようにしてできるだけ大臣の方からも高額退職金の返還をお願いしたいということも要請しました。私どももお手紙を全員に出しまして、全員から返事はいただきました、できるだけそういう返還をしたいという。

しかし、昨年の八月に長銀みずから過去の経営陣に対してそういう要請をしたらもう半年になります、いまだに一円もお返しになつた人がいないという現実について、担当大臣として、我々の申し出の以降にどのような交渉をなされ、そして今日どういう状態になつておるか、把握された段階を、御見解をいただきたいと思います。

○柳沢国務大臣 長銀の元経営陣のうち一定の期間以後に御就任になられていた方々の退職金について、長銀のその後の行方、あり方との関連で道義的な見地から退職金の返還を求めたい、こういうことは、現経営陣も同様に明確にその意思を持つておりました、その方向で働いておるということも私も報告を受けております。

現在の状況はどうかと言われますと、口頭での話として私が聞いておるところは、杉浦元頭取が御自宅を処分するなどしてその返還に充てたいというふうな御意思の表明があつた、しかしながら、なかなか物件の処理というふうなものがあるに任せていないんだ、こういうことではございませぬ。いろいろそういうふうに、現金でないというふうなことからすると、今日の世情もあつて、その報告を聞いたときには、それではできるだけ早くしていただくようにというふうな話で終わつておるといふのが現状でございます。

○上田(清)委員 私もさう安齋頭取をつかまえてよと電話をいたしましたところ、ちよつとつかまらなくて、西田企画部長に現況を聞きましていただいても、お話をさせていたただいたけれども目下一人も高額退職金の返還をした人はいない、引き続き御案内をしておりますことでございます。昨年の八月がこの話でございますので、結局、半年たつても何もしない人たちが、これが世

上の反応であります。

こういうことでございますので、どういう神経をしていられるかと私は思つておりました、仮に私だったら、もし一千万預金があれば、とりあえず一千万だけでも、手付金じゃありませんけれども、先に出しておくとお思いますね。

率直に言つて、世論の感覚として、柳沢大臣は、半年待つてもまだぐずぐずして思われるのか、いや、やむを得ないだらうと思われるのか、どちらですか。ぐずぐずだと思ひますか、それともやむを得ないと思ひますか。

○柳沢国務大臣 世論の動向等からしますと、私の考へておるところは上田議員とそんなに違つてはいるわけではございませんが、しかし、私も一、二度は御本人に、昔でございますけれども、お会いしたことがあるような記憶がありますが、そこから推定した年齢等を考えますときに、さあ、若い人のように処分等についてもはしど動いておるした処分をし、お金をそれと充てるということについては、昔の面影をちよつと頭に浮かべつと、お年を召しておられるのでというふうな感じも、率直に私自身感じておるといふのが現在の私の気持ちであります。

○上田(清)委員 せつかくのお言葉であります。抜群の人脈を持ち、現大蔵大臣もお元気でございませぬ、そういう人脈もあつた。ありとあらゆる人脈を使えばそういうことはたちどころに、優秀な弁護士もついております。そういう対応がきちつとできておるんですね。返事だけは弁護士を通じてさつと書ける。

私はさう思いません。半年もぐずぐずして、どこに返す意思があるんだと多くの人から見られます。普通の方であれば、もう夜逃げしたり首を切つておきますよ、こういう事態のときには、私にそれだけ申し上げておきます。

引き続き、私どもに対してお約束したので、ぜひ何らかの形で対応していただきたいというふ

うに思っております。続きます。

それでは、まず金融監督庁長官、「選択」の二月号に正味自己資本比率一覽という論文がございます。サブタイトルに「債務超過がゴロゴロ」と。ちよつと前段の部分だけ読み上げさせていたいただきますが、資料で③という数字を打っております。

「政界有力者に金融監督庁が作成した「恐ろしい資料」が出回っている」。こんな大きな噂が市場関係者の間に流れたのは昨年十一月のことだった。昨年末、編集部はこの噂の火もとと見られる政界筋と接触し、金融監督庁から漏洩したとされる資料の一部を入手した。その関係者は「元大蔵官僚を名乗る人物が役所から持ち出した極秘資料。元大蔵大臣の代議士の周辺に流れている」と言う。

次頁以下に掲げる「正味自己資本比率」それが③の資料でございます。それで、ちよつと真ん中は通り越しますが、最後に、不良債権を厳格に引き当て、有価証券の含み損を考慮したうえで、その自己資本比率というわけだ。

要するに、この③の資料で出てきている正味自己資本比率であります。例えば破綻しました長銀や日債銀は、自己資本比率では本当は最も高いレベルに実は九八年の三月時にはあったんですけども、正味自己資本比率でいきますと、長銀にしても日債銀にしてもマイナスになってしまつて、そういうデータが出ています。これは金融監督庁で作成されたんですか。

○日野政府委員 この「選択」という雑誌、実はうかつにも、私はこういつた雑誌が、書店では販売されていませんが、何か特別な契約をした方のところに配達されるといふ、そういうシステムの雑誌だということ、この雑誌が出たことによつて初めて知つたわけですが、実はこの雑誌を見て大変びっくりいたしました。

なぜびっくりしたかといふと、そこに私の写真が掲げられておりまして、そこに全銀行正味自己資本比率一覽というのが出ておりました。私は、この雑誌を見て初めて、一体どうしてこういう資料というのでしょうか、こういうものが出たのかというか、あるいはこういうものがこの世の中に存在してこの雑誌に掲載されるようになったのかということ、私自身がこの雑誌を見て初めてこういう数字にもお目にかかりました。

そういうことでございまして、よくよく見てみますと、例えば分類の償却・引き当て率のところを見ますと、三分類が七〇％、二分類が二〇％ですか、といったような数字が書かれております。この資料全体としては、先ほど申し上げましたように、私自身、この雑誌で初めて見る資料なものですから、金融監督庁として何らかのこれに対するコメントのしようがないわけですが、あえて申し上げますと、例えば第二分類債権の引き当て率が二〇％といったような数字になっていきますけれども、こういった数字がどこから出てきたのか。

先般、金融再生委員会の方で決定されました引き当て率は、担保保証で保全されていない要管理債権については一五％を目安にする、こういうふうな決められています。再生委員会とかあるいは金融監督庁の考えているところと違つた数字なのか、ということを感じた次第でございます。そういうことで、とりあえず御説明申し上げます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。これはなかなかよくできています。私には思つておりましたので、後でまたちよつと使わせていただきますので、お含みおきをいただきました。私には思つておりましたので、後でまたちよつと使わせていただきますので、お含みおきをいただきました。

それでは、参考人の方々、できるだけ早くお帰りいただくということでございますので、柳沢大臣、どうぞ、御退席いただいても結構でございます。

す。ありがとうございます。わずかなことで申しわけありません。それでは、日銀の皆様方にもお伺いしたいと思います。

先般、二月五日の予算委員会での質疑に答えていただきました。小畑理事が、大蔵省と日本銀行とは常に事務レベルで意見交換等をやっております。債務超過でない認識は共有し続けていた、これは日債銀の問題についての質疑の中の答弁の二つまであります。

大蔵省と日本銀行は常に事務レベルで意見交換等をして債務超過でないという認識を共有していた、このような御発言をいただいておりますが、常にそうした意見交換の場というのがあるのでしょうか。副総裁、お願いいたします。

大蔵省と日本銀行の間では、例えば先生が今おっしゃつた日債銀の問題等については、それぞれの担当部署の担当の者が意思の疎通を図り、場合によっては情報を交換し、協議もいたしております。

○上田(清)委員 ぜひ与党の皆様方にも理解していただきたいと思います。④という時系列的なものを追いかけた資料でございますが、一番のポイントは、一昨年の九月十一日に大蔵省の示達で日債銀の最終検査を通知しております。第三分類が一兆一千二百十二億だといふ数字をきちつと出しておられるんですね、九月十一日に。しかし、九月十九日に日債銀の東郷当時の頭取が日債銀を訪問されて、当時の信用局長に第三分類は七千億だといふ虚偽の報告をしてこの問題がスタートしております。

これは大変なことでございます。事務レベルで認識を共有しているということ、こういう實際の話を日債銀の中に持ち込まれる。これは日債銀の話であります。しかし、少なくとも大蔵省の示達が終わった後に、そういう事務レベルの共有の認識というのはいないだろうか。特に、債務

超過であるか否かとか、これは当然中身の中であつてもおかしくないといふふうに私は思つておりますが、副総裁、いかがですか。

○藤原参考人 お答えします。九月十九日は東郷元頭取が日本銀行を訪ねていらつしやいまして、同行とパンカーズ銀行の提携などの経営再建策の進捗状況とか資金繰りの推移、見通しについて状況の説明をなさいました。そのとき、日本銀行側では、大蔵省の検査のこと、これあり、それを踏まえまして同行の資産内容について伺つたわけです。

これに対して、回収に懸念ある債権、第三分類の金額については七千億といふ説明を私どもは受けたわけです。そういうことでは、日債銀の報告だけしか知らなかつたということではよろしいでしょうか。

○藤原参考人 その間、大蔵省との情報の交換はしておりましたけれども、私どもの認識は、債務超過じゃないということ、聞き知つておりました。

○上田(清)委員 それでは、佐々波委員会に出された自己査定金額について、大蔵当局はどのように把握されておられたか、お伺いしたいんですが、日債銀の自己査定、何億だったのか。

○乾政府委員 佐々波委員会に出された個別の計数につきましては、危機管理審査委員会の方で個別のことについては議事録も含めまして発表をある時期まではしないということになっております。私どもの方からちよつとお答えできないことを御了解いただきたいと思います。

よ、六千億だったと、日債銀の報告は。そうすね、理事長。

○松田参考人 六千億前後と申し上げたんです、まあ六千億ぐらいと申しますか、そういうことでございます。

○上田(清)委員 この間、日銀の小畑理事は七千億とちゃんと申しておりましたよ。なぜ金融監督庁、大蔵省だけが言えないんですか。言えないんだったら審議なんかできないよ。ばかなことを言うなよ。

○乾政府委員 今、あるいはこの間から預保の理事長がお答えになりましたとおり、日債銀が佐々波委員会に報告されました十年三月見込みの第三分額の金額は、その後金融監督庁が発表いたしました十年三月末の日債銀の自己査定額にはほぼ近い六千億程度であったと承知しております。

○上田(清)委員 日銀は七千億という報告を受けている。そして大蔵は六千億前後、まあ六千億、松田預金保険理事長は六千億。これは一千億差があるんですけれども、なぜそうなっているんでしょうか。

○三谷参考人 お答えいたします。先般小畑理事の方からお答えしたときには、その前から七千億という数字を伺っておりました、それとはほぼ平仄のとれた数字であるというふうに申し上げたわけでございます、正確に七千億と申し上げたわけではございません。

それで、私も私としては、その七千億という数字をあらかじめ聞いておまして、その後九月初末とかそういう時期に償却、引き当て等もやっているわけでありまして、その七千億のとき系列で見てそう不思議な数字ではないというふうに考えた次第であります、今お答えが預金保険機構の理事長及び金融監督庁監督部長からありましたように、その際出てきた、三月の佐々波委員会に日債銀の自己査定として提出された数字は六千億前後の数字だということでも承知しております。

○上田(清)委員 この間小畑理事が言われた七千億というのはそういう認識なんですか。——いやいや、あなたじゃない。副総裁に聞いているんですよ。

○藤原参考人 私どもも約七千億と伺っております。またたけれども、松田理事長の約六千億という数字の差異については、今三谷審議役から御説明したような概況だと承知しております。

○上田(清)委員 一千億も違う話で大体同じだということに理解していいんですか。そんなに日債銀というのは数字についていいかげんなことを言うところなんですか。

○三谷参考人 お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、七千億円というのは平成九年三月末の基準値、三月末、正確に言うると四月十五日だったと思えますが、四月十五日を基準とした査定の数字と我々理解しております、その後日債銀におきましては引き当てとか償却とかいうことをやっておりますし、中には三分類から四分類に移るようなものも恐らくあったのかと思われませんが、一千億程度の違いというのはそういうことで理解し得るものであったというふうにご承知しております。

○上田(清)委員 非常に納得がいかない話であります。日銀総裁も七千億という数字を出されておられます。時系列的な問題はともかく、ちよつと納得がいかない部分がありますが、これはかりにこだわっておれません。

それでは、佐々波当時の委員長は、とにかく日債と大蔵に自己査定の信憑性を確かめていただきたい、最後のいわゆる資本注入のときの自己査定の部分に関して信憑性を日債と大蔵に査定していただいた、こんなお話を私は金融特で伺いましたので、これについて松田理事長、間違いありませんか。

○松田参考人 段取りとして、最初に事務局の手備ヒアリングをやった後、委員長から日銀総裁と大蔵大臣に、申請内容の事実関係について誤りが

あるかないかお確かめいただきたい、なお、留保の、注意すべき事項があったらあわせて御指摘いただきたいというお願いをしまして、それを受けて御発表の後頭取のヒアリングをして、さらに審議をして決めた、こういった仕組みになっております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。それでは日銀にお伺いします。当時それがそういう信憑性を確認されたんでしょうか。あるいはどの部署、どの責任者がそういう信憑性を確認されたんでしょうか。

○藤原参考人 お答えいたします。日本債券信用銀行が金融危機管理審査委員会に提出した書類につきましては、平成十年三月五日から十日にかけまして、限られた時間でありましたけれども、日本銀行の担当の者、専門知識を有する職員が同行から提出された「経営の健全性の確保のための計画」という計画書の内容の適切性及びその自己査定結果の正確性等につきましてラインシートを精査する、ラインシートというのは貸出金調査表なんです、そういうものをチェックしたりなどの方法によりまして可能な限りのチェックをいたしました。

○上田(清)委員 ちよつとはつきりしなかったんですが、審査局でやったということですか。

○藤原参考人 お答えいたします。当該問題を担当しております当時の信用機構局及び審査局の担当者がチェックしました。

○上田(清)委員 それでは、日銀総裁にどなたが代表して御報告されたんですか、信憑性について。

○藤原参考人 お答えいたします。そういう問題を担当している信用機構局長、審査局長及び担当理事が報告したと思えます。

大蔵ではだれがその信憑性を確認されていたんですか、どの部署か。

○伏屋政府委員 お答えいたします。大蔵省におきまして、審査に先立ちまして、金融管理審査委員会の委員長の方からの依頼によりまして、各申請金融機関が自己査定に使用いたしましたラインシート等を徴求いたしまして、検査部局がそれまでの過去の検査結果等に基づきまして精査して、それを事務当局が松水大蔵大臣に当時報告したというぐあいになっております。

○上田(清)委員 おかしなことを言われますね。きのう日野長官は松水大蔵大臣に報告しなかったと言っていますよ。どうなっているんでしょうか。

伏屋局長、もう一回お答えください。

○伏屋政府委員 監督庁長官がお答えになられたのは、九月の検査結果そのものを大臣には報告してはいないというぐあいに答えられたと私は記憶しております。

○上田(清)委員 それでは、伏屋金融企画局長、大蔵省は何を報告したというのですか。

○伏屋政府委員 各申請金融機関が提出されたラインシート等を検査部局が過去の検査結果等に基づいて精査した、その内容を報告したということでございます。

○上田(清)委員 その精査された中身、特に日債銀についてはどういうふうな御報告になったのですか。

○伏屋政府委員 当時の精査の結果、債務超過ではないということをお報告したということ、さらに詳しいことは監督庁の方から答えていただきたいと思えます。

のか。

○伏屋政府委員 今上田先生の言われました点でございますが、大蔵省の方で事務方から大臣に對しまして、日債銀が提出した資料について、これは昨日も監督庁の方からお答えしておりますが、関連会社に対する自己査定が甘いのではないかと報告が行われまして、大臣は委員会におきましてその趣旨の御発言をされまして、そのことが議事要旨にも出ていますところでございます。

○上田(清)委員 委員長、御注意をいただきたいと思ひます。このぐらゐの簡単な質問にきちつと答えられないようでは困ります。数字の違いをどうされたんですかと聞いたのです。極めて易しい質問です。

○伏屋政府委員 当時日債銀から出されました資料について、その適切性についてのいわば精査をしたわけでございますので、その点で、過去の検査結果と照らし合わせて精査したという、比較したわけではございませんので、その適切性について精査して大臣に御報告したということでございます。

○上田(清)委員 その程度のことではよろしいのですか、大蔵省というのは。それじゃ幾ら検査しても意味がないじゃないですか。何のために示達書を出したんですか。日債銀から出た自己査定の七千億と大蔵の示達で通達した一兆一千億とこんな数字が違うのに、比較も何もしない。それはだれが責任をとるのですか、この四千億の差を。

では、この資料をもとにして六百億、公的資金を出した責任を、大蔵省の幹部みんな分けて弁償でもするというのですか。ちゃんと言つてください。これでは納得できません。

○乾政府委員 もう一度整理をしてお答えさせていただきます。日債銀に限りませんけれども、申請行から出されております三月末の自己査定見込みが審査基準に照らして適正であるかどうかということがまさに審議の対象であつたわけ

でございます。そのことにつきまして、危機管理審査委員会の委員長から、当時の大蔵省と日本銀行に對しまして、その確認と申しますか、そういうものを求められたということでございます。それで、当時の大蔵省におきまして、過去の検査結果等に照らしまして、また日債銀から提出を求めたラインシート等を踏まえまして、それについての適切性の検証を行ったということでございます。

そして、その結果、先ほど伏屋局長の方から御答弁がありましたけれども、これは議事要旨で特定はされておられませんのでちよつと言にくいのですけれども、すなわち、日債銀から出ております自己査定における数字につきまして、関連会社に對する査定が甘いのではないかと判断というものが出てまいりまして、そのことを大蔵大臣が審査委員会の場で述べられたというふうに承知をしております。

○上田(清)委員 甘いというものじゃないんだよ。間違ひなんですよ、完璧な。よくそういうことが言えますね、平気な顔をして。どういう顔をして言つておられるんですか。鏡を見てくださいよ。冗談じゃないですよ。それで世の中が通るんだから気楽なものでしょう。

大蔵省の示達があつて、そして間もない時期に、当然それを踏まえて七千億という数字も言われたものだ、小細理事だつてそう言つたじゃないですか。検査があつて、それを踏まえた形です。当然日債銀からのこの七千億というのもそういうことだと。当然、そんなふうに関連づけて物事を考えるのですよ。小畑理事が正しいですよ、考え方は。当たり前じゃないですか。近く検査があつたら、その検査をもとにして判断するしかないじゃないですか。何を精査したというんですか。冗談じゃない。私は納得できません。

これでとめたいところですがけれども、夜遅くなつたら困るといふ話も多いですから。委員長、私は、こんなことがまかり通るような質疑だつた

らやりません、はつきり言つて。ばかなことを言わないでくれと言つておられるんですよ。

日債銀から出てきた七千億に對して、大蔵の検査で一兆一千億が出てきて、なぜその数字との比較をしないのですか。当たり前じゃないか、そんなのぐらゐ。なぜそんなことがわからないのか、なぜそんなことをしようとしなないのでですか。とんでもない話ですよ、あなた方は。本当にだれが責任をとるのですか。

宮澤大蔵大臣、今のお話の中で御感想ございせんか。おかしいと思ひませぬか。

○宮澤國務大臣 感想がございませぬ。今御質問と答えを伺つておられますと、ラインシートを大蔵省は専門家が精査をして、その結果を、銀行局ですか、大臣に申し上げた、何を申し上げたかといへば、日債銀の自己査定は甘いということを今ここで申し上げておるわけです。

それで、その背景にどういふ数字とどういふ数字の比較があつたのかといふことは申し上げてありません。恐らく、関係者でありませぬからそこはわからないのでしようが、少なくとも、大蔵省が精査をして、評価をして、その評価を大蔵大臣に申し上げた、大蔵大臣はそれに基づいて佐々波委員会で発言をされた、そういう筋道は大変はつきりしておりますので、うそとかインチキとかいふ言葉は私は当たらないと思ひます。

○上田(清)委員 いみじくもうそとかインチキといふ、何か心当たりがあるからそういう言葉が出たんじゃないですか。私は一言もうそとかインチキという言葉は使つていませんよ。ひよつとした胸に当たつたんじゃないですか。申しわけないですけれども、失礼な言い方ですよ、今のは。うそとかインチキなんて私は一言だつて言つていないのですよ。

○宮澤國務大臣 それは、私の聞き違いでございます。もしららおわびいたします。ただ、少なくとも、政府委員がお答えしている

ことに甚だ不信の念を持つて批評されたのは私は当たらないと。

○上田(清)委員 それではもう一回聞きます。検査部局で精査されたと言ひましたね。銀行の検査というのは検査部局でやるのですか、そうじゃないのですか、伏屋金融企画局長。

○伏屋政府委員 お答えいたします。各申請金融機関が出されました自己査定に使用したラインシート等、検査部局がそれを見まして、みずから持つております過去の検査結果等に基つきまして精査したということでございます。その意味では、これはまさにそういうものの検査また分析できる専門家でございますので、その部局がやつたということでございます。

○上田(清)委員 委員長も委員の皆様方も聞かれましたように、見た人たちはみんな一箱だ。示達を出した人たち、実務をやつた人たちは検査部局の人たち、そして自己査定のラインシートを見た人たちは検査部局だ。それで、甘いという表現で片がつけられる。そんな甘いところなんですか、大蔵省というのは。それは片がつけられませぬよ。

私はこれは納得できません。これは、やはり関係者にきちつと聞くしかありません、本当の話かどうかということ。

私は、予算委員会でも問題になりました証人並びに参考人の要請をお願いしたいと思ひます。具体的に名前も挙げさせていただけます。

山口公生元銀行局長、それから日債銀の増資を東ねた形になつておられます岸銀行協会会長、この方も参考人をお願いしたいと思ひます。

あとは、民主、共産、社民で共同要求をしております二月五日の理事会の五人の方々をお願いしたい、このことを委員長に申し上げます。

お名前を申し上げます。三塚博元大蔵大臣、佐々波楊子審査委員会委員長、松永光前大蔵大臣、松下康雄前日銀総裁、東郷日債銀元頭取、以上であります。

○村井委員長 委員長から申し上げます。ただいまの上田委員の御要請につきましては、改めて理事会で協議をさせていただきます。

○上田(清)委員 まだ納得はできませんが、若干、参考人の方に申しわけないと思っておりますので、先を急がせていただきます。

佐々波委員会で、大蔵、日銀でそれぞれ総裁、大臣を補佐する人が陪席されておられたのでしょうか。もしおられるとすれば、その陪席の方は、資料を渡したり、あるいは時々後ろの方からささやかれたりしたのでしょうか。松田理事長、お願いたします。

○松田参考人 審査会の席上でテーブルに着いておりましたのは、審査委員の六名と、それから事務局の局長と次長、これは説明役でありまして、周りにそれぞれ部下の人たちというのはいたと思えますが、具体的に大蔵大臣やその他にどんなことをなさやいたかどうかというのは、ちよつと覚えておりません。

○上田(清)委員 それでは、日銀副総裁にお尋ねします。

先般、とにかく東郷頭取からそういう七千億だという信用局長に対する報告、そして今日、大蔵省の示達が一兆一千億だということが事実として判明してから、日債銀の東郷頭取に対しては、これはだまされたと思われたのでしょうか。それとも、どういふ認識でしょうか。

○藤原参考人 お答えします。

私どもは、当時、日債銀は債務超過の状況にないといふことの報告を受けておりました、約七千億円という金額も伺っておりましたけれども、今先生がおっしゃった一兆一千億円という数字はつまびらかにしなかつたものですか、その二つの数字の関係について考えるといふことはいたしておりませんでした。

○上田(清)委員 質問に正確にお答えになつておりませんので、お答えいただきたいと思ひます。よくわからなかつたのかもしれないが、要す

るにだまされたと思われたのか、こういうことではありません。

○藤原参考人 お答えします。そういう表現で感想を持ったことは特にございません。

○上田(清)委員 それでは、告発される可能性といふのはありますか。

○藤原参考人 今先生が事実をつまびらかにするようになされたと思ひましたし、予算委員会の方でもさまざまな意見が当該案件に出ていると思ひます。関係の委員会等でその問題を今究明されようとしていふことを深く受けとめております。

○上田(清)委員 回答にならないのですが、本当に私はだめだと思つておるのです、そういう態度が、実際、あなた方は損をしていられるわけですよ。国民は損したのですよ、大変な損を。

先ほど申し上げましたように、この正味自己資本比率の中でも、日債銀の比率はマイナスです。そして、この後やる予定のみどり銀行の問題についても、御承知のとおり阪神銀行と合併するので、この阪神銀行も、この資料によるとマイナスの自己資本比率なんです。そういうことが、だれも責任をとらないままに国民の税金が使われていくのですよ。そういうことに深く反省が余りない、私はそんなふうにおもひます。委員会の質疑だけ逃ればそれで済む、そういうふうな感じを私は受けております。

ぜひ、事態の解明に協力していただきたい。証人喚問や、また参考人の招致をお願いいたします。願ひ申し上げます、どうぞ参考人の方々はお帰りにください。どうもありがとうございました。

それでは、日債銀の問題はちよつとおきまして、②の資料を見ていただきたいと思ひます。兵庫銀行が破綻して、みどり銀行が受け皿銀行となつて二年でまた破綻して、近々阪神、みどり

銀行の合併で発足するわけですが、その都度さまざまな形で損失が出ておりました、そして、その都度預金保険機構から贈与等がございました。

この問題について、私はずつと前から関心を持っておりまして、大蔵省を信頼するには、元兵庫銀行の頭取を何らかの形で、民事、刑事できちつと告発するか、もしくは、全く不良債権の実態的な金額を把握することができなかった大蔵省の検査能力の弱さを恥じて、ラインの責任者を何らかの形で、事後でも結構ですから処分しなければならぬ。なぜならば、検査時に不良債権が六百九億だったのが、三ヶ月後の破綻したときには一兆五千億になつた。二十四倍にもなつていふのはないですよ。木津信とこの二つだけ。その他の銀行は全部三倍から四倍です。

なぜ二十四倍になるのか。これは何回も私は申し上げていますが、偶然なんかでなつたりはしません。だれが見ても粉飾決算ですよ。いまだに民事、刑事、問われていないじゃないですか、五年もたつても。なぜ大蔵省は告発しないんですか。大臣、いかがですか。前にも一度言いましたけれども、もう五年たちましたよ。

○乾政府委員 旧兵庫銀行時代の経営責任につきましては、みどり銀行におきまして、旧兵庫銀行時代に於ける与信等に関する刑事、民事上の責任を明確にするため、社外弁護士を含む与信調査委員会というものを設置いたしまして現在調査を行つていふところと承知しております、金融監督庁といたしまして、そうした委員会の調査活動を通じて必要な責任追及が行われていくものと承知しております。

○上田(清)委員 大体、いかげんな、お金を出すときはさつさと出すに、民事、刑事の責任を追及するといふ話になつてきたらゆつくりやる、とんでもない話ですよ。よくそういうふうにしてゆつくりやるものだ。五年たつていふじゃないですか。文句だけ言つておきます。

それから、みどり銀行が破綻したときに、最終の累積損失額は幾らになつていふんですか。

○日野政府委員 お尋ねは、みどり銀行がどういふふうにお聞きいたしました。形式的なことを申し上げて大変恐縮でございますが、これは破綻してございまして、阪神銀行に吸収合併ということになるわけでございます。

ただ、最終的な資本金としては結局七百億円残りまして、私の方の理解では、繰越損失が計上されておりました、その繰越損失が七千八百億円強になるかなといふふうには理解しております。

○上田(清)委員 今お聞きのとおり繰越損失が、私はちよつと七千七百億と書いてクエスチョンマークがついていふんですが、百億ちよつと少なかつたみたいですよ。

このみどり銀行の発足のときに、御承知のとおり官民挙げて、地元の財界そして地元金融機関、そしてそれを束ねる形で日銀も大蔵省もバックアップをいたしました。御記憶のとおり、日銀から一名、大蔵から一名、常務取締役を出していただいております。こういう経緯の中でみどり銀行が発足したんですが、事実上二年で破綻だ。形式上破綻してないといふ言葉も言われまして、こういう理解じゃないかと私は思つております。こういう状況にすくなつてしまふ、一体何なんだと私は思ひます。

当時の日銀と大蔵が指導的にこの受け皿銀行を現実につくつたんです。そして、常務取締役でそれぞれ一名ずつ派遣もされていふ。こういう責任について、責任を感じていふのかいのか、お伺ひしたいと思います。

○日野政府委員 お答えします。先ほど形式的に破綻してないといふと申し上げましたが、先ほどお話がありましたように、実質的には破綻しているといふふうには理解していただきたいと思ひます。

なぜこういうふうな形になつたかといふこと

は、もう大蔵御高承だとは存じますが、結局、この兵庫銀行が破綻いたしましたときには、現在のようないオフトコストを超える預金については預金保険法上保護する仕組みにはなっておりませんが、その部分を損失として立てずに、回収不能、要するに実質は損失なんです、損失を立てるといふオフトコストを超えてしまっていますので、その部分を資産として計上してみどり銀行にそれを引き継いだという形になったわけでございます。したがって、実質的にはもう不良債権なんですけれども、形式的には正常債権のような形でみどり銀行に引き継がれたために、それともう一つは、御案内のとおり、兵庫県におけるあの震災の影響などによりましてその後の経営が非常にうまくいかなかったということと相まちまして、大変苦しい経営状況になったのではないかとこのように理解しているわけでございます。

○上田(清)委員 私も同情はいたしますが、さりとて、鳴り物入りでやっただみどり銀行がこういう形になるというのも、当時の日銀、大蔵も不見識に尽きる、私はそう思います。

それから、今度、阪神とみどり銀行が合併して新しく発足するわけですが、当然ここに預金保険機構からの申請に基づく贈与がある。この金額だけ勝手に新聞紙上を歩いておられますが、まだ正式な申請もないのに言うのめいがかがなという答弁が聞こえるのはもう目に見えておられますので、殊さら申し上げませんが、やはりこの贈与についてもきちと、では、みどり銀行の役員の人たちの責任追及というのきちとできた上でお金が出されていくのか、このことだけ確認しておきたいと思っております。

○松田(参)考人 先生御指摘のとおりで、あしたあたり正式な資金援助の申請が出る予定になっております。

私どもとしましては、経営者責任の問題では、現在おられる役員が全員退いてもらう、これは第一でございますし、退職金ももちろん払わないで

退いてもらう。株主責任についても、一般論としては全部持つてもらいたいんだけれども、特殊な事情で集まったことでもあるから、みどり銀行になつてから起きた損失だけは株主責任としてとっていただきたいということで、二百億は補てんをしてください、持っていたいただきたいというふうなことで、今そういうスキームで動いております。さらに、民事、刑事の責任追及の問題につきましては、預金保険機構も、預金保険法の改正がございましたので、責任説明委員会を持つておりますから、さらに引き続き、民事、刑事それぞれ、経営者についても、違反行為があれば民事賠償請求をしたり告発をしたり、そういうふうな勢めていきたいと思っております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。極めて誠実な答弁だったと思います。ちょっと時間がなくなつて申しわけありません。大蔵大臣、①の資料を見ていただけませんか。過日の大蔵委員会で話した内容と基本的にはグブツてまいるのですが、これは国際証券がまとめた資料の一部なんです。

各先進国の公共事業の投資規模並びに平和の配当に基づくいわば防衛関係の費用が激減しているという中で、それぞれの国がそれなりにい経済のパフォーマンスを持っている。我が国は、絶対額においても比率においても公共事業がこれだけ多くてなぜ経済のパフォーマンスが悪いのか、私にはちょっと理解ができませんので、このような比率においても絶対額においても多額の公共事業をぶち込んでなぜ経済のパフォーマンスが悪いのか、率直に大蔵大臣の御見解を承りたいと思っております。

○宮澤(国)務大臣 これだけからはちょっと申し上げかねますが、一般的に言えとおっしゃいますならば、GNPの六〇%を形づくものは消費でございます。そして、好調、不調のときによつて違いますけれども、その次に民間の設備投資が二〇%前後、大きいときにはございます。したがって

まして、その二つがうまく機能していかないときには経済の成長というものはやはり難しい。公共投資はそれを助けますために、もちろん公共投資はそれ自身のインフラストラクチャーを整備する目的を持つておりますけれども、成長の要因としては、公共投資はGNPにおけるシェアはそんなに大きくございませんので、やはり市場経済においては、消費と設備投資というものが不振のときには経済のパフォーマンスはなかなかうまくいかない。公共投資が踏ん張りましても、それが消費ケツトで終わってしまうというのが、ここまでの現状ではないかと思っております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。全く私の見解と同じなんです。しかし、やはり予算の中身はそうなっていないというところに日本の経済のパフォーマンスの悪さというところがあるような気がいたします。

ぜひ、予算配分の中で公共事業の見直し、とりわけむだな公共事業の見直しについて、今からでも遅くありませんのでどんどん再考していただきたいということを申し上げまして、終わります。○村井(委)員長 次に、大口善徳君。○大口(委)員 公明党・改革クラブを代表いたしまして質問をさせていただきます。○大蔵大臣、先ほど申し上げましたように、中川委員も質問されました国債の長期金利に關連して質問をさせていただきます。大蔵省の方で一兆八千億の十年物の長期国債の発行の予定を四千億圧縮した。それから二千億、資金運用部で国債を買っていた、それをもう一度、二月、三月再開する。こういうふうなことと因果関係があるのでしようか、長期金利が昨日二%台を割った。こういうことで、中川委員の方から、資金運用部がなぜ十二月までは続い、そしてそれが中止をし、また再開をしたのかという点について議論があったわけでありませぬ。

その中で、大蔵大臣は、この資金運用部の国債の買入れを中止したことがこんなに影響があるものだというふうには思わなかったという趣旨のことを答弁されたと思つて。そしてまた、その議論の中で、定額貯金の満期の問題ですとか、あるいは第一次、第三次の緊急経済対策ですとか、いろいろなことによつて資金運用部のやりくりが苦しい、こういうことで中止をした。では、今のこのやりくりが苦しいということと、二千億、資金運用部で買入れ入れていることとの関係ですが、二千億ぐらひ毎月買入れ入れていることは、現状のやりくりからいってどうなのか。二千億を買入れ入れること自体大変なことなのか。そこら辺の認識はいかがでございますか。

○中川(雅)政府委員 先ほど申しましたように、確かに、財政投融資の十年度における追加あるいは交付税特別会計に対する短期の貸し付け等々、資金運用部からの資金需要が大変出てきたということで、いわゆる資金運用部の財政投融資に充てる以外の資金につきまして余裕が少なくなつてきたというところは事実でございますけれども、先ほど申しましたように、平成十二年、十三年に定額貯蓄が大量の満期を迎えてかなりの金額が流出するということが予想されることを踏まえまして、十二年度に向けての流動性を確保していく必要があるという判断で、昨年、資金運用部の国債買入れを停止したわけでございます。

しかし一方、いわゆる足元の資金ということも考えますと、これは現実的に日々運用していかねばならないことも事実でございますので、私どももいたしましては、現下の債券市場の状況、そして預託その他全体の資金運用部資金の状況を考えまして、確実かつ有利な運用を図るという観点から、市中からの国債買入れ切りをいたしたということでございます。

○大口(委)員 その答弁の仕方が私の質問に真正面から答えていただいていないので、要するに、十二、十三の満期もあつて窮屈だ。

ただ、二千億ぐらい毎月買うという事は、窮屈であるけれどもできることだ。それが一兆とか大きな額になれば別ですけども、今の窮屈度合いからいって、毎月買い続けるという事はそんなに大変なことなのかどうかということについて、私は質問しているわけですね。

ですから、今の御答弁だと私の質問にまともに答えていただいたことにならない、こう思うので

○中川(雅政府委員 御指摘のとおり、現時点において、あるいはこしばらく、月二千億円の買切りをする余裕がないということは全くございません。

むしろ私どもとしましては、さつき申しましたように、平成十二年度の財政投融资計画を組むことを考えまして昨年十二月にそういった判断をしたわけでございますけれども、預託の状況とかあるいは各財投機関からの回収とか、いろいろな資金の出入りがあるわけでございますので、それは日々運用していくということが私どもの責務でございますので、そういった意味で、日々の余裕金というのはそういったオーダーでは当然運用されているわけでございます。

○大口委員 そういうことであって、毎月買っても二千億ぐらいであれば十分余裕はある、はつきりとそういうお話がありました。

大蔵大臣も、中止したことによって結構その影響が大きいということでありまして、国債の金利をある程度落ちつくところへ落ちつかせようというお考えもあるようですから、そういうことからいきますと、二月、三月というだけではなくて、当分の間、毎月二千億ぐらいは買うおつもりがあるのかどうか、そこについて大臣のお考えをお伺いいたします。

○宮澤國務大臣 最初の大口委員の御質問は、本当に二千億ぐらい、七十兆も出しているのに大したことないじゃないか、まことに数量からいえばそう申せることですが、やはりこれは相場でございます

いますから、暮れにそれを中止するといったときに、私は、過剰反応だと思いましたが、かたがた、%にも満たない金利が長いこと続いているのはこれも普通でないことと思いましたが、私も大口委員のおっしゃる通りに当初思いましたが、しかし、そういう反応があつて相場がそんなに動くようなら、これは本来よくございませぬからと思つた。かたがた、資金運用部の方も平成十二年度の定額貯金のことをいろいろ考へてのことでもまだ先のことでございますし、しかし資金が減るかもしれないからならしておこうというような、そんなようなところでございますから、二、三月買うのならそれは買つたらよからうと幸いにして、それは幾らか市場がその結果静穏になつたということでございます。

ですから、新年度になつてどうするんだとおつちやいますか、市場相手のことでもございませぬから少し様子を見させていたきたい、今はそのぐらゐに思つております。

(委員長退席、鴨下委員長代理着席)

○大口委員 次に、今回の減税についてお伺いしたいのです。

所得税、住民税の四・三兆円の減税、規模としては大きな規模である、こう思うわけでありまして、我々現場を回つておきますと、年収が五百万の場合は昨年に比べて九・三兆円の負担増になる、それから年収が五千万円の場合は昨年に比べて三兆円強、それだけ楽になるということについて、現場の感覚からするとどうも余り評判がよくない。

ただ、評判がいい、悪いというだけであればいいのですが、今回の所得税、住民税の減税というのは、危機的なこの不況を克服するということでは、思ひ切つてやつたわけでありまして、今回のような減税が本当に景気を浮揚するのにどの程度インパクトがあるのかという観点でいきますと、例えば消費に対してどの程度インパクトがあるのかということからいきますと、七百九十三万円以下

については負担増というのは、景気との関係でいえば効果が薄いのじゃないか。

確かに、恒久的、その後もずっと続きますよ、こういうことについては一時的なことよりはいいかもしれないが、ただ余りにも今底でありまして、そして、経企庁長官も底ばいと言つて、底をはつていられる状況ですから、そういう景気対策ということからいつても、ここはやはり景気がよくなるまでの措置として、我々公明党では二兆円の戻り税、こういうことを主張しているわけでありまして、形では児童手当なり、そういう措置をとつていかないと、景気回復という観点からいいますとちよつといただけないんじゃないか。

確かに、課税最低限をもう昨年までのように四百九十一万という形にしたくないという気持ちはよくわかるのですが、激変緩和という観点があるわけであつて、こゝら辺の落差についてやはり措置をされるべきじゃないか、こういうふう

に考えるのですが、大臣、いかがですか。

○宮澤國務大臣 それだけおわかりの上でお尋ねいただいておりますから、確かにそれは、同じ定額減税をいたしましたら十年分所得と同じになりますから、そういう不満を訴えられる方はおられないはずで、戻り税減税というのもそういう効果を持つことはそうであると思ひます。

ただ、おっしゃいますように、四百九十一万円という課税最低限を将来に向かつて我が国の税制のベースにするということになれば、数百万人の納税者がおられなくなつて、それは、税のためばかりではない、日本のために少しでも納めていた

だけの方には納めていただく方が大事なことで、この思いからいいますと、やはりここは将来を考へて、ちよつと残念だがそういうわけにいかないなどということをおっしゃるわけでございませぬ。税だけのことからいえばおっしゃるとおりでございます。

○大口委員 これは我が党も、今政審会長以下要

求しておりますので、我々の要求、主張にとどめておきます。

次に、今回の平成十一年度の税制改正の中で、法人税の税率の引き下げによつて平年度で約一・七兆円、初年度で一・一兆円ぐらゐの税の減収ということになる、こういう計算をしておられま

す。この計算はどのようにして計算をしたか、お伺いしたいと思います。

○尾原政府委員 今先生から御指摘がありましたように、平年度減収額は法人税率の引き下げにより一兆七千億、初年度は約一兆一千億と見込んでおります。

法人税率の引き下げによる平年度の減収額から説明させていただきますと、今回の税率引き下げは、四月以降開始する事業年度ということにして

ございませぬ。したがつて、現実に十一年度中に減税になる額としては、初年度ということは一・一兆円でございませぬが、平年度概念はいわば、あらゆる法人に十一年度開いたら減収額は幾らかという概念で、一兆七千億となつてい

るわけですね。

現実の出し方でございますが、税務統計がございませぬ。これは平成九年分が既に出ているわけ

でございますが、これによりまして、普通法人、中小軽減税率の適用を受けるいわゆる軽減税率適用所得分と区分が挙がつてまいります。この所得をベースにいたしまして、平成十年、さらには平成十一年度の経済見通しをもとにいたしました十一年度ベースに推計をいたしました、これに現行税率と改正案によるそれぞれの税率の差を乗じて算出した数字が一兆七千億でございます。

繰り返しになりますが、初年度の一兆一千億円といひますのは、いわば全法人が十一年度には現実に適用になるということにはなりませんので、その実際に影響を受ける法人の税収ウェイトを勘案いたしました。初年度一兆一千億円、こういうふうにしてございませぬ。

(鴨下委員長代理退席、委員長着席)

○大口委員 減税をした場合としない場合で平年度の税収の減がそんな機械的に算出されるということはいかかものか。法人税の減税をしますと、それだけ税の負担の減少によって企業の内部留保というのが大きくなるわけですから、それらに対して設備投資に向かうということ、それから実効税率の引き下げに伴って期待収益率というのが増加するわけですから、そういう点で、例えば平成十一年度こういう方向になるということになれば、では、その平成十一年のしよっぱなから設備投資をしようというふうな、そういうインセンティブも働くわけでありませぬ。

だから、減税をやるということによって設備投資等が増加するというふうなことで、そしてそれが名目GDPを押し上げたり成長率を押し上げたりする、そういう効果というのは全く捨象して機械的に平年度の減収額を算出して、これはおかしいな、私はこう思うのですが、いかがですか。

○尾原政府委員 先ほど、平年度減収額なり初年度減収額を試算するに当たっては十一年度ベースということを示し上げました。この十一年度ベースというのは、もう少し詳しく申し上げますと、十一年度の政府経済見通しによる生産、物価、消費の指数がどうなるかということを用いて法人税は推計をしているわけでございます。そういう意味でございますと、来年度法人税の引き下げにより、好感もございまして、経済成長率〇・五というふうな言っておりますが、その一連の資料を用いて平成十一年度の推計をやっているわけでございます。そして、そういう意味でいえば、全体の景気が上向きになる計数はこの中に入っているとも言える、入っているというふうな言っている支ええないだろう、こういうふうな思っているわけでございます。

○大口委員 ただ、過去を振り返ってみましても、パブルの時代に、税収の見込みが現実の見込みと増収のあれが非常に幅があったり、またパブル後に、税収の見込みと減収の幅があったりというこ

とで、経企庁のモデルを使っておられるわけですが、税収の見込みについて、果たしてこれでいいのか、そういうモデルでいいのか、こういうことが言えると思うのです。

そういうことからいいますと、やはりもう一度大蔵省も、経企庁のモデルをお使いになるのもいいのですが、本間に、法人税を減税することによってどれぐらい経済的効果があつて、それがプラスになってくるのか、こういう見込みというのを計算すべきだと思つたのです。

それで、政府の方でも中期財政試算というのを出しているわけですが、平成十五年まで出しておるわけですが、これは、名目成長率を一・七五％というのを前提にした場合に弾性値を一・七五という形にやつて、こういう形で税収が見込まれる、こういうことなんです。

これは、名目成長率が一・七五とした場合、こういうことでありまして、本間に減税がどう成長率にはね返っていくのかとか名目GDPにはね返っていくのか、そういうことから、試算ではなく、中期的な見通しをやはり示していかないと、減税というのは、大蔵省から言わせれば減収以外の何物でもない、増収につながっていくかどうかというものはなかなか見通せない。だから、減税に対して、減税のプラス効果、増収効果に対してきちっとした数字を持つていないと思つた。

ここが、財政を預かる大蔵省として、そういう減税による増収へのプラス効果について中期的に見通していくということを持たないでただ単に減税をやるというのは、余りにも無責任じゃないか。私は、そういう点で、単なる試算じゃなくて、大蔵省の中期的な見通しというものを、これをしっかり持っているなければいけないのじゃないか、こう思うわけですが、大臣、お願いいたします。

○藤井(秀)政府委員 お答え申し上げます。今先生おっしゃいましたように、今国会にも提出させていただいております中期財政試算、これ

は、平成十一年度予算を発射台として、一定の仮定のもとで機械的な試算という位置づけになっております。

例えば、具体的に申し上げますと、成長率につきましては、今先生おっしゃいましたように、経済計画に基づきます一・七五％の場合、そして三・五％の場合、二つのケースをお示しているところでございます。その上で、税収を申し上げますと、名目成長率と税収弾性値一・一を用いて機械的に将来を展望している、試算を行っているというところでございます。

先生おっしゃいましたように、減税による成長率の上昇、これが税収のペースを上げることも視野に入れて中期の財政見通しを示すべきであるというの、一つのお考えとして私どもも理解し得るところではございます。

ただ、残念ながら、今の中期財政試算といふものは極めて機械的に試算を行っているという状況でございます。減税によりまして成長率がどの程度押し上げられるのか、あるいは、それによりましてさらにどれぐらいの税収増もたらされるかという推計を行うことはなかなか難しい、今の試算でございますとおのずから限界があるというところで、御理解を賜りたいと思つた。

○大口委員 私は、財政を預かる大蔵省として、やはりこれは、数字はいろいろ変化しますから、ある一定の条件づけをして、こうこう、こういう条件つきであれば、法人税をこういふふうな減税した場合、確かに一年目、二年目はこうだけれども、三年目、四年目、五年目にはこうなるということ、大蔵省が財政についてこうやって見通しを持っていきますよ、ですから安心して下さい、そういう部分も大事だと思つた。これは、景気が悪いから、そして政治的にそういうふうになつてきたから、だから洪た減税、後のことは知らな

いでは余りにも無責任だ、私はこう思つているのです。

そういう点で、今なかなか見通しは難しいというところで、今も他省庁でも試みにそういうことをやっているとあります。それが正しいかどうかはともかくとしまして、その意気込みはあります。大蔵省もそういう見通しをこれから持つていかなきゃいけないのじゃないか、私はこう思うわけですが、大臣、ちよつと御意見を伺いたいと思つた。

○宮澤国務大臣 大蔵省がいわば中立的な立場からそういう経済見通しを持つというには有意義なことだと思つた。実は、中立的な立場と申し上げました意味は、今政府では経済企画庁がそういう仕事をしておるわけでございます。それが政府の経済見通しになるわけでございますが、大蔵省は、その中で、例えば予算とか税とかいふものを主管しておりますから、そういう意味では、経済研究所的な中立的な作業をするにはなかなかやりにくい部分がございます。

モデルをつくるのでございしたら、だれがつくっても本当はモデルができるはずでございますけれども、なかなかそうなりませんし、また、そういう立場からつくつたものが各省庁に対して十分説得力があるかと申しますと、現実にはなかなかそうはいかないという問題がございます。

ただ、それは申しましたが、法人統計等々は大蔵省が自分で持つておるわけでございますから、それなりに自分の立場から財政を交えた経済の姿というのを試算をしていくというふうなことは、それはやはり十分意味はあるだろうと私は思つた。

○大口委員 今大臣から、非常に大蔵大臣としての責任を日々感じておられる、そこからくるところのお話がございました。

昨年、大蔵省も、独自の経済モデルをつくらうというところで勉強会も始めておられるようです。そこで、大蔵省が独自の経済モデルを開発して、毎日新聞の昨年の七月十八日ですか、報道されておりますが、この動きについてどうなのか。そし

た、

て、本格的に、そういう点では大蔵省のみならず財政のまさしく責任者としてこういうモデルをきちっとつくと、大蔵省としての一つの予算の編成に当たっての物差しをやはり持つべきじゃないかと思うのですが、独自の経済モデルの開発について、どうでしょうか。

○武蔵政府委員 昨年、大蔵省の行政のあり方について有識者にいろいろ御議論をいただきました。その中の一環といたしまして、中長期的な視点に立った総合的な政策の立案を行うように心がけるべきであるといったような御指摘をいただきました。

ただいま御指摘のありました昨年七月というのはそれが公表されたときなのでございますけれども、私どもも、このような取り組みの一環といたしまして、計量経済分析の技能を向上させると同時に、何とか政策効果分析を行うようなそういう研究をしたいという観点から、現在、マクロ経済モデルについて研究をしているところでございます。

これはあくまでも内部の担当部門におきまして担当者が今一生懸命研究しているところでございますが、先ほど御議論がございましたとおり、現実の政策にどのようにそれを生かすかということになると、なお研究すべき課題が多々ございまして、今一生懸命研究しているところでございます。

○大口委員 細々とやっておられるようですが、これは本格的にしっかりと取り組んでいただきたいな、こういうふうな思っております。

次に、エンゼル税制についてお伺いしたいと思います。我が党の坂口政審会長も予算委員会で質問をさせていただきます。そしてベンチャーについて大蔵大臣も前向きな答弁をいただきました。今回、基準税率といいますが基本税率といいますが下がったりにしてはありますが、ベンチャー税制についてはやはりしっかりと拡充をして

いかないと、今後の日本がこれからさらに、ベンチャーといふのは一つの苗床ですから、いろいろな技術だとかそういうものの苗床であって、そこから芽を出して花を咲かせるということ、やはり日本が技術立国として生きていくためにエンゼル税制の拡充といふのは大事だと思っております。

そこで、今、創業者利益の特例というところがなされていたり、公開後一年以内の期間の制限があったりと、創業者利益の場合は、所得の圧縮率が二分の一なんです。その拡大ですとか、公開後一年以内という期間の要件ですが、これを緩和するとか、そういうことが考えられます。

それから、よく言われているのは、投資株式の損失について、株式譲渡益以外の所得との損益通算を認めるべきではないか、あるいは、イギリスのように株式投資に係る税額控除の制度を導入すべきではないか、こういうことも経済界等からも言われております。

大蔵大臣が、ベンチャーについていろいろ考えなければいけない、こういう前向きな答弁でございましたので、それとの関連で、今私が言ったようなことについてどう考えておられるか、お答え願いたいと思っております。

○宮澤国務大臣 坂口委員の御質問がございまして、やはり、これから日本の将来を考えますと、ベンチャーキャピタルをどうやって育てるかというのことは極めて大事な問題だと私も思っております。ですから、大抵のことはやっただいいながらには思っております。

それで、主税局でもそのことはわかっております。例えば創業者利益の課税の軽減とか、あるいは損をいたしましたの後ろ向きに引きます控除を上げておる、いろいろなことはしておりますが、株式によって生じた損失をほかの所得に広げるといふところだけは、これはどうもなかなか論がございまして、いろいろ議論があるように思っています。

主税局長がこれからお答えいたします。○尾原政府委員 まさに大臣からお話がございましたように、新しい企業を育てるといふのは大切な政策課題だと思います。今、株式の方については税制のお尋ねがございましたが、今年度でも、いわば繰り戻し還付を新設企業に認めるといふ形で税制面からのお手伝いをさせてもらっているわけでございます。

なお、株式譲渡益課税に関連いたしまして、株式の税制に関連いたしまして何点か具体的な御提言がございました。

一つは、創業者利益の特例を拡充すべきではないかということで、いわば現在、店頭登録一年以内の場合には半分にしておるわけでございますが、それをもっと広げたらどうか、さらには一年という制限をとつたらどうかというお話かと思っております。

実は、この制度、店頭登録になる場合に、恐らく額面の十倍、二十倍というものになりまして、何億、何十億、何百億となりかねない話でございます。やはり、そういう新しい事業を起した人に対する一種の報酬といったらおかしいんです。やる気を起すということで現在やっているわけでございますが、これ以上の優遇ということになつてまいりますと、それじゃそれ以外の税制との公平をどう考えるかというような問題もどうしても出てくるわけでございます。

なお、公開後一年以内というふうにしておりますのは、現在まだ源泉の選択分離課税が残っております。そちらの方へ行けるといふようなこともあつて、現在一年にしているわけでございます。

それから、もう大臣から既にお話がございましたが、現在あるベンチャーの三年の繰越控除を他に広げられないかということでございますが、御承知のように、譲渡損失といふものは、いろいろなきに納税者の任意に出せるようなところもございまして、実は、総合課税を行っているアメ

リカでもそれは一定額に制限しておりますし、ではほかの国はどうかというと、それは認めていないようでございます。

したがって、この譲渡損失の取り扱い、実は、所得税の抜本見直しをする場合の一つの、この辺どう考えるんだというのがあるわけでございますけれども、現状ではなかなか難しいなと思っております。

それから、イギリスで行われているような税額控除というふうなお話もございました。これもいわば所得税の課税ベースを著しく侵食するといふようなことにもなりますし、なかなか仮想的な取引を禁ずるのも難しいなというところがございまして、ただ、そういう意味でございます。私も、現在も税制で考え得ることはやっております。助のためには、融資の面からあるいは予算面から技術支援等々を含めまして総合的にやっておりますので、私どももお課題があると思っております。やはり財政全体でベンチャー支援を考えていかなければならないと思っております。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕
○大口委員 日本は資源がないところですから、とにかく技術の革新のためにやはり相当これから力を入れないと大変なことになると危機感を持っていた方がいい、こう思っております。

次に、住宅ローン利子所得控除制度というものは今回導入されませんでした。これは、借入金に比例して減税額が大きくなるということで、投資の刺激効果というの結構あつて、良質な住宅ストックの形成ができると思っております。また、ローンの全返済期間を通じて減税制度でありまして、これは利子分を控除することで将来の金利上昇負担が緩和されるということもございまして、なかなか買いかえが促進されていないということで、これをやることで買いかえ促進にもなる。

ペーを狭める、大蔵省にとつては一番嫌な制度であることはわかっておるわけですが、しかし、これだけ住宅が落ち込んでおる場合は、今回大幅に住宅ローン税制が拡充されましたが、さらにこういうオプションも用意して、全力で住宅の建設を促進するというものであつてはかまらぬべきじゃないかな、そんなことを思つています。また、既にローン返済をしている者に対する税制措置ということなんかもここに組み入れていたり、いろいろ工夫ができるんじゃないか、こう考へておるのですが、いかがでございますか。

○尾原政府委員 来年の経済回復には、やはり住宅投資を促進することが極めて重要な課題と認識しているところから、今回御案内のような住宅ローン税制控除制度を大幅に拡充したものにいたしました。私ども、建設省その他からもいろいろ話を聞いておりますが、この制度の創設もあつてお客さんが大受けておられるというふうなところも聞いておられるところでございます。

いすれにしても、十一年、十二年の期限を切つて思い切つた措置を講じたところでございまして、ぜひこの機会に住宅投資がふえるということをお望みに期待していただいております。なお、先生の方から、まさにローン控除を切つた方がもつとよいのではないかと、こういうふうなお話がございました。

これは、実は所得税の基本的な問題、長々しく申し上げませんが、所得税に控除制度を持つてくるというのは、所得税制の考へ方にどうしてなじまないところがあるわけでございます。

それからもう一つは、税額控除に比べますと、いわば中堅所得者層以下では累進税率が低くなつてきますから、かえつて控除の方が負担軽減効果が小さくなるという問題がございます。また、所得や金利水準いかによつては、逆に今の制度よりも促進効果が低くなるのではないかと、こういうふうなところもございまして、これは実は政

府等の税制調査会で最後の最後まで大いに議論になつたわけでございますが、今回の措置が各般の面から見て適切であるということになつたわけでございます。

なお、既往の住宅ローンをお借りになつた方のお話がございました。一般的に言いますと、今回の制度は景気対策ということでございまして、このような過去に住宅を取得した人がそれを売却になつてまた新たに取得するような場合には、損失の繰越制度と同時に本制度の併用を認めるといふような形で、この面でもできることは対策をとらせていただいております。

○大口委員 時間もあと五分というふうになつてまいりました。きょう実は予算委員会におきましても、企業財務二〇〇〇年問題ということで、二〇〇〇年度から、退職給付の債務、費用を顕在化させる、こういうことで新会計基準が適用されるわけでありませう。

そういうことで「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」というのが企業会計審議会から出まして、そして公認会計士協会が業務指針を今策定しているところである、こういうふうな聞いておるわけですね。

この退職給付に係る会計基準が設定され、基準が適用されることになりまして、これは野村総研の調査室の主任研究員の試算ですが、退職給付債務と費用について試算しております。これは金融機関を除く資本金一億円以上の企業、これについて計算をしますと、割引率が三%の場合でも積み立て不足が四十五兆円ということ、そして割引率を二%にすると積み立て不足が五十九・七兆円。八十兆くらい積み立て不足があるんじゃないか、こういうふうにも言われているわけですね。

そこで、企業が持つておる株式というもの、これを厚生年金基金や税制適格年金に現物移管をする、これは法改正が要するわけですが、こういうことについてどう考へておられるのか。そしてもう一つは、企業会計原則という観点か

らいつて、労使が合意をして、そしてその合意に基づいて信託銀行へ退職給付という限定した目的のために株式等を信託する、信託方式というふうには私は名づけておるわけですが、こういう信託方式をした場合に、それが年金資産として取り扱いはこの企業会計基準でできるか、こういう二つの課題があると思つておる。

ソニー等はこの信託方式によつて対応しているようにございまして、この二つのことについて、大蔵大臣も予算委員会で厚生大臣と私のやりとりを聞いておられたんじゃないかと思つたのですが、どう考へてございませうか。

○宮澤国務大臣 そういふ御議論がだんだん現実性を帯びてきているように拝見しております。当然のことながら関心は持つております。

承るところでは、従来、掛金というのは現金をいふのであつて現物は意味しないのでございまして、それは法律改正が必要であるとか、あるいは、その信託というふうなことはうまくいくことか、いろいろ私ども勉強しなければならぬことか、いろいろございまして、当然そこに税がまた関係をしてまいらると思つておる。いろいろ御議論の進展に関心を持つて見ておられますけれども、ちょっとと帰趨もわかりませぬので、今先へ進んで、こう考へますと言ふことは控へさせていただきますと思つておる。関心は持つておる。

○大口委員 きょう厚生大臣も、法改正をしてでも受け入れる用意がございませうか、あるいは信託方式についても同時にいろいろ考へていいのはいないか、こういう答弁もございまして。

そういうことも踏まえて、厚生省、大蔵省で、この問題は非常に喫緊の二〇〇〇年問題、もう一つの二〇〇〇年問題と言われているので、早急に検討して結論を出していただくようお願いいたします。私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○若松委員 公明党の若松維徳でございます。先週の前委員会で、大蔵大臣初め大勢の御答弁をいただきました。ありがとうございます。きょうは引き続き、そのときに質問できなかった点も含めて、金融問題について触れさせていただきます。まず、これは柳沢委員長への質問になると思つたのですが、御存じの景気対策、景気を浮揚するには早急に不良債権処理を完了することが絶対条件、これは大方の認識だと思つておる。それで、質問通告してありますから若干前後関係がずれましても、まず柳沢委員長に、一月二十五日に金融再生委員会から「資本増強に当たつての償却・引当についての考へ方」が発表されました。そこで、ことしの三下期決算で、いわゆる第三分類と呼ばれる破綻懸念先債権については七〇%の引き当て、そして第二分類と呼ばれる三カ月以上延滞債権及び貸し出し条件緩和を行つたリスク管理債権は一五%引き当てを行つて、こう述べられておる。

そうしますと、平成十年九下期、昨年の中間決算ですけれども、大手主要十七行のリスク債権金額は十八兆二千億円あるわけですが、この九下期の決算のときは、この七〇%、一五%ルールは適用されておる。

そうしますと、ことしの三下期の決算で、この金融再生委員会の一月二十五日ルール、これにのつて不良債権処理を行つて、こういうことをしっかりとやつて、この大手行の金融機関の不良債権を一括処理して今期決算で決着する、そういう理解でよろしいですか。

〔鴨下委員長代理退席、委員長着席〕

○柳沢国務大臣 先生おっしゃるとおりでございます。私も、景気対策はもとより、日本の金融システムに対する信認が揺らいでいる、こういう事態を一日も早く克服するためには不良債権の処理が一番大事である、このように考へておる次第でございます。

その場合に、不良債権の処理とは一体何かというところでございますけれども、もちろん、破綻先あるいは実質破綻先の言ってみると一〇〇%引き当てを要するような債権について、直接償却をしてバランスシートからこれを消し去るということが大事であるわけですが、同時に、先ほど先生が言及されたような、例えば要注意先の管理債権あるいは要注意先債権というようなものの引き当てについても、これまでよりも手厚い、外から見てどうも引き当てがいいかげんではないかと云われるようなことは全くないような、そうした十分な引き当てをするということもまた同時に大事である。

こういうような考え方をとりまして、会計基準は会計基準として尊重するとしても、今度の資本増強に当たっては、これに関する限りは、今言ったような若干会計基準を離れた引き当てをして信託を確立するというのを考えたい、このように考えまして、先生御言及のとおり、去る一月二十五日に償却と引き当ての考え方を明らかにし、これによって三月末の決算を行って、そして今言った不信を払拭したい、こういう考え方をとるということに決定したということでございます。

○若松委員 やつとこれで大手銀行の不良債権が一つめが立ったということで、これはぜひしっかりとやっていただきたい、それを強く要望いたします。

それでは、続きまして、この一月二十五日方針の公表前に各行が発表しておりました本年三ヶ月期の決算の不良債権処理額、これが七兆一千四百二十億円という予測がそれぞれの銀行の自己申告で出てまいりました。この一月二十五日の方針を適用すると、先ほどのいわゆる二十五日発表前と比べて厳しい、七〇%、一五%というのは厳しいルールですから、当然最終的に引き当て額も予想もふえませうし、それに伴う不良債権の処理というのですか、それもことしの三ヶ月は、先ほど言った一月二十五日前に発表した、各行が自

己申告して集計した七兆一千四百二十億円、これをかなり超えると思うのですけれども、ことしの三ヶ月での不良債権の処理額及び引き当て額というのですか、これが幾らになるか、大体予想がつきますか。

○柳沢国務大臣 率直に申し上げまして、今私ども資本増強あるいは資本注入の手続の真つ最中にございます。そういうようなことでございまして、例えば東京三菱さんと固有の名前をあえて挙げさせていただきませんが、こういうようなところについては、実は今回はどうも申請がなさそうでございます。

そういうようなこともありまして、今先生が御言及になられたようなベースでわかにか今ここで数字を申し上げるような、ちょっとそういう状況にないものですから、大変恐縮ですが、お答えをいたす準備はございません。

○若松委員 手続論からいって、委員長の答弁もわからないでもありません。

では、ちょっと事実関係を確認させてください。

今度は公的資金注入と経営合理化という観点から同じ委員長にお聞きしたいのですけれども、そうすると、いずれにしても、三ヶ月の引き当て額もしくは不良債権の処理額が幾らになるか、今のところわからない、答えられないという話で、恐らく各行とのやりとりも継続中だと思えます。

そうしますと、公的資金注入のスケジュールですけれども、五日までに申請、かつ三月三十一日に資本注入が行われる、大体こういう予定ですね。その前提となる、いわゆる内示が二月十二日に金を導入するとか、そういう内示が二月十二日に行われました。

そこで、私どもの方から金融再生委員会の方に、翌日の十三日、マスコミにでかかどかなり個々に具体的な数字が出まして、お話を聞いたから、これは全くの推測記事です。あれだけ述べた出て、金融再生委員会は全く発表しておりま

せんという、何かこういう事実も、この国はどういう国かなと疑わざるを得ないのですけれども、それはおいておいて、いずれにしても二月十二日に内示が行われたわけですが、このときには具体的に各行に公的資金投入の金額は述べられているのですか。

○柳沢国務大臣 金額については内示をしたなどというようなことは全くないわけでございます。その日に行いましたことは、公的資金導入、この金額はまだ不明でございますが、この導入を前提として、大方の金融機関につきましては、臨時の株主総会等で優先株の発行等についての授權を得る必要があると申しておりますので、この臨時の株主総会等が必要な金融機関におかれてはそういうものを開いていただくことは差し支えありません、こういうことを申し上げたということととまっております。

○若松委員 あれだけのいろいろなマスコミが、少しずつ数字が違っている面もありますけれども、そうすると、あれは各行から直接聞いた一つの集計としてマスコミに載せたのですか。

こういう事実に対して、ただ漠然と金融再生委員会として眺めているというの適切じゃないと思うのですよ。何をその場で言って、何を言わなかったのかというのをしっかりと整理していかない、大蔵と日債銀、二つの関係者、当事者だけでいろいろやって、最終的に大勢を巻き込んで、みんな知らなかった、そんな二の舞になる可能性があります。これは何を言ったのですか、この内示のときに。

○柳沢国務大臣 言ったものは、文章にして多分事務当局の担当官が読み上げておるとお思います。その文章を私手元に持っておりますのでお伝え申し上げますと、「経営健全化計画や引受株式等の商品性については引き続き検討を行うが、公的資金による資本増強を前提として、今後の株主総会等の手続を進めることとして差し支えありません。」以上を申し上げたということです。

○若松委員 なるほど。そうすると、では、言い方をかえれば、将来、公的資金を投入する予定はこちらにもあります、それをあえて、ちょっとまどろっこしいですけれども、今の表現として発表されたわけですね。そういう理解でいいと思えますけれども、特に違いありませんね。

そうしますと、では、要はそういう公的資金投入の一つのシグナルというものを、その日、各行を呼んで同じ文章を恐らく官僚の方が読んだと思えます。

いずれにしても、今後この早期健全化措置におきましては、経営の合理化というのが大変重要だと思っております。ところが、マスコミ報道等で漏れ伝わるのが、金融再生委員会と各行とのやりとりの中で、いわゆる金融機関が考えている経営合理化努力、これについてまだ非常に不十分だ、そういう認識が伝わってくるわけですが、でも、どの程度各行が経営合理化努力をすれば公的資金を投入するのか、そういったところは大変重要な一つのメルクマールというか基準になると思っています。それをぜひわかりやすく説明していただきたいと思います。

○柳沢国務大臣 先ほど私が申し上げましたように、経営健全化計画やあるいは商品性については今後まだなお検討するがと申し上げておりますのは、これは実は金融再生委員会の議決第一号の優先株等の配当率等に関する基本方針というものが議決され、発表されておるわけでございますけれども、そこにごさいますように、経営健全化計画の内容によって信用のリスクの低下というのが見込まれる場合には、それを配当等に反映させるということになっております。つまり、経営の健全化がより一層進むということが見込まれる場合には、投資家としての国の目から見て、リスクがそれだけ低下をいたしますので、それを条件に反映させることができる、こういう仕組みになっておるわけでございます。

さらに、商品性についても同様でございますし

て、商品性というものの性格づけいかんによつては、私どもの方の条件を有利にも不利にもそれに応じて変更するという立場を私ども既に明らかにいたしておりますので、そういう意味合いで、今後最終の、つまり正式の申請、これらに関する経営健全化計画あるいは商品性に関する申請内容いかんによつて条件が定まつてくる、こういうことを申し上げておきます。

既に内々に経営健全化については、その内容も各金融機関、一生懸命努力をして、こちらにその内意を伝えてきておるわけでございましてけれども、今後、正式手續、つまり株主總會を終えてそれぞれ金融機関が権限を持って申請をしてこられる、この申請内容によつて私どもがいろいろ判断をさせていただく、場合によつてはその示された判断について、それを見てもう一度彼らが再考するということもあり得ようかと思ひますけれども、いずれにしても、そうした正式の手續は今後に行われることになっておるといふこととてござい

○若松委員 そうしますと、今の説明を前提に確認をいたしますと、三月五日までに正式申請があつて、五営業日の後、三月十二日、金曜日までに正式審査、承認と。承認については早期健全化法第五條第二項でその内容を公表するといふことで、当然各行の経営合理化努力も公表される、そういう理解でよろしいわけですね。

○柳沢国務大臣 五日までというのは事務当局が内々に腹案として定めているスケジュールでございます。別にこれが拘束力を持つて云々というふうなものではないものですから、まずその点をお断り申し上げておきたい、こういうふうに思ひます。

それで、その後につきましても、私どもまだスケジュールを確定しておるというわけではございませんので、今後いろいろなお互いのやりとりの中で、三月末までに注入は行われるということになるか、このように思つております。

○若松委員 承認された経営合理化努力、これは公表されるのは事実ですね。

○柳沢国務大臣 失礼いたしました。経営健全化計画については、これは法律にございましており、基本的に公表するということになつております。先生がおっしゃるとおりでございます。

ただし、企業の利益を害するとか、そういう特定の事項については除外の規定も法律上盛り込まれておまして、私どもそれに従つて適切に処理いたしたい、かように存じております。

○若松委員 わかりました。それでは、この経営合理化努力の内容についてお伺いしたいんですけれども、恐らくことしの三月末に公的資金の金額が、マスコミ報道では七兆後半台、そんな話がありますけれども、いずれにしても八兆前後のお金がつぎ込まれるわけですね。

それ、本来、この早期健全化措置ですけれども、いわゆる八%以上という前提ですけれども、実際にこの考え方なんですけれども、いわゆる償却がありますね。さつき七%、一五%ルールなりを三月までに適用すると、適用した後の自己資本比率をやると、恐らく八%以下になると思ふんです。そうすると、今度は、この場合には経営合理化努力じゃなくて強制的なリストラになるわけですよ。それを、事前に公的資金を導入して、それで償却した後の八%以上ですから、公的資金をもつて、いわゆる甘い、非常に手厚い介護なんですよ。それは、金融システムが大事だという観点から仕方がないと思ふんです。

ところが、では、今の民間金融機関が経営努力をやつておるかという、私はどうもそう見えな

いんです。その一つの参考に、これはほかの委員の方も資料をお配りしておりますけれども、この産業界の賃金格差、九七年度の棒グラフを見ていただきます。これは、労働省の賃金構造基本統計調査をもとに、性、学歴、年齢、勤続年数を同一条件としてパーシエ式という方式で算定した年間賃金指数、九七年ですけれども、いわゆる産業名は中分類でやっております。

これについて見ますと、全産業の平均を一〇〇とした場合ですけれども、見てください、一位放送業、NHKを含みますよ、保険業、電気業、銀行信託業、証券商品取引業、この上位五社は全部規制業種ですよ。それで、輸送用機械器具製造業、いわゆるトヨタ、日産、本田とかという車のメーカーですね。さらには、電気機械器具製造業、ソニーとかパナソニックとか、こういう三十一位、三十二位というところが日本の戦後の高度成長を支えてきたまさに主役社なんです。

ところが、賃金格差を見ますと、九七年で比較しますと、例えば先ほどの車のメーカーの九八・六と比較しますと、銀行信託業が一二〇・九。そうすると、この比較でやると二三%も銀行信託業が高いんですね。これは地銀等も含んでおりますから、いわゆる今回の公的資金投入の対象となる大手行を含むとそれ以上なんです。恐らく五割近い差があると思ふんです。

これを、では、製造業のいわゆる工場ですきに油まみれで働いていらつしやる、そして日本の経済を支えてくれた方々に対して、八兆前後の公的資金を投入しながら、最終的にこういう賃金格差がいまだに改善されないで、みすみすと十兆円近くの公的資金が投入される、これはどうしても納得できないと思ふんですけれども、これについて大蔵大臣はどう認識されますか。大蔵大臣としてまず御認識をいただけますか。いいです、官僚の方々が言つたつて、何答えるんですか。どうぞ大蔵大臣、心情的な質問で恐縮ですけれども。

○宮澤国務大臣 きちんとしたお返事は申し上げられませんが、一昨年あたりから金融界に非常な異変が起りまして、早期是正措置があるというふうなうわさもあり、貸し渋りなどが起つてまいりましたのですが、その辺からかなり金融界にリストラの空気が流れておまして、今

御批判のような批判は世間的にも随分強くなつてまいりましたから、リストラに含めて、今の給与の問題などもかなり真剣に議論になっておつたのは事実と思ひます。ただ、私見ておまして、そうではあるけれども、まだまだそのころの認識というのは、どうだろうかというところを

残しておりました。その後、昨午国会でかなり具体的な銀行についての御議論があつたりいたしましたもので、それから、そのあたりから給与についてはかなり、人員につきましても厳しく、いわば自衛の問題としておのおの考えるようになっておられるようすが、何分にも長年の積み重ねがありますし、下から上へ給与というものは積み上がつておりますから、恐らくそうはいつてもまだかなり高く残つて

いるんじゃないかと思ひます。ただ、かつてのようなことは確かになくなつております。そして、金融監督庁あるいは再生委員会がどういう御注意をなすつていらつしやるのか、具体的には何つておられませんけれども、当然そういうやりとりの中で、いわゆるリストラクチャリングの話としてそういう話は出ておるのだからと想像いたしますし、また金融界自身も、殊に、おっしゃいましたように、今の計数は多分全国金融機関あるいは第二地銀ぐらゐまで入つておる数字ですから、マネーセンターバンクスはその中からかなり高いんではないかと思ひます。それは、御当人方々もかなり厳しく感じておられて、そういう努力が続けられておるところではないかと私は見ております。

○若松委員 今の大蔵大臣の答弁は、要はかなり高く残つておると。やはり大先輩の表現は格調高くつておると思ふんですけれども、いずれにしても、リストラをやんならうとまだ大きな差が残つておるといふお話でした。

それでは、二つの点から指摘しながら、今度は柳沢委員長にお聞きしたいんですけれども、先ほどのいわゆる輸送業とかそういうところ、一部

不況業種ということで国では雇用調整助成金の対象になっております。

まず事実関係ですけれども、こういった産業に対する国の助成金ですけれども、平成十年度が五百四十二億五千九百万円、平成十一年度の予算額が六百十一億一千六百万円ということで、金融機関の公的機関と二けた違うんですね。まずそれが一点。

それで、もう一つ目が、先ほどの要は経営合理化。恐らく金融再生委員会の立場から金融機関の収益率、いわゆるROEですね、そういったところをもっと高めようということで、そうしたところから人員を維持することもできない、従来の給料を維持することもできない。そういうことで、現在の給料レベルを維持するならば人を減らすしかないわけですよ。現在の人を維持するには給与を下げるしかない。正方形ですから、どっちかしかないわけですよ。

本日にROEを高めながら、かつ公的資金という巨額の、金融機関にいわゆる金融システムの確保、安定化という観点から巨額のお金が投入される。これはやはり国民の目から見て、本日に金融機関のリストラというものが、まさにこういった製造業並みの、具体的には製造業の組合は何をやるかという、経営者側からいついつまでに二百五十人リストラしてくれ、それに対して組合側として交渉して、同じ仲間を首切っているという現状で今何とかしのいでいるんですね。それから比べれば、今金融機関の特に大手の十五行のリストラ案というのは完全に甘いですよ。

こういう事実関係をもとに、柳沢委員長として今後どういふように経営合理化努力を要求して成果を得ていくのか、それについて答弁いただけませんか。

○柳沢国務大臣 今回、金融の信頼を回復するために資本の増強が必要であるという見地から公的資金を注入させていただくわけですけれども、これはある意味で私も、特に今株式形態を進めさ

せていただいておりますという観点からいたしまして、実は資本のダイレクションというか希薄化というものも起こるわけでございます。それだけに、ほっておいても、実はROEを維持するだけでも大変ということになるわけでございます。そういう大きな資本を持つと一定の収益率、ROEを上げていく、しかも、できればそれを維持するだけではないでなくて上昇させていかなければならないということからいたしますと、金融機関に係るリストラチャリングの必要性というか、そういうものは非常に強い、高いものがあるというところは、先生は専門家でもう釈迦に説法かと思ひますけれども、そういう状況に立たされておられるわけでございます。

そこで、人件費の問題ですけれども、リストラの分野各方面において行われなまやならないということの中でも、やはり人件費というのは大きなファクターとして既に意識されておられます。彼らも彼らなりに努力をして、今までの年功型の給与体系からできれば職能体系への転換を徹底してやりたい、こういうようなことを既に申し出ているような次第でございます。

ただ、もちろん、今先生が引用になられた雇用調整助成金等の支給を受けているような企業がある中で私がこういうことを申してはいかがかとも思いますけれども、私は、できれば職能的な給与体系にするということが非常に大事であって、押しなべて会員の給与をカットするというようなことをやった場合、今の日本の金融業界に一番必要とされる革新、イノベーション、こういうようなものの能力をそいでしまうおそれもあるんじゃないか。このあたりについても配慮しながらその問題は進めなければならぬ、こういうように私としては考えている次第であります。

○若松委員 先ほど何か資本のダイレクションとかいってお話がありましたけれども、要は、今の年功序列はもう持てないわけですよ、これは公務員の皆さんも含めて、職能給ということは当然の

ごとく。ただ、金融機関の今まで犯してきた、あの意味ではバブルの張本人。ですから、まずそこは最低全員応じて負担しなくちゃいけないんですよ。その上で職能給をベースにしてやる。

もう一度確認したいんですけれども、いずれにしてもこの金融リストラというのは、私は国民の監視というのは非常に厳しいものがあると思ひます。その上でリストラをどんどん厳しくやってもいい、本日にROEを高めるために、ダイレクションにならないように。さらに、そのリストラ案が、これはちよと大和総研でいろいろとまとめているのがありますけれども、本日に厳しいところだけが、例えば給与、行員一〇%カットとかいっていますけれども、この表から見ますとそれも三分の一ぐらいで、またほかの三分の二はどうかの話だという感じですよ。

そうじゃなくて、三月の資本投入をする際にリストラが不徹底な場合、まさに製造業並みに、比較していただかないで不徹底の場合にあくまで資本投入しない、そういうのははっきりとした強い意思を持って、金融機関の資本注入を申請するための経営合理化努力、これを強く求めていたいただきたいと思うのですけれども、柳沢委員長、答弁願います。

○柳沢国務大臣 先生のおっしゃるお気持ちはよく理解をいたしております。正式申請があった場合の審査に当たっては、ROEの維持向上、そういうようなことのためにリストラを強く求めていくということ、これはもう当然の前提として取り組まなければならぬ、このように私も考えております。

○若松委員 これはまた公表されますので、先ほどのリストラ案、経営合理化案、それについて、それを見ながらまたこの委員会ですっかりと追及をさせていただきたいと思っております。

時間があと十分強になりました。ちよと質問の観点を変えて、今日本の企業で資金調達の、これは金融システムも関係するのですけれども、

バブルが起きてリカバリーがなぜ遅いのかということ、結局は間接金融に頼り過ぎなんですよ。いろいろな技術がありながらも、いわゆるベンチャービジネスをやるうとしてもお金が出ない。当然、銀行からの借り入れですけれども、やはり自己資本なり最低のものが金融機関もシステム安定のために必要なわけですから、ましてや普通のベンチャービジネスの方、アントレプレナーの方も必要だと思ひます。

ところが、それに対して、欧米は大変ドライな金融機関と企業との関係がありまして、企業が、いわゆる企業継続能力、英語でゴイングコンサーンと言っておりますけれども、この企業継続能力に危険が、いわゆる黄色信号が、黄色ランプがついたときにその事実の情報を決算書に開示しなくちゃいけない、そういう会計基準が、これは国際会計基準だけではなくて、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、これはちよと資料を各委員にもお渡ししておりますけれども、そういうものが要求されております。

ですから、例えば去年、日本リースがつぶれました。これは、長銀の支援の結果によってつぶれるかつぶれないかという話です。本当は去年の三月決算期で、この日本リースについては、その決算書の情報として、まさに長銀の支援の結果によって企業継続能力が危ない、そういう情報提供を普通の国の会計基準では求めているんです。かつ、公認会計士、監査法人もそれに対しての意見を述べるということですよ。

私も八三年にアメリカに行ったときに、日系企業、子会社ですけれども、ほとんどが過少資本で債務超過で、それに対して、普通ならば銀行借り入れはないわけですから、本社の支援がなくては企業は継続できない。必ず、このゴイングコンサーン、企業継続能力は注記を求められます。それで、会計士もそれに対して意見を述べます。これが実は日本にはありません。非常にみつと

もない話です。それが、いわゆる間接金融にずつと頼つてきて、銀行金融に頼つてきて、ある意味で金融機関に対する甘えの構造が今まで改善されていなかった。これは早急にゴイングコンサーン情報を日本でも導入すべきと思うんですけれども、まず大蔵省、これについてどうですか。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

今先生が言われましたいわゆる企業の継続能力に関する情報の開示の問題でございますが、先生、これは極めて詳しく御存じのように、我が国の制度におきまして今二つ、一つは証券取引法第百九十三条に基づく規則、その中で、「この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」とされております。いま一つは、やはり先生が指摘されました公認会計士の監査についても、企業会計審議会の定められた監査報告準則におきまして、「重要な偶発事象、後発事象等企業の状態に関する利害関係者の判断を誤らせまいようにするため特に必要と認められる事項は、監査報告書に特記事項として記載するものとする。」とされているわけでございます。

したがって、先生がおっしゃった意味での水準がということになりますというあるかもしませんが、現行制度におきましても、企業の継続能力に問題がある場合には、経営者や公認会計士の判断により注記や特記事項として開示されるというぐあい考えられるわけでございます。今、先生がお示しになられました資料で、確かに各国の監査基準とか国際的な基準等におきまして企業の継続能力に関する監査基準が設けられていることは承知しております。しかしながら、これはまたいろいろ各国の商慣習等も踏まえなければなりませんので、今後ともそれらも踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○若松委員 では、大蔵省、今証券取引法でい

ゆる利害関係人に関係するものはすべきだと。全く、逃げないでください、そういういいかげんな答弁で。日本リース、ちゃんと情報開示しましたよ、これ。世界の標準なら開示すべきでしょう。いいですか。有価証券報告書を届けるとき、あなたたちチェックするでしょう。何か言いましたか。それがなかったら、今の答弁を訂正してください。

○伏屋政府委員 今先生が言われました具体的な

会社のことについてのその記述があったかどうか、ちょっと私今手元に資料がございませんので、お許しくださいと思います。

○若松委員 これは委員長、後でその事実を委員

会にちゃんと書面で報告させて、それで、日本リースでさえもそういう事実がなければ、このゴイングコンサーンの事実がなければ、もうあなたたちの怠慢ですから、わび状をちゃんとこの委員会に出してくださいね。

委員長、ひとつ取り扱いをお願いします。

○村井委員長 委員長から申し上げます。

扱い方につきましては、また改めて理事会で協議させていただきます。

○若松委員 ぜひほかの先生方も、このゴイン

グコンサーン情報というのがどれだけ大事かということを認識していただきたいのです。これが今までなかったから、あいまいに企業の決算書というのがただ出て、ただ使われて、最終的に資本市場というリスクをとる市場が育たなかったということなんです。大蔵省、ちゃんと考えてください。大蔵大臣に答弁を求めたいんですけれども、時間になくなってしまいますから、もう一つ、企業会計設定主体の強化と国際会計基準委員会への対応ということで聞きたいんです。

今これだけ、日本のパブルのいわゆる戦後処理で、結果的にその処理もおくれている。決算も会計書類も後手後手出てくる。例えば時価会計、これからは導入されますけれども、八〇年代前半

のとき、欧米では常識でしたよ。時価会計というのは、含み益も出すし、反対に含み損も出すという、もう裸にさせる会計処理です。二十年後になってやつと導入するかしらないかという程度です。

なぜこれだけパブル処理をおくらせたか、日本の会計基準がある意味で世界のグローバルスタンダードにおくれたかという、結局は、今日日本には企業会計審議会というのがありますけれども、例えばFASBというのがありますけれども、例えはFASBというのがアメリカにありますけれども、何百人といふんですよ、日本はこの企業会計審議会に常駐の委員がだれもいないんですよ。今、大蔵の金融企画局ですか、そこがパートで事務局を受けている、その程度なんです。ですから、最終的にいわゆる機動力のある対応ができないで、会計原則が後手後手出て、やつとパブル処理を何とか間に合わせているということが最大の原因なのですね。

一方、これもしていただきたいのですけれども、国際会計基準委員会というのがござります。これはIASBという、今話題になっております。これが、昨年の十二月に、戦略作業部会公表という形でIASB、国際会計基準委員会の将来像というディスカッションペーパーが発表されて、ことしの四月までにこれに対する回答を関係諸団体が出さなくてははいけない、こういう状況になっております。

このペーパーですけれども、先ほどの国際会計基準委員会の理事会というものをと強くして、それぞれのG7並みのそういった大団が人もお金も出して、ここでいわゆる会計基準をつくって、それがそのまま各国に適用される、そういう一つの戦略プランです。

それに対して、質問が二つあるわけですから、一つはまず、先ほど言いました日本の場合の企業会計設定主体である企業会計審議会、これをやはり体制強化をするために、経済団体、日本公認会計士協会、こういったところも人、物を出す

べきだ。いつまでも大蔵省がパートタイムでそういう事務局をやっているのはもう卒業すべきだ。それが一点。

そして二つ目は、この国際会計基準ペーパーですけれども、これに対してどう対応していくか。当然、いわゆる大蔵省として——これは通産省も実は問題なのです。今まで会計基準を大蔵省に預けてしまつて、通産省は何も産業に対して物を言つてこなかった。そういう面もあつて、先ほどの大口議員の退職金とか企業年金とか、いろいろと負の遺産が出てきます。大蔵省として、このIASBペーパーに対してどう対応するか。

この二点について、大蔵省の答弁をいただきたいと思います。

○宮澤国務大臣 今のお話は、要するに、仮に銀行について申しますならば、護送船団行政の時代には、役所も業、銀行も業、公認会計士さんもある意味で少しお楽だったのだと思つてますが、しかし、そういうことはもうできなくなりました。

そこで、銀行は自分で自分のことをしなければならぬ。ただ、自分の監査は自分でできませんから、それはやはり監査法人にお願いをしなければならぬ。それで間違ひがあれば監査法人にもそれなりの責任を肩負っていただくわけですね。それは恐らく、今おっしゃいましたように、やがてゴイングコンサーンの判定まで、基準がはっきりすれば、きつとしたいことにはなるのではないのでしょうか。それがないものから、けさほどいろいろな、どこまでがだれの責任というところがはつきりしなかったのが昨年来のケースです。

同じように、さつきおっしゃいました財務会計基準審議会、それなんかにもやはり入つていって、国際的なスタンダードで日本もやっていくしかやりようがない。そうでないとグローバルゼーションはできないわけですから、そういうことになつてまいるのは必至だと認識しています。

○若松委員 ぜひ大蔵大臣、そのお考え、御認識

をしつかり官僚の皆様に伝えて、実効あるものに仕上げたいと思ひます。

本日は、局長の答弁を求めようと思つたのですけれども、それは筋違いですから、この点についてはこれで終わりますけれども、いずれにしても、この二点、日本の二十一世紀のまさに企業のある方を本場に問うものですので、ひとつ大蔵大臣、これはしつかりと見ていただきたい。これは切にお願いをいたしました。質問を終わります。ありがとうございました。若干オーバーいたしました。

○村井委員長 次に、石井啓一君。

○石井啓一委員 公明党の石井啓一でございます。

まず、公的資金注入について柳沢大臣にお伺いをしますが、今若松委員とのやりとりの中で、私の当初予定していました質問と若干異なりますので、なるべく重複を省いて質問をしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず、二月の十二日の夜に、公的資金による資本注入申請を予定している十五の銀行に資本注入の内定を通知した、この件を確認しようと思ひましたが、今のやりとりの中で御答弁がございましたので、ちよつと私の方から確認したいと思ひます。

経営健全化計画や商品性については引き続き検討するが、公的資金導入を前提として株主総会を開いていただいて結構だ、こういうことを文書でそれぞれの銀行に通知した、こういうふうなことでございます。

そういったしますと、公的資金注入を前提として株主総会を開いて結構だということのところは、要するに、公的資金注入を行うことを金融再生委員会として担保したのか、約束をしたのか、そういうふうな受けとめていいのか、あるいは最終的な申請内容によつては、今後資本注入に感じない可能性も残されているのか、その点についてちよつと確認をしたいと思ひます。

○柳沢国務大臣 先生のおっしゃった内容については全く異存を申し上げるつもりはございませんけれども、ただ、その形式につきましては、文書を手交したというような事実はございませんで、口頭で申し上げたということでございます。

そこで、中身にわたつての御質疑でございますけれども、資本増強を前提としてというのは約束をしてしまつたのかというお話でございますけれども、これはそういう趣旨ではございません。前提として、株主総会を開きになることを差し支えございませんということをおっしゃるとどまつておるわけでございます。これから今、先生も御言及になられた経営健全化計画とかあるいは商品性によつては条件が変わつてまいりまして、その条件で折り合はないというところは予想されないわけではございません。我々の方が断るといふことはなかなか考えにくいかもしれませんが、我々が提示する条件のもとでは彼らが注入を望まないというところは十分あり得るということをおっしゃるわけでございます。

○石井啓一委員 今の御答弁で大分わかつてきました。ですから、最終的な申請内容によつてはかなり厳しい条件がつくこともあり得る、それは通常からいくととも金融機関は感じられないような条件になるかもしれない、ですから、そういうことをもつて、逆に、各銀行が申請してくる最終的な内容がよいものになることを期待している、恐らくこういうことではなからうかとそんなことを考へますが、そんなことでよろしいのでしょうか。

○柳沢国務大臣 おっしゃるとおりでございます。

○石井啓一委員 それから、報道の中に、一部の銀行に対して、一層のリストラ計画だとかあるいは追加の収益強化の策を求めた、こういう報道もございませうけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○柳沢国務大臣 もちろん、内々に金融機関の意向が伝わつてまいりまして、そのときにいわば下相談というか、そういうときに示された経営健全化計画等についても、こちらの方から評価をした場合には当然高低がございました。したがつて、低い方の方々に今後さらにいろいろな形で、リストラの内容については、より濃密なものにしてもらいたいというような希望を持つてゐることも確かでございます。

○石井啓一委員 そうしますと、それが今後の最終的な申請内容でそういう注文なり要望なりがどう反映されるか、それを審査していく、こういうことになるかと思ひます。

先ほどの若松委員とのやりとりの中にもございましたけれども、では、今後の具体的なスケジュールがどうなつていくのか。先ほど、三月五日に正式申請の受け付け開始、三月十二日の正式承認というのは内々事務局の腹案だ、こういうお話もございましたけれども、片や一方で、三月末までに注入を行わなければならないという時期的な制約もあるわけでございますから、逆算をしますと、実務上いつごろまでに正式承認をしなければいけないのかということは出てこようかと思ひます。その点について、いかがでございますでしょうか。

○森(昭)政府委員 お答え申し上げます。先生のおっしゃるとおりでございます。三月末、すなわち三月初めに資本増強をするということから逆算しますと、商法上の制約がございまして、正式審査をして承認するのは三月十二日までということはそのとおりでございます。

○石井啓一委員 わかりました。それで、いずれにしても三月の上旬に正式申請がなされて、その最終審査といひますか、正式申請の内容いかんによつて最終的に条件を決めていく、こういうふうな受けとめさせていただきます。

それでは、これまで柳沢大臣が、各申請予定金融機関からの経営健全化計画の案の中身を評し

て、個性がないというふうにおっしゃつたと伝わつておりますけれども、どういふことでそういうふうにおっしゃつたのか、その真意をぜひお伺ひしたいと思ひます。

○柳沢国務大臣 実は、私もしよつちゅう新聞記者に追いかけておりました、全部の銀行についての話を聞き終るまで待つてくれないわけでございます。当然、事柄は重大でございますので、一日で全行についてのヒアリングを終わるわけではございません。正言正言とごく一部のヒアリングでその日を終るといふようなことがあつて、そして、その後においても、どういふことで感想を求められるかと思ひます。

そういう際に、たまたまでございませうけれども、私のヒアリングのグループが大体似たり寄つたりのことを言われた。今や全行聞いたところでは、必ずしもその評は当たつておらないわけでありませうけれども、例えば、先ほど若松先生のお話にありましたように、我が国は間接金融に偏しております。直接金融のウェイトが極めて低い。こういうようなことで、それらについても我々は修正していかなければならぬという感じを強く持つておるわけでございますけれども、そういうような大転換を図るといふようなことはなかなか言つてくれなくて、間接金融の中で、例えばリテールに力を入れますというふうなことを、ある日、ヒアリングをした全金融機関が異口同音に言つたというふうなこともありまして、つい私として愚痴が出てしまつたというのが真意というか、私の気持ちであつたということでございます。

○石井啓一委員 そういう話を聞くと、なかなかまだ横並び体質は本当に変わらないと思ひがいたします。

そこで、ちよつと抽象的な質問になるのですが、今まで大臣は、リストラが不十分なところには資本注入しないという御発言も伝わつてまいりませうけれども、恐らくこれは、そういう発言を通

じて銀行により一層のリストラ努力、経営健全化の努力を促そう、そういう御趣旨であらうかと思えますが、そういうプレッシャーをかける。そういうのと同時に、逆に全く別の観点から言うと、実際に恐らく資本注入しないと現在の金融不安は解消しない。金融機関にプレッシャーをかけたつ、なおかつ、実際にやらないとこれはなかなか大変なことになるだろうな、恐らくそういうふうに見ておられるわけでございますか、そういうふうに見ておられるわけでございますか、その辺についてはのバランスといいますが、そういった点はいかがなものでございましょうか。大変抽象的な質問で恐縮でございます。

○柳沢国務大臣 先生御質問のとおりでございます。実は、私どもが今直面している問題というのは、よくよく考えてみると、そもそもそのフアクターの中に自己撞着的な部分があるのではないかと。

例えば、金融の健全化と貸し渋りという問題も同じでございます。貸し渋りはいけないといいますが、健全化をしようとすればいいところというかそういうところだけに貸して、あるいは自己資本比率というものを念頭に置いた場合には、資産の圧縮をした方が自己資本比率が上がるというふうなこともあって、実は、資本の増強ということと資産をたくさん運用してたくさん貸付金債権を持つということの間には、かなり厳しいせめぎ合いがあるということはおっしゃるとおりでございます。

それをどうやって解決するかということの中で私どもが考えたのが、結局、収益力を上げていくしかないということでございまして、収益力を上げるためにはどうしたらいいかといったら、それはリストラであるということに行き着きまして、勢い、リストラというものを私が強い強調し過ぎることもあるくらいに強調せざるを得ない、こういうところに我々が置かれておるといふこと、先

生の御指摘のとおりでございます。
○石井(啓)委員 それでは、今後の具体的な審査、具体的な点といいますが、もう既に事前審査でおやりになっているわけですが、最終審査に向けてどういう点に重点を置いておやりになっているのか。

今いみじくも大臣がおっしゃったように、資産の健全化と貸し渋りの解消というのにはある意味で矛盾する事項でもありますが、一方で、やはり公的資金を入れるからには貸し渋りの解消につながるような公的資金導入でなければならぬという期待は大きいわけでございます。私は、ある意味で、いかにこういって貸し渋りの解消につながるか、特に、信用保証協会の特別融資枠は設けたとはいえ、やはり依然として中小企業への貸し渋りは厳しい状況でございますので、そういった中小企業向けの貸し渋り、資金回収というのがどういふふうになっていくのかというのが一つのポイントであろうと思っております。また、今おっしゃったような収益力の向上、それにつながるリストラをきちんとやる、こういうこともポイントだと思っております。

また、もう一つ、若干気になりますのは、「金融再生委員会の運営の基本方針」の中にも若干触れていらつしやいます。債権放棄です。債権放棄をする場合についても、合理性を有して、経営責任の明確化等を行えばそれも大丈夫だということにされておりますが、こういう事前の審査の中で、どういったところに債権放棄を行うのか、そういうこともきちんと把握されるのかどうか、そういうこともやはり私はポイントになると思っております。これは私の方が感じている点でございます。すけれども、そういう点を踏まえまして、今後最終審査に向けてどういった観点に重点を置いて審査をなさされるのか、その点についてお尋ねしたいと思っております。

○柳沢国務大臣 これから最終の審査において私どもが特にどこに重点を置きつつ審査をさせてい

ただかかと申しますと、それは、先ほど来申し上げておるように、経営健全化計画の内容と商品性のところだということに尽きます。
しかし、その中で、今先生が御指摘になられたような中小企業への貸し付けあるいは貸し出し全体の伸びというものは、これはもう私どもが示しました経営健全化計画におけるフォアキャストの中でも特に今重視をしておる点でございます。その点については十分今後も見させていたただくということは当然だと申し上げさせていただきます。

特に大企業の融資については、先ほど若松先生の御質疑にありましたような、これからはむしろ直接金融による調達というように展開されてお姿になっていくだろうというふうな展望されておりました。この点は、各金融機関とも同じような認識に立っているやに見受けられるわけです。
私、ちよつと先ほど、画一的で個性がないというふうな御質問の中でも触れさせていただきました。たように、これからは、間接金融機関としては、リテール、個人の貸し付けであるとかあるいは中小企業向けの貸し付け、これに重点を置かざるを得ないということでありまして、また、収益力を上げるという点でもそのことは免れない、こういうふうなことでございまして、中小企業への貸し出しというのは、我々が非常に重視している審査のポイントであるということでございます。

また、債権放棄についてお尋ねがありました。この点については、実はこれもまたある意味で非常に難しいことでございますけれども、不良債権の最終処理、実質処理ということの一つの形態であることは、これは紛れもない事実でございます。
そういうふうなことで、しかしそこにモラルハザード等を起こさないようにしながら、そうしたことから実行させていただくにはどうしたらいいかというところを我々考えまして、今度の基本方針の中

にも明らかにしておいた方がいい点だろうということ、一つには、債権放棄をした方が、その後の残余の債権の確保というふうな点でも得失の面で得の方が大きい、こういうような条件がなければならぬ、あるいは、債権放棄をする先の企業、債務者の地域社会での社会的、経済的な影響が非常に大きくなって、そういうことをすることによつてその地域社会経済の安定を守る、こういうふうないろいろな条件が満たされたときにはあえてこれを否定しないということでも申させていたただいたところでございます。

○石井(啓)委員 よろしくお願ひしたいと思います。
今、大臣の答弁の中で、私も大変共感したのですが、中小企業に対しては、適切にリスクをとれば、これはかえつて収益の向上につながるということでございまして、またニュービジネス等もそうございまして、ぜひそういう点、お願ひしたいと思います。

それから、債権放棄については、おっしゃる趣旨はよくわかりますが、ゼネコン救済とか、とかくそういう観点から見られがちでございますので、そういう不透明な部分がないように、ぜひこれはお願ひをいたしたいと思います。
それから、今不良債権の処理というところがございまして、次の質問では、運営の基本方針の中でも、「大手行については本年三下期において不良債権問題の処理を基本的に終了することを目指す」、こういうふうな言われているわけですが、今回の資本注入で、不良債権の抜本的な処理といえますか、基本的に終了する、こういうことが本当にできるのだろうか、その根拠はどういったところにあるのか、この点についてお答えをいたしたいと思います。

○柳沢国務大臣 私ども、今度の公的資金の注入が行われるのは、もう全くとって日本の金融に対する信認の回復のためである、このように考えております。

その場合、一番問題になることの1つは、今御指摘の不良債権、特に八〇年代の後半でございますが、我が経済に生じたバブル現象、これが崩壊して、九〇年代の初頭から起こったバブルの後遺症と申しますか、金融機関においてはこれがまさに今不良債権化したという事態が起こったのでございませぬけれども、これを何とかして今度の公的資金注入を機に解消したいというところを、私ども、強く念願をしておるところでございます。

それから、それをどういうような方法でやるうとしておられるかというところでございますが、これは引き当てというものを十分に行う、その前提として債権の、あるいは資産の査定というものを厳格に行う、こういうようなことを行うことによつて不良債権の問題を解決したい、このように考えておる次第でございます。

ちよつと長くなりまして恐縮ですが、従来、日本の金融検査というものは、資産の査定を専らにしておった。引き当てについてはむしろ金融機関の自主性に任せておったというふうなことでやってきた。もちろん、金融機関はいいかげんにやっただけ言うわけではありませぬ、これは一般に公正、妥当と認められる会計基準にのつとてやるということにはなつておつたのですが、基本的には金融機関任せであつたというのがこれまでの実情であつたやうでございます。

そこで私も、今回この資本注入に当たつては、あえて引き当てというものを定量的に示させていたたく、そういうことをやらせていただきまして、それもかなり高いレベル、アメリカにまさるとも劣らないレベルで引き当ての基準を決めさせていたたくということをしていただいた次第でございます。これによつて私どもとしては不良債権の問題の解決ということができ、このように確信をいたしております。

ただ、よく誤解があるわけでございますが、そうなる、これからは貸し倒れなどというものは

起こらないのかというふうなことを言われることもままあるわけでございますが、これは、金融とか貸し付けというものはリスクというものはつきものである。そのリスクが顕在化するということは今後ともある。ただし、その発生というものが、昨今は非常に不況が強いのでございませぬ、これが終わつたとしても若干高い水準ではないかなというところの懸念はございませぬけれども、基本的には通常の貸し倒れの発生ということにとどまつて、その手当てだけすれば常に金融機関の財務状況を健全に維持できる、こういう時代を迎えることができる、このようにいたしたいと考えている次第であります。

○石井(啓)委員 それでは柳沢大臣、最後の質問になると思つて、今回の申請銀行の中では地銀は横浜銀行だけでございますけれども、その他の地方銀行あるいは第二地銀等がどうなのか。申請主義という建前からすれば、お答えは、いや、申請してこないのだということにならうかと思つておつたけれども、一方、再生委員会の審議の事務量等もございませぬ、恐らく今回のこの三月期は大手行を中心にとつたのだと思つておつたけれども、今後の地銀あるいは第二地銀の公的資金注入についてはいかがお考えか、お答えをいただきたいと思つておつた。

○柳沢国務大臣 実は、資本注入につきましても、この法律の制定の過程等いろいろな国会の議論がありました。特に厳しい議論がありました。それらが伝わつたままではちよつと法律についての正確な理解に事欠くという側面もあつたやうに私も見受けておりました。

したが、いま、この法律が制定された後におきましては、法律の趣旨というものを十分徹底させる必要があるというふうな考えを、監督庁の方で気遣つてくれまして、監督庁長官が、全銀協であるとかあるいは地銀協であるとかあるいは第二地銀の協会というふうな方々に呼びかけて、

会合を開いて、そこで法律の趣旨を徹底するとい

うようなことをやつていただきました。そのときに申しておることは全く同一でございます。申請主義と今先生おっしゃられましたけれども、そのとおりでございます。申請があれば、我々がしっかり審査をさせていただきます。必要なら資本注入を行うこととございまして、別に、全国銀行、主力行と地銀あるいは第二地銀を分け隔てるというふうなことを私どもの方から申したことは一度もございません。

ただ、いろいろ、先ほど先生もちよつと触れました横並びというか、ほかの方をちよつと目配りするというふうなこともあるのかどうか、その辺はつまびらかではありませんけれども、現在のところ、地銀において横浜銀行のみが申請をしてこられておるといふこととございませぬ。

我々としては、三月期決算の状況等を見まして、地銀、第二地銀等からも積極的に行つて、形勢の動きがあり、それが申請に結びつき、必要な場合には適切な資本注入が行われることを期待いたしておるといふことを申させていただきます。

○石井(啓)委員 柳沢大臣、大変ありがとうございます。それでは、あともう十分ぐらいでございますので、残りの質問、用意してまいりましたが、ちよつと簡単に御質問したいと思います。

まず、特定扶養親族控除でございますけれども、実は、これは、同じ学年の生徒でも早生まれの方とそうでない方とでは適用の年限が一カ年違つてくるというところがございます。

です。早生まれの人は、高校卒業後すぐ働くとなつて特定扶養親族控除を受けられる期間が二年しかないということになりまして、同じ学年の生徒でも、早生まれとそうでないの、そういう差が出てきておるといふのが、ちよつと私は問題意識を持っておりまして、これはいろいろ工夫して改善をすべきじゃないかというふうなことを考えているんですが、その点いかがでしょうか。

○尾原政府委員 今回の控除、いわば一種の、高校に行つておられる方を対象にした控除ということ、何となく変だということになる先生のお気持ちはよくわかるわけでございますが、この特定扶養控除は、先ほど申しましたので長々と申しません。ライフサイクルから見ると、要は、教育を含んで種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図るということになつております。

それで、おっしゃるやうに、扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十歳未満という者を対象としておりまして、就学しているかどうかは、その有無は問うていないのが今の制度であるわけでございます。

それで、この特定扶養親族の判定をどこでやるかといふと、これはもう先生御承知のやうに、年齢の判定はその年の十二月三十一日にやります。なぜ十二月三十一日にやるかといふと、年分課税でございますから、扶養親族かどうかの判定は一年のところでやらなきゃならぬ等々のことからそうなつておるわけでございます。

そういうことで、その方が高校を卒業すること自立されるということとございませぬ、制度論的に就学の有無というのとは問うていないわけでございます。ある意味によつては、早く親から自立していただけたらという面もあつたり、あるいは仮に大学へ進まれるときに、一年余計に道をというやうな場合もあつたりいたしまして、要は、先生のおっしゃられるやうなお気持ちはわからないわけでもないですけれども、やはり税制、画一的に一種のモデル的なものを見てこの制度をつくら

ざるを得ないということをごいまして、なかなか今のようないくつかのケースについて配慮するというのは難しいということをご理解いただければと思います。

○石井(啓)委員 なかなか後ろ向きな答弁をいただきました。きょうはちよつと時間がありませんでここでやめておきますが、また別の機会に申し上げます。

それから、相続税についてお伺いします。

私の問題意識といたしましては、今回、所得税、法人税は大変税率が下がったわけをごいまして、中小企業の方に話を聞きますと、確かに所得税、法人税も大変やる気を起させざるを得ないけれども、実は、相続税について、特に中小企業の事業承継という面で相続税の配慮というのがもっとなされれば、中小企業の社長さん方にもっともつとやる気を出して仕事ができるというお話をとつと伺っております、その点について私は問題意識を持っております。

実例を挙げますと、例えば、個人事業から法人成りをしなくても、土地あるいは建物等が個人名義のままというケースが大変多うございます。そういういたしますと、相続の際それが評価をされまして、実際的に、今も事業用宅地の課税の配慮というのがありますけれども、大変大きく御商売をされている方については、そういうところの相続税がネックになってなかなか子供さんが事業を継いでくれない、そういう例が間々見られるということ、こういう点を私は何か工夫すべきではないかという問題意識を持っております。

特に、農地について納税猶予制度が設けられているわけですが、これはそもそも、戦後の農地解放に当たって、基本的に自作農ということ農地はやるんだ、あるいは、やはり相続で小さく農地が細分化されるとかえって農業の効率化には逆行するといった点から農地の納税猶予制度が設けられているというのをご承知しております。私は、今の日本の社会の構造を考へてみます

と、農地でそういった納税猶予制度、大変農業の事業承継に配慮がとられているとすれば、中小企業も、同等のものは申しませぬけれども、事業を継承する点では大胆に配慮を充実させるべきではないか、こういう問題意識を持っております。ぜひ大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○宮澤国務大臣 このお話は、一九八〇年代の後半にいわゆるブームになりました、土地の値段がとめどもなく上がり始めまして、殊に都会で中小企業をやっている方は、親御さんから引き継がれた自分のお店あるいは土地というものを相続で失わざるを得ないという状況が余りにひどくなりましたので、それ、事業用規模宅地ですか、二百平方メートルまでとか、今聞きますと、これは課税価格から八〇%減額しているそうなんです。おまけに今度三百三十平方メートルのところもある。八〇%減額とは、よくそこまで来たな、こういう感じがいたしますけれども、しかし、そういう問題があることはやはり、あのころほどではないと思えますけれども、今でもございませうです。

それから、上場していない株式の評価におきましても似たようなことがあつて、これも大分やわらかくしておるように思いますが、そうですか、まだ足りませんか、よく研究はいたしませんけれども。

○石井(啓)委員 確かに、相続の可能性のある件数のうち実際に課税されている件数は五割ぐらいです。ですから、恐らく政治的には余り多くの方が声を上げてはいないと思うのです。ですから、中小企業の中でも、どちらかという中堅企業に近いところなんですね。中堅企業で、特に法人成りしたような、一代で自分が中堅規模まで大きくした、その社長さんが、では息子さんに継がせようとする、これは税金で持つていかれてしまうというごときでなかなかないか、そういう事例もあつてございまして、そういう問題を指摘し

ておきたいと思つております。最後の質問でございませぬけれども、今回の税制改正の中では、いわばグローバルスタンダードとあるいは所得税、住民税あわせて最高税率が引き下げられたりという議論があると思つていますが、現行の最高税率七〇%というのは、いかにもこれは高いなという気がいたします。二十億円以上ですか、私も全然関係ない人間でございませぬけれども、実効税率からいくと、海外の事例から見ると、今度の税制改正の中で相続税についてどういふ検討がなされたのか、また、今後の見直しはどうなつていくのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○尾原政府委員 相続税の最高税率七〇%ということ、高いのではないかと指摘は前からいろいろいたたりしてございませぬ。それで、この相続税といふのは所得税の補完税という役割があるわけでございます。今回の税制改正に当たりましたも、税制調査会で個人所得課税の最高税率に合わせて税率の引き下げを検討すべきではないかという意見がございした。

結局、先ほど大臣の方からお話し申し上げましたが、最近の三度の改正と土地の連年の引き下げにより相当負担は緩和されているんじゃないか。あるいは、経営者のやる気ということ、景気対策との直接の結びつきが少ないというごとき、この税制調査会の議論では、富の再配分という役割はあつてございませぬ、まさにこの相続税についての役割はどうか、それから、今後、個人所得課税の抜本的な見直しというのを検討することになつて、相続税の課税が、税率だけではなくて、相続税の課税ベースもあわせましてその機会に幅広く今後検討を行つてまいりたい、こう考えているところでございます。

○石井(啓)委員 時間が参りましたので、終了いたします。

○村井委員長 次に、矢島恒夫でございます。提案されております法案に対する質問の前に、事務職員の問題について質問したいと思います。

○矢島委員 日本共産党の矢島恒夫でございます。大変深刻な不況が進んでおります。こうした中で今年度の租税収入の進捗割合がどうなつていくかということ、大蔵省から資料をいただいております。それによりますと、前年度と比較して大変落ち込んでいます。十二月末の数字でございますが、消費税については、これはいいようでありませぬ。所得税につきましては、前年度が六五%、それに対して今年度六一・五%。法人税につきましては、前年度四七・四%、これに対して十二月末現在の状況を見ますと四六・九%。租税と印紙収入両方合わせた進捗率を見ますと、十二月末の方が約〇・九%落ちています。前年度が五六・六%、今年度が五五・七%、今こういう状況になつていふと思つております。その上に、国税の滞納なども大分増加している。こうした中で、内国税の賦課徴収に責任を負うところの国税職員の苦勞もやはり大変だろ、このように思つております。

大蔵大臣、当委員会では毎年、国税職員の処遇改善を求める附帯決議がされております。このよな事務職員の勞に報いる点で、大蔵大臣、どのように考へておられるか、お伺いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 税務がまことに複雑になつておりますし、また、それに備へて機械化等々も進んでおりますので、職員みんな大変だろと思つております。伝統があるからやってくれろのだろと思つております。そういう中で、給与であるとかあるいは中のいろいろな構成であるとか、いろいろなことにはやはり絶えず気を使つていかなければならない。まさに伝統があるからこ

れだけの仕事をさばいてもらつておられるのだと思つ

ていまして、それが崩れましたらなかなか再構築は難しいと思いますから、大事にしていかなければならないと考えております。

○矢島委員 税務職員というのは、新約聖書に出てきますレビヤあるいはザアカイなどといういわゆる取税人、税の取り立て人、この例を見ても嫌われるという状況にあるわけでありまして、それだけに、税務職員の労に報いるような、具体的にこの処遇改善、こういうものにぜひ努力していただきたいと思うわけですか。

さて、昨年は国会で、大蔵省の検査官や局長クラスの幹部も含めて、いわゆる金融機関との癒着が大きな問題になりました。逮捕された人も出ましたし、あるいは行政処分を受けた人も数多くあります。同時に、その中で問題になったことの一つとして、若い、社会的に経験の少ないキャリアと言われる官僚が税務署長に二十代後半でも就任していくということが問題になりました。当時の松永大蔵大臣が検討することを約束された。その後、若干は正されると聞いております。

なぜこういうことを申しましたかといえますと、税務署というのは、国民から疎まれたり嫌われたりする、また、しばしば国民の批判の対象になったりあるいは注目されている、こういうところでありまして、ですから、この税務行政というのは、民主的で公平、公正でなければならぬと思うわけです。同時に、その公平、公正な税務行政というのは、税務署内でもそうでなければならぬと思います。

そこで、きょうは人事院にも来ていただいていると思うのですが、国家公務員法の第二十七条には「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は」「政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。」こういうのがありますし、また、同じ国家公務員法の第百八条の七「不利益取扱いの禁止」という規定が

ございます。「職員は、職員団体の構成員であることに加入しようとしたこと、又はその職員団体に於ける正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。」とあると思ひます。

そこで、人事院にお伺いしたいのですが、我が国の公務員制度において、昇任とか昇格、こういうものの発令に当たつて、労働組合の加入の有無だとかあるいはその所属によつて差別発令されることは認められない、このように考えますが、それでよろしいでしょうか。

○佐藤(信)政府委員 御指摘の国家公務員法第二十七条は、公務員制度の基本的な原則として職員の間で平等取扱いの原則を定めておりますし、また、国家公務員法第百八条の七によれば、今お説きいただきましたように、組合の構成員になつたこと等を理由に不利益な取扱いを受けないという旨規定されているところでございまして、労働組合への加入の有無やその所属によつて差別されなければならないことは当然のことでございます。

私ももとしましては、各省庁における人事管理は、法令の定めるところによつて、各任命権者において厳正、公正に運用されているものというふうに承知をしております。

○矢島委員 人事院の答弁だろと思ひます。ただ、どうも、今御答弁いただいたような状況になつていないように思ひます。それは、国税庁内部には労働組合が二つあります。その一方の組合、つまり全国税務労働組合、これに加入していることによつて差別している事例があるわけですか。

済みません、資料をお配りいただきたいと思ひます。資料を配つていただいている間に、引き続き人事院に質問していただきますが、昇格とか昇任、これに当たる新しい職務の級につくには資格が必要だろと思ひます。つまり、採用後の経験年数、必要経験年数といひますか、それから一つ前

の級に何年いたかといひわゆる必要経験年数といひますか、このどちらかを満たしていかないと新しい職務の級につくわけにいかない。

そこで、税務職の場合ですけれども、大学卒の国税専門官もいますけれども、高校卒業後税務大学を卒業した方が多いですから、その人たちのことと聞きたいと思ひます。高校卒で国税局やあるいは税務署に就職した場合、八級ポスト、八級ポストというのは、税務署でいえば統括官または特別国税徴収官などの職責だと思ひますが、一般公務員の課長職あるいは課長と同地位の職責と考へられます。この八級ポストについては、必要経験年数、これは何年で、それから必要経験年数が何年か、お答えいただきたいと思ひます。

○大村政府委員 職員を昇格させるためには、先生おっしゃつたように、昇格させようとするその職務の級に格付け得るポストにつくということが前提となるわけでございます。その上で、職員の仕事の級を決定するに当たりましては、給与制度上、級別資格基準表による基準を満たしていることがまた必要になります。

先生の今御質問の高卒三種職員を税務職俸給表八級に決定するためには、最低限、経験年数では二十年、または七級における在級年数二年のいずれかの要件を満たしていることが必要となります。

○矢島委員 今お答えいただいたわけですが、わかりやすく言えば、八級ポストにつくには採用後二十年の経験が必要だ。両方の条件を満たしているということになると思ひます。

今お配りした資料の一枚目、資料一です。その表を見ていただきたいと思います。「所属組合による八級ポスト昇任差別実態」と上に書いてあると思ひます。その表は、八級ポストにつく最低条件がある職員について調べてみたわけですが、一番左側に男性職員という欄があります。この欄の一番左側が標準年齢となつておりますが、その欄のちようど中

ごろになります五十一歳、二十六期生でありまして、資格を持つていて、つまり今人事院でお答えいただいたような条件にある人は八百九十七名、全国税組組合員以外であります。そして、八級ポストについている方が八百四十七名、ポスト在職率というのがありますが、九四・四％の人が八級ポストについている。

隣に全国税組組合員という欄があります。資格を持つていての方が二十七名、それに対してポストに在職している人は一人もいません。もちろん、ポストの在職率はゼロであります。ただの一人も昇任していないということですね。それで、それよりも若い全国税の今のポスト在職率を見ますと、ずつとゼロが、四十一歳、三十六期のところまで並んでいるわけでありまして、その一番下の三十六期生、既に全国税組組合員以外の方で六十六名、一三・九％が八級ポストに発令されている。

この表を見ますと、全国税の組合員への発令が、どの採用年をとつてもいづれも低いわけですが、露骨な差別が行われているということをお示ししております。余りにもひどい差別です。そこで、国税庁に聞きます。次長がおいでだと思ひますが、なぜこのようなことが起こつているのか、ひとつ納得のいく説明をお願いしたい。

○大武政府委員 お答えさせていただきます。人事に当たりましては、御存じのとおり、従来から、公務の要請に基づいて適材を適所に配置し、あるいは行政効率を最大限に発揮できるという考え方をとくに、職員個々に適性、能力、勤務実績等を把握して、これらを総合的に勘案して適正、公平な人事の確保に努めてきているということでございます。職員団体加入の有無とか所属職員団体のいかによつて人事は行つていないし、またそういう管理もしていないということでございます。

○矢島委員 今の答弁では、次長、到底この差別されている人たちは納得できないと思ひます。よ。

つまり、この人たちは、あなたの答弁からいえば、すべて能力、適性、勤務状態がだめだ、こういうことなんですか。しかも、この表を見て、明らかに差が生じているということはお認めになりますね。差別という言葉が嫌いなならば、このように差は生じているのですよ。

私は私なりに調べてみました。昇任していない職員の仕事ぶりについて、他の職員から聞いてみたのです。そうしますと、こういう話が返ってくるのです。全国税労働組合員は、職場の中心になつて若い職員などの仕事の相談に乗り、職場で頼りにされていますよ。あるいは、全国税組合員は皆まじめに仕事をしていて、八級ポストについていないのは、全国税労働組合員に加入していること以外には考えられない。こういう話が返ってくるわけなんです。

そこで、今お配りしている資料一の最上段、五十九歳、十八期生男性職員、この欄を見ていただきたいと思ひます。全国税の組合員で、一人、八級ポストにつかないで七級に残されている人がいます。この方は、大阪の枚方税務署の沢田兵五郎さんという方なんです。来年三月に定年を迎える方であります。

次の資料二を見ていただきたいと思ひます。「全国税組合員の賃金損失例」とあります。例の一、普通科十八期生男性Sさん、このSさんという方が沢田兵五郎さんです。この表は、上に普通科十八期生の標準例とありますが、この人たちはほとんど署長になつて退職しておりますので、沢田さんと同期生なんです。平成九年で比較するよりほかにないというので、平成九年までの比較になつております。下が沢田さんの収入であります。過去十年間ということになります。平成九年からさかのぼつて十年間ということになります。その表でおわかりいただけると思うのですけれども、上に年取合計というので、一億五百七十九万六千円というのがあります。これが標準です。それに対してSさんの場合、八千六百七十九万九千

円という額が書かれております。差し引きどれだけ損失をこうむつたかというのが右上の肩のところに三角で記されております。千八百三十七万七千円、このように出ています。これだけの損失を受けたという勘定になるわけであります。

大蔵大臣、国家公務員の職場でこのような差別が行われるということをお許ししてよいのかと私は考へるわけなんです。国税庁はなぜこのような人事を行うのか。長年、税収確保に奮闘している職員ですよ。そういう人たちの気持ちがあなた方にはわからないのか、こう私は言いたいです。

先ほどの次長の答弁では、私、どうしても納得がいかない。これでは行政執行に悪い影響を及ぼすのじゃないですか。重大なことだと思ひますよ。国税庁はこのことをどう考へているのか。実は、この沢田兵五郎さん本人からも、組合からも申し立てがあつたと思ひます。八級ポストにつけない納得のいく説明を国税庁はしているのか。本人は、一切説明を受けていないと言ひたいです。納得のいく理由を明確にしたいだきたいのですよ。明確にできないのなら、直ちに八級ポストにつけるべきだと思ひます。沢田さんの件について、どういふふうになつていますか。

○大武政府委員 お答えさせていただきます。当庁としまして、もともと、職員団体の加入の有無あるいは所属職員の団体のいかによつて人事を行つておりませんし、行方考へはありませぬので、今拝見したような、グループに分けて観察するということ自体考へられないこととございませぬ。

要は、いずれにしても人事の基本というのは、先ほどの繰返しになりますけれども、あくまでもそれぞれの適正、公平な人事ということに努めておきまして、例えば八級昇格についても、それぞれ、税務署の統括国税徴収官等のポストについている方々の中から、法令の定めるところに従つて、その範囲内で、職務内容、経歴年数、勤務成績等総合勘案して実施しているというところでございませぬ。

○矢島委員

そういう理由では到底納得できないんです。差別されている人たちは、周りの人も言つているように、全国税組合員に加入している以外に八級ポストにつけない理由はわからない。本人にも説明しない、指導もしない、そんなことで職員間の信頼がなくなるわけがございませんよ。どうしてこうなつてくるのかというのを本人にも説明しない。やはりこういうことはきちんと、本人との信頼関係の上からも、なぜそうなつてくるのかという理由を明確にすべきだと思ひます。

今申しました沢田さんの一年後輩、また一枚目の資料一に戻りますけれども、十九期生、五十八歳、この欄で全国税組合員、八名残されているわけですね。この人たちが多大な損害を受けているわけですよ。

組合員による差別だけではなくて、男女差別というのでも歴然としていてわけですね。資料一の右側の女性職員の欄を見ていただきたい。例えば、昭和三十四年採用の女性職員の場合です。これは、男性と比較しますと、十九期生の方々と同じ年の採用ということになります。以下、表の説明は省略します。先ほど見ていただいたのと同じ見方をさせていただきますとわかりませんが、全体で三十六名残されているわけですね。この意味からいいますと、女性の差別と同時に組合の差別もある。全国税労働組合の中の女性は、この性による差別と同時に所属組合による差別、二重の差別を受けていることになるわけですね。

全国税組合員の場合、三十四年採用の女子の場合に、十八名資格者がいて十一名ポストについておりますから、差し引き七名、七級に据え置かれていたわけですね。この人たちは、あと一、二年で定年を迎える人たちですよ。このまま定年を迎えると、退職金はもろろのことですけれども、年金にも多大の影響を受けるわけですね。また、二枚目の資料二の方を見ていただきたい

と思ひます。例の二、昭和三十四年採用女性Fさんの場合とあります。この方は、東京の江戸川北税務署の藤ヶ谷幸子さんという方であります。この人は来年定年を迎えると聞いております。この方は、今日まで、八級ポストについている人と比較してみると、上の段、標準の年取合計一億一千四十万一千円というのが書いてあります。では、この藤ヶ谷さんの場合はどうかというので、下の欄を見ていただければ、八千八百七十二万二千円という額が年取合計にあります。差し引き、右肩の三角のところにありますように、十年間の年取差額というのは、何と二百六十七万九千円、こういう損失を受けている勘定になるわけですね。さらに、そのすぐ下、例の三というのを見てください。昭和三十四年、同じ年に採用された女性Tさんとなつております。この方は、名古屋の刈谷税務署の田中嘉子さんという方であります。同じようにずっと見ていきますと、十年間に二千六百三十四万五千円、こういう損失をこうむつている勘定になるわけであります。そこで、こういうことが国家公務員の職場で許されてよいのだろうか、異常ではないかと私思ひますが、人事院に聞きます。国家公務員法の第三条に人事院の仕事の内容が明記されています。第三条二項を見ますと、「人事院は、法律の定めるところに従ひ、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勸告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。」とあります。そこで、人事院は、国家公務員の期待にこたえて公正の確保だとかあるいは職員の利益の保護、こういうことを考へていく必要があると思ひます。国家公務員法の第十七条、ここでは、人事行政については調査することができるといふ条項になつておられると思ひます。それから、同じく国家公務員法の二十二条には、人事行政の改善を關係大

臣あるいはその他の機関の長に勧告することができ、こうなっていると思うんですね。

どうですか。今私が示した資料によつて、女性差別の問題をこの国家公務員法によつて調査すべきだと私は思うんですが、いかがですか、人事院。

○大村政府委員 職員の昇任とか昇格につきましては、その官職の職務と責任において、勤務成績それから能力、適性等に基づいて決定されていくことになっております。

実際にどういふふうによられていられるかと申しますと、各省庁における職員の昇任、昇格につきましては、このような考え方に基きまして、各官職の職務内容や職員の能力等の実情を最もよく知る任命権者によりの確に行われているものと承知しております。

なお、人事院といつても、機会あるごとに各省庁に対しては職員の勤務成績等に基づく昇任、昇格を行うように指導してきたところでございまして、今後ともこのような趣旨を徹底してまいりたい、そのように考えております。

○矢島委員 いろいろ指導をしてきた、あるいは各省庁への調査などもしているのかと思ひますが、どうも今の御答弁を聞いていますと、税務の職場の実態といふか、こういう差別の実態、こういうのを人事院は本当に把握しているのかと思ひざるを得ないんです。よく調べたり実態と云うものを把握していただきたいと思うんです。

とりわけ、昨年十一月に男女共同参画審議会、そこでは「男女共同参画社会基本法について」の答申を発表いたしました。政府もことし三月上旬に男女共同参画法を提出すると聞いております。この法案の中身は問題があるようですが、それは別の場で議論するとして、女性の地位向上推進委員会、この本部長は内閣総理大臣になっている。つまり、男女平等の推進というのは国策になつていくわけですね。

そういうときだけに国税庁は、組合差別も私は

ずっと言いましたけれども、男女差別においては、これは全国税の組合員以外にも明らかに男性との違いがあらわれているんですよ。こういう差別、これは直ちに是正すべきだと思ふんですが、国税庁、今までの議論を聞いてきてどんなふうに思ひますか。

○大武政府委員 ただいま御質問のございました昇格等につきましては、先ほども申したところでございますが、法令の定めるところに従つて、それぞれ定数の範囲内で職務内容、経験年数、勤務成績などを総合勘案して適正に実施させていただいていられるところであります。女性であるということも理由に差別は行っておりませんし、今後とも能力のある女性職員について積極的な登用に努めてまいりたいと思ひていられるところでござい

ます。

○矢島委員 何回も同じ答弁を次長は繰り返しているわけですね。そういう答弁、全然私納得できないんですよ。こういう国税庁に勤務する職員、まことに不幸だと私は思ひざるを得ない。

次に、それならばなぜこのような差別がいつまでも横行しているかという問題です。

国税庁には、牢固としたというよりも頑迷固陋と言ふべきかと思ひますけれども、全国税を敵視する方針がある。そこで、国税庁、最近大阪国税局において全国税労働組合員に対する不当労働行為、これが問題になつていられると聞いていますが、どうなつていられるか、簡単に説明していただきたい。

○大武政府委員 当庁としましては、従来から職員団体との間に正常な労使関係が保持されるよう努めてきたところでございまして、職員団体の健全な発展を望んでおります。したがつて、職員団体の正当な活動に制限を加えたり、あるいは介入したり、あるいは不利益な取り扱い等は行つていませんし、また行つて考えもございませ

ん。大阪国税局におきましても、同じように、従来

から職員団体との間に健全な労使関係を維持するように配慮していると承知しております。御指摘のようないふゆる不当労働行為が行われているとは考えておりません。

○矢島委員 次長、大阪国税局で起こっている問題について、報告を受けて聞いているだけじゃなくて、積極的な調査をお願いしたいんです。

というの、お配りした資料の三から六までを見ていただきたい。資料三、資料四、資料五とござつてあります。一番上の「税務署決議書」、こうなつております。もちろん、公式文書だと思ひます。判がそれぞれ、次の資料四、資料五ともに印影がはつきりしております。

資料三もそうですし、四、五もそうですが、いずれも大阪国税局の正規の書類だ。決議書の書式、これによりまして、一番最初の資料三を見ますと、泉佐野税務署長から大阪国税局の人事二課長あてに報告されたものになつていまして。件名は「指導対象職員管理指導(写)の提出について」、こう書いてあるわけですね。

国税庁、このような報告を税務署から上げさせているわけですか。

○大武政府委員 出所が明らかでございせんので、いわゆるこのいただきました書類についての答弁は差し控えさせていただきますと思ひますが、大阪国税局において御指摘のような組合員を管理しているという事実はないと承知しております。

ただ、服務規律維持といった観点から、指導を要すると思はれる職員につきまして、その身上を的確に把握して、これに基づいて適切な指導を行うために、必要に応じて指導の記録をとるといふことは行つていられると思ひます。

ただ、こうした記録は、あくまでも指導を要すると思はれる職員について必要に応じて行われるものでございまして、いわゆる組合員の管理というために行うものではなくございせん。

○矢島委員 私が示した資料三、四、五、六とい

うものは、いずれもこれは正規の書類だということはお認めになります。出所がどこかわからないうからということも答弁を避けられました。はつきりした税務署の正式の文書だということだけははお認めになると思ひます。

さてそこで、この文書、田中幸治さん、こういう方の指導記録カードというのが四から五となつております。もちろん、在職中は全国税の組合員。この方は、長い間差別されて定年で退職された方でありまして。

資料四を見ていただきますとわかるように、職員を指導対象とした理由、選定理由、こういうところに、「国家公務員法の義務規定に違反し職場秩序を乱すおそれのある者」、こういうふうなことが書いてあります。そして、その下に指導事項がずらりと並んでいるわけですね。その中身を見ますと、ほとんどが労働組合の情報宣伝紙の配布だとかあるいは署長交渉出席だとか要求書提出、そういう項目が次々と並んでまいります。

つまり、これは組合活動として自然であり、当然の活動なんです。このような活動がなぜ国家公務員法の義務規定に違反し職場秩序を乱すおそれがある者ということになるのか。なぜ田中さんの組合活動を監視したり指導するといふのか。これは、田中さんの全国税脱退の機会をうかがう。全国税労働組合を弱体化しよう、こうねらつたものではないかと思ひます。不当労働行為に当たるのではないですか。

この捺印している判が、井口それから藤田、千葉、山本、それぞれの判がずつと押されておりますが、この人たちは当時の管理者ですよ。お配りした資料の七といふのを見ていただきますと、田中さんがそれぞれ勤務していた税務署、岸和田から始まつて退職するまであります。岸和田のときは井口という判が押してありますけれども、その人は署長であるし、藤田という判の人は統括官ですね。直屬の上司ですよ。はつきりとしてい

いうところにそれぞれ職員録を載せておきました。私が今申しましたような形でそれぞれはつきりと出ているわけです。

国税庁は、全職員に対してこのような監視記録をしているわけではないでしょう。つまり、全国税組組合員だけをこのように毎日監視し記録しろ、こんな指導をしているわけですか。

○大武政府委員 今拝見させていただきましたこの資料につきましては、やはり繰り返しになりまされども、出所が明らかでございますので、その書類についての答弁は差し控えておきたいと存じます。

ただ、服務規律の維持等の観点から、やはり指導を必要とする職員について適切な指導を行うために、必要に応じて指導の記録をとるといふことは行っておりまされども、ここに拝見するような、組合員を管理するために記録するといふようなお話は、我々は行っていないといふことでございませぬ。

○矢島委員 全然私納得しません。そういう言い逃れをしてもらっちゃ困るんです。

いいですか。指導というのは、本人に対して、あなたはこういうことをやっていますね、だから八級ポストには行けないですよとか、それぞれあなた方が監視して記録したことについて、職員に対してちゃんとその中身を伝えること、それなくして指導なんて言えたものじゃないですよ。これは、本人は全然何も知らされてないんです。それから、まさにこれは監視のための書類であり、引き継ぎのための書類であることは一目瞭然じゃないですか。

このような資料は、全国税の労働組合員一人一人に作成して、その組合員が転動しますとその書類も転動先の税務署に送付する、こういうことになっているんじゃないですか。この書類は永久保存になっているんじゃないかと私は思うんです。

実に答弁は、まさに出所がどうのこうの。そう

いう事態についての具体的な納得のいく答弁は得られていない。そういうまさにしらを切るような態度というのは、私は絶対許されなと思うんです。

私は、同じような資料で別の人の資料を独自に入手いたしました。

資料の十一と十二を見ていただきました。これは何の資料かということでも調べてみました。これは、現在、高松国税局の徳島税務署に勤務する吉田雄さんの行動を逐一記録したものだそうです。しかも、これは大阪国税局において作成されたものである。吉田さんが昭和四十年に全国税に加入した日から記録が始まっております。

そして、資料十二、こちらの最後のところ、昭和六十一年二月、ここで終わっているのは、これは大阪国税局から高松国税局の方に転動したことによるわけでありませぬ。この文書は、何らかのカードのコピーと見られますけれども、高松局へ転動の際に作成されたもの、こう考えられるわけですか。

この中身を見てみますと、統一行動への参加あるいはメーデーへの参加など、びつりと記録されているわけです。少なくとも大阪国税局は全国税とその組合員を監視し、そして差別してきた。これは重大な証拠だと私は思うんです。

驚いたことには、この今記録されている中身をみますと、統一行動あるいは早朝ピラマキ、プレート着用、国公労連、こういったところはゴム印までつくっているんです。そのままにして全国税組組合員を毎日監視するのは一体なぜなのか。余りにも異常な行動だと私は思わざるを得ません。この文書を確認できないなどはおっしゃらないと思うんです。

高松局に転動したこの吉田さんは二十三期生です。同級生は九一・三%が昇任、昇格しております。ところが、この吉田さんは今も上席徴収官です。差別がずっと継続しているんです。昭和四十年からの記録が残っているから、今も記録

され、保存されていると考えるのが自然でありませぬ。

こうした全国税への監視、敵視、こういう姿勢、これは組織的に人権を侵害すると言つてもよい行為だと思つておられます。国税庁はなおもこういう行為を続けるのか。職務の遂行を率先すべき幹部が、この一部全国税組組合員の監視に神経を使うなどということはとんでもない。とても正常だとは思えられませぬ。国税庁、断固改めるべきだと思つておられますか。

○大武政府委員 初めて拝見する資料でございますが、いずれにせよ、出所が明らかでございますので、繰り返しですが、答弁は差し控えておきたいと存じます。

ただ、いずれにしても、このように組合員を管理するための記録をとるといふようなことは行っていないものと承知しております。

○矢島委員 私が提出いたしましたこの資料、いずれも国税庁として確認していただくというところが必要かと思つておられます。だつて、そうではあるけれども、組合の加入そのほかによつて差別はしていませんといつたつて、現実の問題としてこういう事態が起つておられるんです。その事実はお認めになると思つておられます。行政の内部にこういう差別があつて、国民に向かつて公正な行政といふのはできるかどうか。

今日、国民は税に大きな関心を持って見守つておられるわけです。最初に私が申し上げたような状況です。この税制が適正に実施される、このことのために税務行政が公正であることが担保となるわけです。国民の期待にこたえる税務行政が執行されるためにも、直ちにこういう差別が正されるよう国税庁に求めます。再度、こういう差別については是正すると、次長、言えませぬか。

○大武政府委員 いずれにしましても、今初めて拝見する資料もございませぬ、具体的な出所もわかりませぬので、答弁を差し控えておきたいと存じます。

ます、いずれにしましても、大阪国税局におきましても、職員団体との間における健全な労働関係の維持に配慮しているところでございますし、正当な職員団体の活動に介入するといふようなことは行っていないと承知しております。

○矢島委員 私、証拠のある資料をお配りして説明いたしました。間違いなく国税当局の文書だと思つておられますか。

大蔵大臣、法案に対する質問の前に大分この問題で長い時間をとりました。ただ、私は、このような問題は放置できない問題だと考えているから、これだけ時間をとつたわけでありませぬ。

このような問題は、過去にも我が党の正森議員が問題にいたしましたし、私自身もこういう問題を取り上げました。今日まで何度もこの種の問題が提起されてきておられるわけですね。国税庁には、一向に是正する姿勢がないように見えるんです。

最初に、処遇改善の問題で大蔵大臣にお聞きいたしました。このような点も含めていろいろ改善が行われるべきだと思つておられます。ぜひ、この是正の措置をとるよう指示すべきだと思つておられますが、大臣、今までのやりとりをお聞きになつていかがでしょうか。御感想を承りたい。

○宮澤国務大臣 冒頭に申し上げましたとおり、処遇の改善はぜひ努めたいと存じますが、ただいまの資料につきましては、政府委員がその性格を確認できないと申し上げましたので、これについてのお答えは申し上げませぬ。

○矢島委員 次に、残りの時間が少なくなりましたけれども、所得税の最高税率の問題で質問したいと思います。

まず、大蔵省にお聞きしますが、夫婦と子供二人、こういう世帯で、片働きの給与所得者で所得税の最高税率を適用される人の給与年収、これは幾ら以上になりますか。

○尾原政府委員 夫婦子供二人で片働きの給与所得者のケースですが、このうち、一人が特定扶養親族というふうに置かしていただきます。現行の

所得税の最高税率の五〇%でよろしゅうございませぬか。その適用を受ける者の年収は、三千五百六十五万二千円超という事で承知しております。

○矢島委員 それでは、課税所得三千万の場合、所得税がどれくらいになって、その所得税は給与収入額に対して何%になるか、お答えいただけますか。

○尾原政府委員 今の給与収入が課税所得三千万円に当たる場合ですが、その場合の国税である所得税額だけで申し上げますと、八百九十七万円、給与収入に対する割合は二五・二%となっております。

○矢島委員 今大蔵省に示していただきましたが、現行の税制でいきますと、年収が三千五百六十五万超、二千円というのではありませんか。

○大武政府委員 そのようなデータはつかないものから、ちよつと申し上げることはできません。

○矢島委員 確かに、年収が約十六億円以上というのは、まずいまいか、いたとしてもごく少数だろうと思ひますが、このような人がよくやく四七%以上の負担率になるわけですね。つまり、大蔵大臣、超過累進所得税はこうなっているわけですね。

これは、当然のことといえは当然のことなんです。最高税率五〇%が適用される納税者も、納税する所得税の負担率は五〇%になるわけがないわけですね。いわゆる超過累進税率というわけですね。適用する税率に属する所得にのみ影響するわけですから、最高税率より下の四〇、三〇、二〇、一〇%という、この部分の税額は動かさないわけですから、無限大に所得が大きくならない限り、全体の課税所得に対する税額の比率が五〇%になるといふことは絶対にあり得ないわけですね。

そこで、大蔵省に聞きますが、やや現実的でないかもしれませんが、現行で夫婦子供二人で片働き、この給与所得者で、所得税負担率、つまり実

効税率が五〇%に近くなる給与所得者の年収と課税所得額、大変な高額になるかと思ひますが、お答えいただけますか。

○尾原政府委員 今のお尋ねの設例のケースで、給与所得控除が適用になりますので、例えば実効税率が四七%ということと計算させていただきますと、給与収入は十五億九千七百七十五万円、課税所得金額は十五億八百二十九万円ということになります。

○矢島委員 今御答弁いただいたように、五〇%というのは限りなく無限大のもので、四七%でお答えいただいたわけですが、年収が十五億、約十五億九千万円ですか、これ以上の納税者ということになる。国税庁、おわかりですかね。このような給与所得者は何人おられるか、数はわかりませんか。

○大武政府委員 そのようなデータはつかないものから、ちよつと申し上げることはできません。

○矢島委員 確かに、年収が約十六億円以上というのは、まずいまいか、いたとしてもごく少数だろうと思ひますが、このような人がよくやく四七%以上の負担率になるわけですね。つまり、大蔵大臣、超過累進所得税はこうなっているわけですね。

ところが、このような仕組み、どうも一般の国民は十分知っていないだらうか。大臣、どのようにお考えになりますか。超過累進所得税ということになっておりますので、五〇%といったって、一億円取った人が五千万円取られちゃうんだというのじゃなくて、こういう仕組みになっているんですよということを一一般の国民はよく知っているだらうかと私はいつも思うのですが、いかがですか。

○尾原政府委員 私どもも、折に触れ、この税制の御理解をいただくための努力をしているところでございまして、この超過累進の話はいろいろな意味で相当広く知れ渡っていることかと思ひま

す。

なお、委員、実効税率で申し上げましたが、実は、事業意欲とか勤労意欲という話は、いわば追加的な所得にどういう税率が適用されるかという限界税率の概念でございまして、今回の改正は、実効税率ももちろんございしますが、それよりも、限界税率の最高税率がどうかという観点で事業意欲を引き出そう、こういうこととございまして。

○矢島委員 その後半については、これから税制を交えるに当たってどう変わっていくのかというあたりもお聞きしたいわけですが、何しろ私の持ち時間はほとんど少なくなっております。また別機会にこれらの問題についてもお聞きしたいわけですが、主税局長、一般の人たちは知らない人が結構多いのですよ。

よく宣伝していると言われれば、例えば、私は先日こういう人に会ったのです。税務署で、課税所得が三千万円を超えた場合は五〇%の税率が課税され、課税所得が三千万円なら千五百万円の税額を納めなければなりませんよと聞いた。私はこれは伝えないわけですが、結局、五〇%全部持つていかれちゃうんだ、こういう意識なんですか、この人は。このことは税務署の方にも聞いたのですが、知らない人が結構いるんだと私は驚きました。

先ほどお聞きしましたが、年収が三千五百六十五万二千円、夫婦子供二人、給与所得で片働き、この人たちは今回の税制改正案で計算しますと税額は幾らくらいになるのですか。現行の八百九十七万円、これと比較してどれくらい減税になりますか。

○尾原政府委員 今の三千五百六十五万円の方ですが、税額は改正後八百三十六万円となりまして、軽減割合が六・八%でございます。

○矢島委員 もう一つお聞きしたいのですが、同じ条件にしまして、夫婦子供二人の給与所得者で年収が四百万円の方、それから七百万円の方、比

較的その階層が多いわけですが、こういう人たちの税額は今度の新しい改正によってどれくらい減税になりますか。

○尾原政府委員 四百万円の場合で申し上げますと、改正前二万八千円の所得税額が一万四百万円になりまして、減税割合は六二・九%でございます。

年収七百万円の場合は、二十六万一千円から十九万六千八百円となりまして、減税割合は二四・六%、こういうことになるわけでございます。

○矢島委員 これはこの委員会でも、また予算委員会でも終始問題になってきたこととすけれども、いわゆる定額減税を打ち切るといふ状況の中で、私はちよつと計算してみたのです。昨年の特別減税を含めて考えますと、年収四百万円の場合には、昨年は所得税あるいは住民税、これとともに課税最低限の問題で今までいろいろと論議されてきたこととすけれども、課税されておられませんから、改正後は丸々と所得税増税になります。一万四百万円ですか。それから、個人住民税を含めて考えますと三万六千三百二十五円の増税になる。

それから、年収七百万円の方の場合には、昨年の所得税は十六万六千円、個人住民税が十五万五千五百円となっておりますから、改正後は、所得税が三万八千円の増税、それから個人住民税については九千四百円の増税。合計しますと、七百万円の方は、昨年の自分の状況と比べてみると、つまり特別減税を含めて考えますと、四万二百円の増税になってくる。

大蔵省は、昨年の特別減税を含めたものと比較することは、これは比較しようがないんだと嫌がっております。これは比較しようがないんだと嫌がらに、年収が四百万円あるいは七百万円、こういう人よりも、先ほどの三千五百六十五万二千円の方、この方が減税額は多くなっております。これが、今回の最高税率の引き下げ、それと一律二〇%減税、この組み合わせの結果だと思ひ

のですね。

つまり、大蔵省や政府のねらいというのは私ははっきりしていると思うのですね。大蔵大臣にお聞きしたいのですが、政府の最高税率引き下げの答弁を予算委員会等で聞いていました。総理は、国民の意欲を引き出す観点からと、先ほど局長も言われておりました。これは一月二十一日の衆議院本会議のことです。大蔵大臣は、いかにも最高税率が高いということは、累進をかけますときに非常に高い累進をかけるということになりますので、どうしても将来の税負担が重くなりやすい、これはただ金持ちだけの問題ではない。きょうの午前中もこの趣旨のことを答弁されていたかと思えます。

大蔵大臣、この大蔵大臣のおっしゃられる見解というのは総理と同じなのか、それとも、いわゆる意欲を引き出すという観点でそういうふうなこともおっしゃっておられるのか、もし違っていたらどのような違いがあるのか、説明していただきたいと思えます。

○宮澤国務大臣 いえ、大したことを申し上げたつもりでは実はなかったのですね、総理の言われるように、余り高い税率というのはやはり意欲を損ないますし、これからは外国人も日本で仕事をすると、余り高い人が出るでしょうから、余り高くない方がいいじゃないですかと申し上げたのと、国税だけで申し上げますと、仮に五〇という最高税率、それと四〇がトップでしたら、やはり累進の度合いは五〇の方がきつくなりますでしょう。ですから、その人だけの問題ではないんだということをお申し上げたかった。

○矢島委員 大臣は、ブラケットのいわゆるグループごとによる収入の区分、こういうものについての答弁もされて、累進をできるだけ緩やかにしていくということをおっしゃられたかと思えます。

さてそこで、国民の意欲を引き出すという観点からの問題なんですが、私は、今度の税制改正を見まして、先ほど御答弁いただいた給与所得で三

千万円以上、約二万人ぐらいらっしやるそうですが、この人たち、あるいはその少し手前の予備軍に当たる人たちも加えていいと思うのですが、いずれにしてもこういう人たちは、三千万円以上の年収のある方というのは、国民の中からいえば少数です。

すすると、国民の意欲を引き出すという観点からいきますと、こういう高額所得者の意欲を引き出すための所得税の最高税率引き下げ、こういうことになるとなるかと思うわけなんですけれども、つまり、最高税率の引き下げが高額所得者の意欲を引き出す、これがどうして景気回復に役立つのかという、この点なんです。

まさに政府は、最重要課題として景気対策だ、財政構造改革との問題では、二兎を追ってはだめだから今は一兎でいいのだ、将来状況がよくなればということは何回もおっしゃっている。ところが、今度の税制の問題でいくと、減税については、将来を見越して最高税率を下げることが将来の税制改革に非常に重要なんだ、障害にならないようにする、障害にならないようにする、どうしてこういうのが景気回復につながるのか、大臣、私はわからないのですが、少し教えていただきたい。

○宮澤国務大臣 今最高税率を下げるからといって、幾らも人がおられないので、確かにそれ自身はそんな景気回復にならないかもしれないが、先ほど申し上げましたようなことはございまして、それに、最高税率の人が、そういう人がいてその人が得するのじゃなくて、だれでもそこへ行けるように、そうしたときに得になるような、そういう社会をつくりたいというわけでございますから。

○矢島委員 年収三千万円のところを目指して意欲的に働くのだということが国民の意欲を引き出させる今度の改革というあたりかと思えますが、今までもずっと論議してまいりましたけれども、今回の減税法案で恩恵を受けるのは、やはりどう見ても低所得者ではなくて高額所得者の納税者であ

ること、これはこれではつきりしたわけですね。

これを一口で言いますと、数少ない金持ちのやる気を起こすための減税、景気の問題は二の次、こういうことではないか。これでは、景気回復に役立つどころかかえって消費を冷え込ませる、こういう事態になるのじゃないか。納税者がやる気を取り戻すというわけですが、本日に景気は回復するの。その景気という点でもう一度大臣に御答弁を。景気にどう影響してくるのかということですね。

○宮澤国務大臣 その一番の、六五%のところだけをごらんになりますと、そういう所得者はほとんど数は少ないのでございまして、その方々が多少どうされようと、それ自身はすぐ景気に影響を及ぼすわけではないと思えますけれども、しかし、高い税率を低くするということは、やはり国民全体の所得税の負担を軽くするというところでございまして、そう申し上げたらおわかりいただけるかと思えます。

○矢島委員 どうも十分私は納得できない部分もあるのですが、ある雑誌の鼎談で、加藤寛政府税調会長がこういうことを言っていたら、しるるのですね。最高税率の人たちは、何となく努力をしてみても報われなれないと思っている、無気力な状況を打破しなければならぬ、そのための最高税率を引き下げであった、このように理解してあります。林義郎自民党の税調会長さんですが、宮澤さんにもお話をいたしました、減税をやつて国民に刺激を与える、それは単に消費をふやすということではなくて、国民の意欲をつくるのだという、ようなお話がありました。

まさに今度の減税の中身は、本日に一部の高額所得者に意欲を持たせること以外の何物でもなし引き増税という中で果たして景気が回復できるのか。その辺を私指摘しまして、質問を終わります。

急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十五分散会

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案

(有価証券取引税法の廃止)

第一条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)は、廃止する。

(取引所税法の廃止)

第二条 取引所税法(平成二年法律第二十二号)は、廃止する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(有価証券取引税法の廃止に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に行つた有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる有価証券取引税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(取引所税法の廃止に伴う経過措置) 第三条 施行日前に行つた先物取引及びオプション取引に係る取引所税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる取引所税に係る

施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正)

第四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中、「有価証券取引税」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 有価証券取引税法の特例(第九十三条―第九十四条の三)」及び「第六節 取引税法の特例(第九十五条・第九十六条)」を削る。

第一条中、「印紙税、有価証券取引税及び取引所税」を「及び印紙税」に改め、「有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)、取引所税法(平成二年法律第二十二号)」を削る。

第六章第五節及び第六節を削る。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日以前に行つた有価証券の譲渡に係る有価証券取引税についての前条の規定による改正前の租税特別措置法第六章第五節の規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日以前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる有価証券取引税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 施行日以前に行つた先物取引及びオプション取引に係る取引所税についての前条の規定による改正前の租税特別措置法第六章第六節の規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日以前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる取引所税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税徴収法の一部改正)

第七条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改める。

第十五条第一項第五号の二中、「から第四号まで及び第六号(源泉徴収等)」を、「第三号及び第五号(源泉徴収)」に改め、同項第七号中「から第四号まで及び第六号」を、「第三号及び第五号」に改める。

第五十九条第一項中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第八条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 源泉徴収による国税 源泉徴収に係る所得税(この税に係る附帯税を除く。)をいう。

第二条第五号中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改める。

第十五条第一項中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改め、同条第二項中「第十四号」を「第十二号」に改め、同項第十号及び第十一号を削り、同項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三項第二号中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十六号第一項第二号中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第三十八条第二項中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改める。

第四十六条第一項中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改め、「有価証券取引税」を削り、同条第三項第三号中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改める。

第六十条第一項第五号、第六十一条第二項、第六十七条、第七十三条第三項第四号及び第九十条第一項の規定中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改める。

取」に改める。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十七号中「有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)第二条」を「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項」に改める。

第二百二十四条の三第一項第二号中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号中「有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)第二条」を「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項」に改める。

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十七号の課税物件の定義欄中「有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)」

に改める。

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

別表第一第十七号の課税物件の定義欄中「有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)」

に改める。

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

別表第二第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

第二条(定義)に規定する有価証券」を「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項(定義)に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)第二条」を「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項」に改める。

別表第三第一号の表の証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

(会社更生法の一部改正)

第十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条中「有価証券取引税」を削る。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶養親族等の数								
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
87,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の5%に相当する金額
87,000	88,000	130	0	0	0	0	0	0	0	4,900
88,000	89,000	210	0	0	0	0	0	0	0	4,900
89,000	90,000	290	0	0	0	0	0	0	0	4,900
90,000	91,000	370	0	0	0	0	0	0	0	4,900
91,000	92,000	450	0	0	0	0	0	0	0	5,000
92,000	93,000	530	0	0	0	0	0	0	0	5,100
93,000	94,000	610	0	0	0	0	0	0	0	5,100
94,000	95,000	690	0	0	0	0	0	0	0	5,200
95,000	96,000	770	0	0	0	0	0	0	0	5,300
96,000	97,000	850	0	0	0	0	0	0	0	5,300
97,000	98,000	930	0	0	0	0	0	0	0	5,400
98,000	99,000	1,010	0	0	0	0	0	0	0	5,500
99,000	101,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	5,500
101,000	103,000	1,290	0	0	0	0	0	0	0	5,700
103,000	105,000	1,450	0	0	0	0	0	0	0	5,800
105,000	107,000	1,610	0	0	0	0	0	0	0	5,900
107,000	109,000	1,770	0	0	0	0	0	0	0	6,000
109,000	111,000	1,930	0	0	0	0	0	0	0	6,100
111,000	113,000	2,090	0	0	0	0	0	0	0	6,200
113,000	115,000	2,250	0	0	0	0	0	0	0	6,300
115,000	117,000	2,410	0	0	0	0	0	0	0	6,400
117,000	119,000	2,570	0	0	0	0	0	0	0	6,600
119,000	121,000	2,730	200	0	0	0	0	0	0	6,700
121,000	123,000	2,890	360	0	0	0	0	0	0	6,800
123,000	125,000	3,050	520	0	0	0	0	0	0	6,900
125,000	127,000	3,210	680	0	0	0	0	0	0	7,100
127,000	129,000	3,370	840	0	0	0	0	0	0	7,300
129,000	131,000	3,530	1,000	0	0	0	0	0	0	7,400
131,000	133,000	3,690	1,160	0	0	0	0	0	0	7,600
133,000	135,000	3,850	1,320	0	0	0	0	0	0	7,700
135,000	137,000	3,990	1,460	0	0	0	0	0	0	7,900
137,000	139,000	4,090	1,560	0	0	0	0	0	0	8,000
139,000	141,000	4,190	1,650	0	0	0	0	0	0	8,200
141,000	143,000	4,280	1,750	0	0	0	0	0	0	8,300
143,000	145,000	4,380	1,850	0	0	0	0	0	0	8,500
145,000	147,000	4,470	1,940	0	0	0	0	0	0	8,600
147,000	149,000	4,570	2,040	0	0	0	0	0	0	8,800
149,000	151,000	4,670	2,130	0	0	0	0	0	0	8,900
151,000	153,000	4,780	2,250	0	0	0	0	0	0	9,100
153,000	155,000	4,890	2,360	0	0	0	0	0	0	9,200
155,000	157,000	5,000	2,470	0	0	0	0	0	0	9,400
157,000	159,000	5,110	2,580	0	0	0	0	0	0	9,500
159,000	161,000	5,230	2,690	160	0	0	0	0	0	9,700
161,000	163,000	5,340	2,810	270	0	0	0	0	0	9,800
163,000	165,000	5,450	2,920	380	0	0	0	0	0	10,000

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
165,000	167,000	5,560	3,030	500	0	0	0	0	0	10,100
167,000	169,000	5,670	3,140	610	0	0	0	0	0	10,300
169,000	171,000	5,790	3,250	720	0	0	0	0	0	10,400
171,000	173,000	5,900	3,370	830	0	0	0	0	0	10,600
173,000	175,000	6,010	3,480	940	0	0	0	0	0	10,700
175,000	177,000	6,120	3,590	1,060	0	0	0	0	0	10,900
177,000	179,000	6,230	3,700	1,170	0	0	0	0	0	11,100
179,000	181,000	6,350	3,810	1,280	0	0	0	0	0	11,200
181,000	183,000	6,460	3,930	1,390	0	0	0	0	0	11,400
183,000	185,000	6,570	4,040	1,500	0	0	0	0	0	11,500
185,000	187,000	6,680	4,150	1,620	0	0	0	0	0	11,700
187,000	189,000	6,790	4,260	1,730	0	0	0	0	0	11,800
189,000	191,000	6,910	4,370	1,840	0	0	0	0	0	12,000
191,000	193,000	7,020	4,490	1,950	0	0	0	0	0	12,100
193,000	195,000	7,130	4,600	2,060	0	0	0	0	0	12,300
195,000	197,000	7,240	4,710	2,180	0	0	0	0	0	12,400
197,000	199,000	7,350	4,820	2,290	0	0	0	0	0	12,600
199,000	201,000	7,470	4,930	2,400	0	0	0	0	0	12,700
201,000	203,000	7,580	5,050	2,510	0	0	0	0	0	12,900
203,000	205,000	7,690	5,160	2,620	0	0	0	0	0	13,000
205,000	207,000	7,800	5,270	2,740	200	0	0	0	0	13,100
207,000	209,000	7,910	5,380	2,850	310	0	0	0	0	13,600
209,000	211,000	8,030	5,490	2,960	430	0	0	0	0	14,000
211,000	213,000	8,140	5,610	3,070	540	0	0	0	0	14,500
213,000	215,000	8,250	5,720	3,180	650	0	0	0	0	14,900
215,000	217,000	8,360	5,830	3,300	760	0	0	0	0	15,400
217,000	219,000	8,470	5,940	3,410	870	0	0	0	0	15,800
219,000	221,000	8,590	6,050	3,520	990	0	0	0	0	16,300
221,000	224,000	8,730	6,190	3,660	1,130	0	0	0	0	16,700
224,000	227,000	8,890	6,360	3,830	1,290	0	0	0	0	17,500
227,000	230,000	9,060	6,530	4,000	1,460	0	0	0	0	18,300
230,000	233,000	9,230	6,700	4,160	1,630	0	0	0	0	19,100
233,000	236,000	9,400	6,870	4,330	1,800	0	0	0	0	19,900
236,000	239,000	9,570	7,030	4,500	1,970	0	0	0	0	20,700
239,000	242,000	9,730	7,200	4,670	2,130	0	0	0	0	21,500
242,000	245,000	9,900	7,370	4,840	2,300	0	0	0	0	22,300
245,000	248,000	10,070	7,540	5,000	2,470	0	0	0	0	23,100
248,000	251,000	10,240	7,710	5,170	2,640	110	0	0	0	23,900
251,000	254,000	10,410	7,870	5,340	2,810	270	0	0	0	24,700
254,000	257,000	10,570	8,040	5,510	2,970	440	0	0	0	25,500
257,000	260,000	10,740	8,210	5,680	3,140	610	0	0	0	26,200
260,000	263,000	10,910	8,380	5,840	3,310	780	0	0	0	27,000
263,000	266,000	11,080	8,550	6,010	3,480	950	0	0	0	27,800
266,000	269,000	11,250	8,710	6,180	3,650	1,110	0	0	0	28,600
269,000	272,000	11,410	8,880	6,350	3,810	1,280	0	0	0	29,400
272,000	275,000	11,580	9,050	6,520	3,980	1,450	0	0	0	30,200
275,000	278,000	11,750	9,220	6,680	4,150	1,620	0	0	0	31,000
278,000	281,000	11,920	9,390	6,850	4,320	1,790	0	0	0	31,800
281,000	284,000	12,090	9,550	7,020	4,490	1,950	0	0	0	32,600
284,000	287,000	12,250	9,720	7,190	4,650	2,120	0	0	0	33,400

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
287,000	290,000	12,420	9,890	7,360	4,820	2,290	0	0	0	34,200
290,000	293,000	12,590	10,060	7,520	4,990	2,460	0	0	0	35,000
293,000	296,000	12,760	10,230	7,690	5,160	2,630	0	0	0	35,800
296,000	299,000	12,930	10,390	7,860	5,330	2,790	260	0	0	36,500
299,000	302,000	13,100	10,570	8,030	5,500	2,970	430	0	0	37,300
302,000	305,000	13,290	10,760	8,220	5,690	3,160	620	0	0	38,100
305,000	308,000	13,480	10,950	8,420	5,880	3,350	820	0	0	38,900
308,000	311,000	13,670	11,140	8,610	6,070	3,540	1,010	0	0	39,700
311,000	314,000	13,870	11,330	8,800	6,270	3,730	1,200	0	0	40,500
314,000	317,000	14,060	11,530	8,990	6,460	3,930	1,390	0	0	41,300
317,000	320,000	14,250	11,720	9,180	6,650	4,120	1,580	0	0	42,100
320,000	323,000	14,440	11,910	9,380	6,840	4,310	1,780	0	0	42,900
323,000	326,000	14,630	12,100	9,570	7,030	4,500	1,970	0	0	43,700
326,000	329,000	14,830	12,290	9,760	7,230	4,690	2,160	0	0	44,500
329,000	332,000	15,020	12,490	9,950	7,420	4,890	2,350	0	0	45,300
332,000	335,000	15,210	12,680	10,140	7,610	5,080	2,540	0	0	46,000
335,000	338,000	15,400	12,870	10,340	7,800	5,270	2,740	200	0	46,900
338,000	341,000	15,590	13,060	10,530	7,990	5,460	2,930	390	0	47,700
341,000	344,000	15,790	13,250	10,720	8,190	5,650	3,120	590	0	48,600
344,000	347,000	15,980	13,450	10,910	8,380	5,850	3,310	780	0	49,200
347,000	350,000	16,170	13,640	11,100	8,570	6,040	3,500	970	0	49,800
350,000	353,000	16,360	13,830	11,300	8,760	6,230	3,700	1,160	0	50,300
353,000	356,000	16,550	14,020	11,490	8,950	6,420	3,890	1,350	0	50,900
356,000	359,000	16,750	14,210	11,680	9,150	6,610	4,080	1,550	0	51,500
359,000	362,000	16,940	14,410	11,870	9,340	6,810	4,270	1,740	0	52,000
362,000	365,000	17,130	14,600	12,060	9,530	7,000	4,460	1,930	0	52,600
365,000	368,000	17,320	14,790	12,260	9,720	7,190	4,660	2,120	0	53,200
368,000	371,000	17,510	14,980	12,450	9,910	7,380	4,850	2,310	0	53,700
371,000	374,000	17,710	15,170	12,640	10,110	7,570	5,040	2,510	0	54,200
374,000	377,000	17,900	15,370	12,830	10,300	7,770	5,230	2,700	170	54,700
377,000	380,000	18,090	15,560	13,020	10,490	7,960	5,420	2,890	360	55,200
380,000	383,000	18,280	15,750	13,220	10,680	8,150	5,620	3,080	550	55,700
383,000	386,000	18,470	15,940	13,410	10,870	8,340	5,810	3,270	740	56,100
386,000	389,000	18,670	16,130	13,600	11,070	8,530	6,000	3,470	930	56,600
389,000	392,000	18,860	16,330	13,790	11,260	8,730	6,190	3,660	1,130	57,200
392,000	395,000	19,050	16,520	13,980	11,450	8,920	6,380	3,850	1,320	58,200
395,000	398,000	19,240	16,710	14,180	11,640	9,110	6,580	4,040	1,510	59,300
398,000	401,000	19,430	16,900	14,370	11,830	9,300	6,770	4,230	1,700	60,400
401,000	404,000	19,630	17,090	14,560	12,030	9,490	6,960	4,430	1,890	61,400
404,000	407,000	19,820	17,290	14,750	12,220	9,690	7,150	4,620	2,090	62,500
407,000	410,000	20,010	17,480	14,940	12,410	9,880	7,340	4,810	2,280	63,500
410,000	413,000	20,200	17,670	15,140	12,600	10,070	7,540	5,000	2,470	64,600
413,000	416,000	20,390	17,860	15,330	12,790	10,260	7,730	5,190	2,660	65,700
416,000	419,000	20,590	18,050	15,520	12,990	10,450	7,920	5,390	2,850	66,700
419,000	422,000	20,780	18,250	15,710	13,180	10,650	8,110	5,580	3,050	67,800
422,000	425,000	20,970	18,440	15,900	13,370	10,840	8,300	5,770	3,240	68,900
425,000	428,000	21,160	18,630	16,100	13,560	11,030	8,500	5,960	3,430	69,900
428,000	431,000	21,350	18,820	16,290	13,750	11,220	8,690	6,150	3,620	71,000
431,000	434,000	21,550	19,010	16,480	13,950	11,410	8,880	6,350	3,810	72,000
434,000	437,000	21,740	19,210	16,670	14,140	11,610	9,070	6,540	4,010	73,100

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
437,000	440,000	21,930	19,400	16,860	14,330	11,800	9,260	6,730	4,200	74,200
440,000	443,000	22,120	19,590	17,060	14,520	11,990	9,460	6,920	4,390	75,200
443,000	446,000	22,310	19,780	17,250	14,710	12,180	9,650	7,110	4,580	76,300
446,000	449,000	22,510	19,970	17,440	14,910	12,370	9,840	7,310	4,770	77,400
449,000	452,000	22,700	20,170	17,630	15,100	12,570	10,030	7,500	4,970	78,400
452,000	455,000	22,890	20,360	17,820	15,290	12,760	10,220	7,690	5,160	79,500
455,000	458,000	23,080	20,550	18,020	15,480	12,950	10,420	7,880	5,350	80,500
458,000	461,000	23,270	20,740	18,210	15,670	13,140	10,610	8,070	5,540	81,600
461,000	464,000	23,470	20,930	18,400	15,870	13,330	10,800	8,270	5,730	82,700
464,000	467,000	23,660	21,130	18,590	16,060	13,530	10,990	8,460	5,930	83,700
467,000	470,000	23,850	21,320	18,780	16,250	13,720	11,180	8,650	6,120	84,800
470,000	473,000	24,040	21,510	18,980	16,440	13,910	11,380	8,840	6,310	85,800
473,000	476,000	24,230	21,700	19,170	16,630	14,100	11,570	9,030	6,500	86,900
476,000	479,000	24,430	21,890	19,360	16,830	14,290	11,760	9,230	6,690	88,000
479,000	482,000	24,620	22,090	19,550	17,020	14,490	11,950	9,420	6,890	89,000
482,000	485,000	24,810	22,280	19,740	17,210	14,680	12,140	9,610	7,080	90,100
485,000	488,000	25,000	22,470	19,940	17,400	14,870	12,340	9,800	7,270	91,200
488,000	491,000	25,190	22,660	20,130	17,590	15,060	12,530	9,990	7,460	92,200
491,000	494,000	25,390	22,850	20,320	17,790	15,250	12,720	10,190	7,650	93,300
494,000	497,000	25,580	23,050	20,510	17,980	15,450	12,910	10,380	7,850	94,300
497,000	500,000	25,770	23,240	20,700	18,170	15,640	13,100	10,570	8,040	95,400
500,000	503,000	25,960	23,430	20,900	18,360	15,830	13,300	10,760	8,230	96,500
503,000	506,000	26,150	23,620	21,090	18,550	16,020	13,490	10,950	8,420	97,500
506,000	509,000	26,350	23,810	21,280	18,750	16,210	13,680	11,150	8,610	98,600
509,000	512,000	26,540	24,010	21,470	18,940	16,410	13,870	11,340	8,810	99,700
512,000	515,000	26,790	24,200	21,660	19,130	16,600	14,060	11,530	9,000	100,700
515,000	518,000	27,180	24,390	21,860	19,320	16,790	14,260	11,720	9,190	101,800
518,000	521,000	27,560	24,580	22,050	19,510	16,980	14,450	11,910	9,380	102,800
521,000	524,000	27,950	24,770	22,240	19,710	17,170	14,640	12,110	9,570	103,900
524,000	527,000	28,330	24,970	22,430	19,900	17,370	14,830	12,300	9,770	105,000
527,000	530,000	28,710	25,160	22,620	20,090	17,560	15,020	12,490	9,960	106,000
530,000	533,000	29,100	25,350	22,820	20,280	17,750	15,220	12,680	10,150	107,100
533,000	536,000	29,480	25,540	23,010	20,470	17,940	15,410	12,870	10,340	108,100
536,000	539,000	29,870	25,730	23,200	20,670	18,130	15,600	13,070	10,530	109,200
539,000	542,000	30,250	25,930	23,390	20,860	18,330	15,790	13,260	10,730	110,300
542,000	545,000	30,630	26,120	23,580	21,050	18,520	15,980	13,450	10,920	111,300
545,000	548,000	31,020	26,310	23,780	21,240	18,710	16,180	13,640	11,110	112,400
548,000	551,000	31,400	26,500	23,970	21,430	18,900	16,370	13,830	11,300	113,500
551,000	554,000	31,830	26,760	24,180	21,650	19,110	16,580	14,050	11,510	114,500
554,000	557,000	32,260	27,190	24,400	21,860	19,330	16,800	14,260	11,730	115,600
557,000	560,000	32,690	27,620	24,610	22,080	19,550	17,010	14,480	11,950	116,600
560,000	563,000	33,120	28,060	24,830	22,290	19,760	17,230	14,690	12,160	117,700
563,000	566,000	33,550	28,490	25,040	22,510	19,980	17,440	14,910	12,380	118,700
566,000	569,000	33,990	28,920	25,260	22,730	20,190	17,660	15,130	12,590	119,700
569,000	572,000	34,420	29,350	25,480	22,940	20,410	17,880	15,340	12,810	120,700
572,000	575,000	34,850	29,780	25,690	23,160	20,630	18,090	15,560	13,030	121,800
575,000	578,000	35,280	30,220	25,910	23,370	20,840	18,310	15,770	13,240	122,800
578,000	581,000	35,710	30,650	26,120	23,590	21,060	18,520	15,990	13,460	123,800
581,000	584,000	36,150	31,080	26,340	23,810	21,270	18,740	16,210	13,670	124,800
584,000	587,000	36,580	31,510	26,560	24,020	21,490	18,960	16,420	13,890	125,900

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
587,000	590,000	37,010	31,940	26,880	24,240	21,710	19,170	16,640	14,110	126,900
590,000	593,000	37,440	32,380	27,310	24,450	21,920	19,390	16,850	14,320	127,900
593,000	596,000	37,870	32,810	27,740	24,670	22,140	19,600	17,070	14,540	128,900
596,000	599,000	38,310	33,240	28,170	24,890	22,350	19,820	17,290	14,750	130,000
599,000	602,000	38,740	33,670	28,600	25,100	22,570	20,040	17,500	14,970	131,000
602,000	605,000	39,170	34,100	29,040	25,320	22,790	20,250	17,720	15,190	132,000
605,000	608,000	39,600	34,540	29,470	25,530	23,000	20,470	17,930	15,400	133,000
608,000	611,000	40,030	34,970	29,900	25,750	23,220	20,680	18,150	15,620	134,100
611,000	614,000	40,470	35,400	30,330	25,970	23,430	20,900	18,370	15,830	135,100
614,000	617,000	40,900	35,830	30,760	26,180	23,650	21,120	18,580	16,050	136,100
617,000	620,000	41,330	36,260	31,200	26,400	23,870	21,330	18,800	16,270	137,100
620,000	623,000	41,760	36,700	31,630	26,610	24,080	21,550	19,010	16,480	138,200
623,000	626,000	42,190	37,130	32,060	26,990	24,300	21,760	19,230	16,700	139,200
626,000	629,000	42,630	37,560	32,490	27,430	24,510	21,980	19,450	16,910	140,200
629,000	632,000	43,060	37,990	32,920	27,860	24,730	22,200	19,660	17,130	141,300
632,000	635,000	43,490	38,420	33,360	28,290	24,950	22,410	19,880	17,350	142,300
635,000	638,000	43,920	38,860	33,790	28,720	25,160	22,630	20,090	17,560	143,300
638,000	641,000	44,350	39,290	34,220	29,150	25,380	22,840	20,310	17,780	144,300
641,000	644,000	44,790	39,720	34,650	29,590	25,590	23,060	20,530	17,990	145,400
644,000	647,000	45,220	40,150	35,080	30,020	25,810	23,280	20,740	18,210	146,400
647,000	650,000	45,650	40,580	35,520	30,450	26,030	23,490	20,960	18,430	147,400
650,000	653,000	46,080	41,020	35,950	30,880	26,240	23,710	21,170	18,640	148,200
653,000	656,000	46,510	41,450	36,380	31,310	26,460	23,920	21,390	18,860	148,900
656,000	659,000	46,950	41,880	36,810	31,750	26,680	24,140	21,610	19,070	149,600
659,000	662,000	47,380	42,310	37,240	32,180	27,110	24,360	21,820	19,290	150,300
662,000	665,000	47,810	42,740	37,680	32,610	27,540	24,570	22,040	19,510	150,900
665,000	668,000	48,240	43,180	38,110	33,040	27,980	24,790	22,250	19,720	151,600
668,000	671,000	48,670	43,610	38,540	33,470	28,410	25,000	22,470	19,940	152,300
671,000	674,000	49,110	44,040	38,970	33,910	28,840	25,220	22,690	20,150	153,000
674,000	677,000	49,540	44,470	39,400	34,340	29,270	25,440	22,900	20,370	153,700
677,000	680,000	49,970	44,900	39,840	34,770	29,700	25,650	23,120	20,590	154,400
680,000	683,000	50,400	45,340	40,270	35,200	30,140	25,870	23,330	20,800	155,000
683,000	686,000	50,830	45,770	40,700	35,630	30,570	26,080	23,550	21,020	155,700
686,000	689,000	51,270	46,200	41,130	36,070	31,000	26,300	23,770	21,230	156,400
689,000	692,000	51,700	46,630	41,560	36,500	31,430	26,520	23,980	21,450	157,100
692,000	695,000	52,130	47,060	42,000	36,930	31,860	26,800	24,200	21,670	157,800
695,000	698,000	52,560	47,500	42,430	37,360	32,300	27,230	24,410	21,880	158,500
698,000	701,000	52,990	47,930	42,860	37,790	32,730	27,660	24,630	22,100	159,100
701,000	704,000	53,430	48,360	43,290	38,230	33,160	28,090	24,850	22,310	159,800
704,000	707,000	53,860	48,790	43,720	38,660	33,590	28,520	25,060	22,530	160,500
707,000	710,000	54,290	49,220	44,160	39,090	34,020	28,960	25,280	22,750	161,700
710,000	713,000	54,720	49,660	44,590	39,520	34,460	29,390	25,490	22,960	162,900
713,000	716,000	55,150	50,090	45,020	39,950	34,890	29,820	25,710	23,180	164,200
716,000	719,000	55,590	50,520	45,450	40,390	35,320	30,250	25,930	23,390	165,400
719,000	722,000	56,020	50,950	45,880	40,820	35,750	30,680	26,140	23,610	166,700
722,000	725,000	56,450	51,380	46,320	41,250	36,180	31,120	26,360	23,830	167,900
725,000	728,000	56,880	51,820	46,750	41,680	36,620	31,550	26,570	24,040	169,200
728,000	731,000	57,310	52,250	47,180	42,110	37,050	31,980	26,910	24,260	170,400
731,000	734,000	57,750	52,680	47,610	42,550	37,480	32,410	27,350	24,470	171,700
734,000	737,000	58,180	53,110	48,040	42,980	37,910	32,840	27,780	24,690	172,900

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
737,000	740,000	58,610	53,540	48,480	43,410	38,340	33,280	28,210	24,910	174,200
740,000	743,000	59,040	53,980	48,910	43,840	38,780	33,710	28,640	25,120	175,500
743,000	746,000	59,470	54,410	49,340	44,270	39,210	34,140	29,070	25,340	176,700
746,000	749,000	59,910	54,840	49,770	44,710	39,640	34,570	29,510	25,550	178,000
749,000	752,000	60,340	55,270	50,200	45,140	40,070	35,000	29,940	25,770	179,200
752,000	755,000	60,770	55,700	50,640	45,570	40,500	35,440	30,370	25,990	180,500
755,000	758,000	61,200	56,140	51,070	46,000	40,940	35,870	30,800	26,200	181,700
758,000	761,000	61,630	56,570	51,500	46,430	41,370	36,300	31,230	26,420	183,000
761,000	764,000	62,070	57,000	51,930	46,870	41,800	36,730	31,670	26,630	184,200
764,000	767,000	62,500	57,430	52,360	47,300	42,230	37,160	32,100	27,030	185,500
767,000	770,000	62,930	57,860	52,800	47,730	42,660	37,600	32,530	27,460	186,700
770,000	773,000	63,360	58,300	53,230	48,160	43,100	38,030	32,960	27,900	188,000
773,000	776,000	63,790	58,730	53,660	48,590	43,530	38,460	33,390	28,330	189,200
776,000	779,000	64,230	59,160	54,090	49,030	43,960	38,890	33,830	28,760	190,500
779,000	782,000	64,660	59,590	54,520	49,460	44,390	39,320	34,260	29,190	191,800
782,000	785,000	65,090	60,020	54,960	49,890	44,820	39,760	34,690	29,620	193,000
785,000	788,000	65,520	60,460	55,390	50,320	45,260	40,190	35,120	30,060	194,300
788,000	791,000	65,950	60,890	55,820	50,750	45,690	40,620	35,550	30,490	195,500
791,000	794,000	66,390	61,320	56,250	51,190	46,120	41,050	35,990	30,920	196,800
794,000	797,000	66,820	61,750	56,680	51,620	46,550	41,480	36,420	31,350	198,000
797,000	800,000	67,250	62,180	57,120	52,050	46,980	41,920	36,850	31,780	199,300
800,000	803,000	67,680	62,620	57,550	52,480	47,420	42,350	37,280	32,220	200,500
803,000	806,000	68,110	63,050	57,980	52,910	47,850	42,780	37,710	32,650	201,800
806,000	809,000	68,550	63,480	58,410	53,350	48,280	43,210	38,150	33,080	203,000
809,000	812,000	68,980	63,910	58,840	53,780	48,710	43,640	38,580	33,510	204,300
812,000	815,000	69,410	64,340	59,280	54,210	49,140	44,080	39,010	33,940	205,500
815,000	818,000	69,840	64,780	59,710	54,640	49,580	44,510	39,440	34,380	206,800
818,000	821,000	70,270	65,210	60,140	55,070	50,010	44,940	39,870	34,810	208,100
821,000	824,000	70,710	65,640	60,570	55,510	50,440	45,370	40,310	35,240	209,300
824,000	827,000	71,140	66,070	61,000	55,940	50,870	45,800	40,740	35,670	210,600
827,000	830,000	71,570	66,500	61,440	56,370	51,300	46,240	41,170	36,100	211,800
830,000円		71,790	66,720	61,650	56,590	51,520	46,450	41,390	36,320	213,100
830,000円を超え 970,000円に満たない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち830,000円を超える金額の15.2%に相当する金額を加算した金額									213,100円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち830,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額
970,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	93,070	88,000	82,930	77,870	72,800	67,730	62,670	57,600		
970,000円を超え 1,760,000円に満たない金額	970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち970,000円を超える金額の22.8%に相当する金額を加算した金額									

(七)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以上 未満	税 額								税 額
1,760,000円	円 273,190	円 268,120	円 263,050	円 257,990	円 252,920	円 247,850	円 242,790	円 237,720	
1,760,000円を超え 2,810,000円に満た ない金額	1,760,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,760,000円を超える金額の30.4%に相当する金額を加算した金額								
2,810,000円	円 592,390	円 587,320	円 582,250	円 577,190	円 572,120	円 567,050	円 561,990	円 556,920	
2,810,000円を超え る金額	2,810,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,810,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに2,530円を控除した金額	従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,530円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額								

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,530円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年人、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,530円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表 (日額表) (第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	丙	
		扶養親族等の数									
与等の金額		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	税額	税額
以上	未満	税額							税額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与等の金額の5%に相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	160	0
2,950	3,000	10	0	0	0	0	0	0	0	160	0
3,000	3,050	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,050	3,100	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,100	3,150	20	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,150	3,200	25	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,200	3,250	30	0	0	0	0	0	0	0	180	0
3,250	3,300	35	0	0	0	0	0	0	0	180	0
3,300	3,400	40	0	0	0	0	0	0	0	190	0
3,400	3,500	45	0	0	0	0	0	0	0	190	0
3,500	3,600	55	0	0	0	0	0	0	0	200	0
3,600	3,700	65	0	0	0	0	0	0	0	200	0
3,700	3,800	70	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,800	3,900	80	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,900	4,000	85	5	0	0	0	0	0	0	220	0
4,000	4,100	95	10	0	0	0	0	0	0	220	0
4,100	4,200	105	20	0	0	0	0	0	0	230	0
4,200	4,300	110	25	0	0	0	0	0	0	240	0
4,300	4,400	120	35	0	0	0	0	0	0	250	0
4,400	4,500	125	45	0	0	0	0	0	0	260	0
4,500	4,600	135	50	0	0	0	0	0	0	260	0
4,600	4,700	140	55	0	0	0	0	0	0	270	0
4,700	4,800	145	60	0	0	0	0	0	0	280	0
4,800	4,900	150	65	0	0	0	0	0	0	290	0
4,900	5,000	155	70	0	0	0	0	0	0	290	0
5,000	5,100	160	75	0	0	0	0	0	0	300	0
5,100	5,200	165	80	0	0	0	0	0	0	310	0
5,200	5,300	170	85	0	0	0	0	0	0	320	0
5,300	5,400	175	90	5	0	0	0	0	0	320	0
5,400	5,500	180	95	10	0	0	0	0	0	330	0
5,500	5,600	185	100	15	0	0	0	0	0	340	0
5,600	5,700	190	105	25	0	0	0	0	0	350	0
5,700	5,800	200	115	30	0	0	0	0	0	350	0
5,800	5,900	205	120	35	0	0	0	0	0	360	0
5,900	6,000	210	125	40	0	0	0	0	0	370	0
6,000	6,100	215	130	45	0	0	0	0	0	380	0
6,100	6,200	220	135	50	0	0	0	0	0	380	0
6,200	6,300	225	140	55	0	0	0	0	0	390	0
6,300	6,400	230	145	60	0	0	0	0	0	400	0
6,400	6,500	235	150	70	0	0	0	0	0	410	0
6,500	6,600	240	160	75	0	0	0	0	0	410	0
6,600	6,700	250	165	80	0	0	0	0	0	420	0
6,700	6,800	255	170	85	0	0	0	0	0	430	0
6,800	6,900	260	175	90	5	0	0	0	0	440	0
6,900	7,000	265	180	95	10	0	0	0	0	450	0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	270	185	100	15	0	0	0	0	470	0
7,100	7,200	275	190	105	20	0	0	0	0	500	0
7,200	7,300	280	195	115	30	0	0	0	0	520	0
7,300	7,400	285	205	120	35	0	0	0	0	540	0
7,400	7,500	295	210	125	40	0	0	0	0	570	0
7,500	7,600	300	215	130	45	0	0	0	0	590	0
7,600	7,700	305	220	135	50	0	0	0	0	620	0
7,700	7,800	310	225	140	55	0	0	0	0	650	0
7,800	7,900	315	230	145	60	0	0	0	0	670	0
7,900	8,000	320	235	150	65	0	0	0	0	700	0
8,000	8,100	325	240	155	75	0	0	0	0	730	0
8,100	8,200	330	245	165	80	0	0	0	0	750	0
8,200	8,300	340	255	170	85	0	0	0	0	780	0
8,300	8,400	345	260	175	90	5	0	0	0	810	0
8,400	8,500	350	265	180	95	10	0	0	0	830	0
8,500	8,600	355	270	185	100	15	0	0	0	860	0
8,600	8,700	360	275	190	105	20	0	0	0	880	0
8,700	8,800	365	280	195	110	30	0	0	0	910	0
8,800	8,900	370	285	200	120	35	0	0	0	940	0
8,900	9,000	375	290	210	125	40	0	0	0	960	0
9,000	9,100	380	300	215	130	45	0	0	0	990	0
9,100	9,200	390	305	220	135	50	0	0	0	1,020	0
9,200	9,300	395	310	225	140	55	0	0	0	1,040	0
9,300	9,400	400	315	230	145	60	0	0	0	1,070	5
9,400	9,500	405	320	235	150	65	0	0	0	1,100	11
9,500	9,600	410	325	240	155	70	0	0	0	1,120	16
9,600	9,700	415	330	245	160	80	0	0	0	1,150	22
9,700	9,800	420	335	255	170	85	0	0	0	1,170	27
9,800	9,900	425	345	260	175	90	5	0	0	1,200	33
9,900	10,000	435	350	265	180	95	10	0	0	1,230	39
10,000	10,100	440	355	270	185	100	15	0	0	1,250	44
10,100	10,200	445	360	275	190	105	25	0	0	1,280	50
10,200	10,300	450	365	285	200	115	30	0	0	1,310	55
10,300	10,400	460	375	290	205	120	35	0	0	1,330	61
10,400	10,500	465	380	295	210	125	40	0	0	1,360	67
10,500	10,600	470	385	300	215	135	50	0	0	1,390	72
10,600	10,700	475	395	310	225	140	55	0	0	1,410	78
10,700	10,800	485	400	315	230	145	60	0	0	1,440	83
10,800	10,900	490	405	320	235	150	70	0	0	1,470	89
10,900	11,000	495	410	325	245	160	75	0	0	1,490	95
11,000	11,100	505	420	335	250	165	80	0	0	1,520	100
11,100	11,200	510	425	340	255	170	85	0	0	1,540	106
11,200	11,300	515	430	345	260	180	95	10	0	1,570	111
11,300	11,400	520	435	355	270	185	100	15	0	1,600	117
11,400	11,500	530	445	360	275	190	105	20	0	1,630	123
11,500	11,600	535	450	365	280	195	110	30	0	1,650	128
11,600	11,700	540	455	370	290	205	120	35	0	1,670	134
11,700	11,800	550	465	380	295	210	125	40	0	1,680	139
11,800	11,900	555	470	385	300	215	130	45	0	1,700	145
11,900	12,000	560	475	390	305	220	140	55	0	1,720	151

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	565	480	400	315	230	145	60	0	1,740	156
12,100	12,200	575	490	405	320	235	150	65	0	1,760	162
12,200	12,300	580	495	410	325	240	155	75	0	1,780	167
12,300	12,400	585	500	415	330	250	165	80	0	1,800	173
12,400	12,500	590	510	425	340	255	170	85	0	1,810	179
12,500	12,600	600	515	430	345	260	175	90	5	1,830	184
12,600	12,700	605	520	435	350	265	185	100	15	1,840	190
12,700	12,800	610	525	445	360	275	190	105	20	1,860	195
12,800	12,900	620	535	450	365	280	195	110	25	1,880	201
12,900	13,000	625	540	455	370	285	200	115	35	1,890	207
13,000	13,100	630	545	460	375	295	210	125	40	1,920	212
13,100	13,200	635	555	470	385	300	215	130	45	1,950	218
13,200	13,300	645	560	475	390	305	220	135	50	1,990	223
13,300	13,400	650	565	480	395	310	230	145	60	2,020	229
13,400	13,500	655	570	485	405	320	235	150	65	2,060	235
13,500	13,600	665	580	495	410	325	240	155	70	2,090	240
13,600	13,700	670	585	500	415	330	245	160	80	2,130	246
13,700	13,800	675	590	505	420	340	255	170	85	2,170	252
13,800	13,900	680	595	515	430	345	260	175	90	2,200	258
13,900	14,000	690	605	520	435	350	265	180	95	2,240	265
14,000	14,100	695	610	525	440	355	270	190	105	2,270	271
14,100	14,200	700	615	530	450	365	280	195	110	2,310	277
14,200	14,300	710	625	540	455	370	285	200	115	2,340	284
14,300	14,400	715	630	545	460	375	290	205	125	2,380	290
14,400	14,500	720	635	550	465	380	300	215	130	2,410	297
14,500	14,600	725	640	560	475	390	305	220	135	2,450	303
14,600	14,700	735	650	565	480	395	310	225	140	2,480	309
14,700	14,800	740	655	570	485	400	315	235	150	2,520	316
14,800	14,900	745	660	575	490	410	325	240	155	2,560	322
14,900	15,000	750	670	585	500	415	330	245	160	2,590	329
15,000	15,100	760	675	590	505	420	335	250	165	2,630	335
15,100	15,200	765	680	595	510	425	345	260	175	2,660	341
15,200	15,300	770	685	605	520	435	350	265	180	2,700	348
15,300	15,400	780	695	610	525	440	355	270	185	2,730	354
15,400	15,500	785	700	615	530	445	360	275	195	2,770	361
15,500	15,600	790	705	620	535	455	370	285	200	2,800	367
15,600	15,700	795	715	630	545	460	375	290	205	2,840	373
15,700	15,800	805	720	635	550	465	380	295	210	2,870	380
15,800	15,900	810	725	640	555	470	390	305	220	2,910	386
15,900	16,000	815	730	645	565	480	395	310	225	2,940	393
16,000	16,100	825	740	655	570	485	400	315	230	2,980	399
16,100	16,200	830	745	660	575	490	405	320	240	3,020	405
16,200	16,300	835	750	665	580	500	415	330	245	3,050	412
16,300	16,400	840	755	675	590	505	420	335	250	3,090	418
16,400	16,500	850	765	680	595	510	425	340	255	3,120	425
16,500	16,600	855	770	685	600	515	430	350	265	3,160	431
16,600	16,700	860	775	690	610	525	440	355	270	3,190	437
16,700	16,800	870	785	700	615	530	445	360	275	3,230	444
16,800	16,900	875	790	705	620	535	450	365	285	3,260	450
16,900	17,000	880	795	710	625	540	460	375	290	3,300	457

(四)

その日の社会保 除料控除後の給 与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	885	800	720	635	550	465	380	295	3,330	463
17,100	17,200	895	810	725	640	555	470	385	300	3,370	469
17,200	17,300	910	815	730	645	560	475	395	310	3,400	476
17,300	17,400	925	820	735	650	570	485	400	315	3,440	482
17,400	17,500	935	830	745	660	575	490	405	320	3,480	489
17,500	17,600	950	835	750	665	580	495	410	325	3,510	495
17,600	17,700	960	840	755	670	585	505	420	335	3,550	501
17,700	17,800	975	845	765	680	595	510	425	340	3,580	508
17,800	17,900	985	855	770	685	600	515	430	345	3,620	514
17,900	18,000	1,000	860	775	690	605	520	435	355	3,650	521
18,000	18,100	1,010	865	780	695	615	530	445	360	3,690	527
18,100	18,200	1,025	875	790	705	620	535	450	365	3,720	533
18,200	18,300	1,040	880	795	710	625	540	455	370	3,760	540
18,300	18,400	1,050	885	800	715	630	550	465	380	3,790	546
18,400	18,500	1,065	895	810	725	640	555	470	385	3,830	553
18,500	18,600	1,080	910	815	730	645	560	480	395	3,860	559
18,600	18,700	1,095	925	825	740	655	570	485	400	3,900	565
18,700	18,800	1,110	940	830	745	660	575	490	405	3,930	572
18,800	18,900	1,125	955	835	755	670	585	500	415	3,970	578
18,900	19,000	1,135	970	845	760	675	590	505	420	4,000	585
19,000	19,100	1,150	985	850	765	680	600	515	430	4,040	591
19,100	19,200	1,165	995	860	775	690	605	520	435	4,070	597
19,200	19,300	1,180	1,010	865	780	695	610	530	445	4,100	604
19,300	19,400	1,195	1,025	875	790	705	620	535	450	4,140	610
19,400	19,500	1,210	1,040	880	795	710	625	540	460	4,170	617
19,500	19,600	1,225	1,055	885	805	720	635	550	465	4,210	623
19,600	19,700	1,240	1,070	900	810	725	640	555	470	4,240	629
19,700	19,800	1,255	1,085	915	815	735	650	565	480	4,280	636
19,800	19,900	1,265	1,100	930	825	740	655	570	485	4,310	642
19,900	20,000	1,280	1,110	945	830	745	665	580	495	4,340	649
20,000	20,100	1,295	1,125	960	840	755	670	585	500	4,380	655
20,100	20,200	1,310	1,140	970	845	760	675	595	510	4,410	661
20,200	20,300	1,325	1,155	985	855	770	685	600	515	4,450	668
20,300	20,400	1,340	1,170	1,000	860	775	690	605	525	4,480	674
20,400	20,500	1,355	1,185	1,015	870	785	700	615	530	4,510	681
20,500	20,600	1,370	1,200	1,030	875	790	705	620	535	4,550	687
20,600	20,700	1,380	1,215	1,045	880	800	715	630	545	4,580	693
20,700	20,800	1,395	1,230	1,060	890	805	720	635	550	4,620	700
20,800	20,900	1,410	1,240	1,075	905	810	730	645	560	4,650	706
20,900	21,000	1,425	1,255	1,085	920	820	735	650	565	4,690	713
21,000	21,100	1,440	1,270	1,100	935	825	740	660	575	4,720	719
21,100	21,200	1,455	1,285	1,115	945	835	750	665	580	4,750	725
21,200	21,300	1,470	1,300	1,130	960	840	755	670	585	4,790	732
21,300	21,400	1,485	1,315	1,145	975	850	765	680	595	4,820	738
21,400	21,500	1,495	1,330	1,160	990	855	770	685	600	4,860	745
21,500	21,600	1,510	1,345	1,175	1,005	860	780	695	610	4,890	751
21,600	21,700	1,525	1,355	1,190	1,020	870	785	700	615	4,930	757
21,700	21,800	1,540	1,370	1,205	1,035	875	790	710	625	4,950	764
21,800	21,900	1,555	1,385	1,215	1,050	885	800	715	630	4,970	770
21,900	22,000	1,570	1,400	1,230	1,065	895	805	720	640	4,990	777

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙
与等の金額		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,585	1,415	1,245	1,075	910	815	730	645	5,020	783
22,100	22,200	1,600	1,430	1,260	1,090	920	820	735	650	5,040	789
22,200	22,300	1,615	1,445	1,275	1,105	935	830	745	660	5,060	796
22,300	22,400	1,625	1,460	1,290	1,120	950	835	750	665	5,080	802
22,400	22,500	1,640	1,470	1,305	1,135	965	845	760	675	5,110	809
22,500	22,600	1,655	1,485	1,320	1,150	980	850	765	680	5,130	815
22,600	22,700	1,670	1,500	1,330	1,165	995	855	775	690	5,150	821
22,700	22,800	1,685	1,515	1,345	1,180	1,010	865	780	695	5,180	828
22,800	22,900	1,700	1,530	1,360	1,190	1,025	870	785	705	5,200	834
22,900	23,000	1,715	1,545	1,375	1,205	1,040	880	795	710	5,220	841
23,000	23,100	1,730	1,560	1,390	1,220	1,050	885	800	715	5,240	847
23,100	23,200	1,740	1,575	1,405	1,235	1,065	895	810	725	5,270	853
23,200	23,300	1,755	1,590	1,420	1,250	1,080	910	815	730	5,290	860
23,300	23,400	1,770	1,600	1,435	1,265	1,095	925	825	740	5,310	866
23,400	23,500	1,785	1,615	1,445	1,280	1,110	940	830	745	5,340	873
23,500	23,600	1,800	1,630	1,460	1,295	1,125	955	840	755	5,360	879
23,600	23,700	1,815	1,645	1,475	1,305	1,140	970	845	760	5,400	885
23,700	23,800	1,830	1,660	1,490	1,320	1,155	985	850	765	5,440	892
23,800	23,900	1,845	1,675	1,505	1,335	1,165	1,000	860	775	5,490	898
23,900	24,000	1,855	1,690	1,520	1,350	1,180	1,015	865	780	5,530	905
24,000	24,100	1,870	1,705	1,535	1,365	1,195	1,025	875	790	5,570	911
24,100	24,200	1,885	1,715	1,550	1,380	1,210	1,040	880	795	5,610	917
24,200	24,300	1,900	1,730	1,565	1,395	1,225	1,055	890	805	5,650	924
24,300	24,400	1,915	1,745	1,575	1,410	1,240	1,070	900	810	5,700	930
24,400	24,500	1,930	1,760	1,590	1,425	1,255	1,085	915	820	5,740	937
24,500	24,600	1,945	1,775	1,605	1,435	1,270	1,100	930	825	5,780	943
24,600	24,700	1,960	1,790	1,620	1,450	1,280	1,115	945	830	5,820	949
24,700	24,800	1,975	1,805	1,635	1,465	1,295	1,130	960	840	5,860	956
24,800	24,900	1,985	1,820	1,650	1,480	1,310	1,140	975	845	5,900	962
24,900	25,000	2,000	1,830	1,665	1,495	1,325	1,155	990	855	5,950	969
25,000	25,100	2,015	1,845	1,680	1,510	1,340	1,170	1,000	860	5,990	975
25,100	25,200	2,030	1,860	1,690	1,525	1,355	1,185	1,015	870	6,030	982
25,200	25,300	2,045	1,875	1,705	1,540	1,370	1,200	1,030	875	6,070	989
25,300	25,400	2,060	1,890	1,720	1,550	1,385	1,215	1,045	885	6,110	997
25,400	25,500	2,075	1,905	1,735	1,565	1,400	1,230	1,060	890	6,160	1,004
25,500	25,600	2,090	1,920	1,750	1,580	1,410	1,245	1,075	905	6,200	1,011
25,600	25,700	2,100	1,935	1,765	1,595	1,425	1,255	1,090	920	6,240	1,018
25,700	25,800	2,115	1,950	1,780	1,610	1,440	1,270	1,105	935	6,280	1,025
25,800	25,900	2,130	1,960	1,795	1,625	1,455	1,285	1,115	950	6,320	1,033
25,900	26,000	2,145	1,975	1,805	1,640	1,470	1,300	1,130	965	6,360	1,040
26,000	26,100	2,160	1,990	1,820	1,655	1,485	1,315	1,145	975	6,410	1,047
26,100	26,200	2,175	2,005	1,835	1,665	1,500	1,330	1,160	990	6,450	1,054
26,200	26,300	2,190	2,020	1,850	1,680	1,515	1,345	1,175	1,005	6,490	1,061
26,300	26,400	2,205	2,035	1,865	1,695	1,525	1,360	1,190	1,020	6,530	1,069
26,400	26,500	2,215	2,050	1,880	1,710	1,540	1,375	1,205	1,035	6,570	1,076
26,500	26,600	2,230	2,065	1,895	1,725	1,555	1,385	1,220	1,050	6,620	1,083
26,600	26,700	2,245	2,075	1,910	1,740	1,570	1,400	1,230	1,065	6,660	1,090
26,700	26,800	2,260	2,090	1,925	1,755	1,585	1,415	1,245	1,080	6,700	1,097
26,800	26,900	2,275	2,105	1,935	1,770	1,600	1,430	1,260	1,090	6,740	1,105
26,900	27,000	2,290	2,120	1,950	1,785	1,615	1,445	1,275	1,105	6,780	1,112

(六)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙	
		扶養親族等の数										
与等の金額		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	税額	税額	
以上	未満	税額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
27,000	27,100	2,305	2,135	1,965	1,795	1,630	1,460	1,290	1,120	6,820	1,119	
27,100	27,200	2,320	2,150	1,980	1,810	1,640	1,475	1,305	1,135	6,870	1,126	
27,200	27,300	2,335	2,165	1,995	1,825	1,655	1,490	1,320	1,150	6,910	1,133	
27,300	27,400	2,345	2,180	2,010	1,840	1,670	1,500	1,335	1,165	6,950	1,141	
27,400	27,500	2,360	2,190	2,025	1,855	1,685	1,515	1,350	1,180	6,990	1,148	
27,500	27,600	2,375	2,205	2,040	1,870	1,700	1,530	1,360	1,195	7,030	1,155	
27,600	27,700	2,390	2,220	2,050	1,885	1,715	1,545	1,375	1,205	7,080	1,162	
27,700	27,800	2,405	2,235	2,065	1,900	1,730	1,560	1,390	1,220	7,120	1,169	
27,800円		2,410	2,245	2,075	1,905	1,735	1,565	1,400	1,230	7,160	1,177	
27,800円を超え 32,500円に満た ない金額		27,800円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の15.2%に相当する金額を加算した金額								7,160円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額	1,177円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の13%に相当する金額を加算した金額	
32,500円		円 3,125	円 2,960	円 2,790	円 2,620	円 2,450	円 2,280	円 2,115	円 1,945		円 1,788	
32,500円を超え 58,500円に満た ない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の22.8%に相当する金額を加算した金額									1,788円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の17%に相当する金額を加算した金額	
58,500円		円 9,055	円 8,890	円 8,720	円 8,550	円 8,380	円 8,210	円 8,045	円 7,875		円 6,208	
58,500円を超え 94,000円に満た ない金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の30.4%に相当する金額を加算した金額									6,208円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額	
94,000円		円 19,845	円 19,680	円 19,510	円 19,340	円 19,170	円 19,000	円 18,835	円 18,665	円 14,728		
94,000円を超え る金額		94,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								14,728円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額		

(七)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数							乙	丙	
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人			7 人
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに85円を控除した金額								従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに85円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	-	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに85円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定銭)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに85円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数								乙	
4 人		5 人		6 人		7 人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除 後 の 給 与 等 の 金 額								以上	未 満
以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
195	千円未満	228	千円未満	259	千円未満	289	千円未満		
195	219	228	254	259	288	289	322		
219	248	254	286	288	324	322	363		
248	485	286	508	324	532	363	556		
485	526	508	552	532	580	556	605	277	千円未満
526	577	552	605	580	632	605	660		
577	635	605	665	632	694	660	724		
635	807	665	829	694	853	724	877		
807	875	829	901	853	927	877	954	277	506
875	958	901	987	927	1,015	954	1,044		
958	1,058	987	1,090	1,015	1,122	1,044	1,154		
1,058	1,402	1,090	1,427	1,122	1,451	1,154	1,476		
1,402	1,526	1,427	1,553	1,451	1,580	1,476	1,607	506	559
1,526	1,674	1,553	1,703	1,580	1,733	1,607	1,762		
1,674	1,854	1,703	1,886	1,733	1,919	1,762	1,951		
1,854	2,217	1,886	2,242	1,919	2,267	1,951	2,293	559	900
2,217	2,531	2,242	2,559	2,267	2,588	2,293	2,616		
2,531	2,947	2,559	2,980	2,588	3,014	2,616	3,047		
2,947	千円以上	2,980	千円以上	3,014	千円以上	3,047	千円以上	900	千円以上

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額から控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めらる。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当すると告書）に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、（四）に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (第百八十六条関係)

賞与の金額に 乗ずべき率	甲							
	扶		養		親		族	
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	前月の社会保険料控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満
0	65	千円未満	89	千円未満	123	千円未満	159	千円未満
2	65	71	89	98	123	140	159	180
4	71	77	98	115	140	248	180	248
6	77	86	115	413	248	437	248	461
8	86	423	413	448	437	474	461	500
10	423	462	448	490	474	518	500	546
12	462	509	490	540	518	573	546	605
14	509	716	540	739	573	762	605	784
16	716	774	739	798	762	823	784	848
18	774	842	798	871	823	900	848	929
20	842	931	871	963	900	994	929	1,026
22	931	1,303	963	1,328	994	1,353	1,026	1,377
24	1,303	1,419	1,328	1,445	1,353	1,472	1,377	1,499
26	1,419	1,556	1,445	1,586	1,472	1,615	1,499	1,644
28	1,556	1,723	1,586	1,756	1,615	1,788	1,644	1,821
30	1,723	2,117	1,756	2,142	1,788	2,167	1,821	2,192
32	2,117	2,416	2,142	2,445	2,167	2,473	2,192	2,502
35	2,416	2,814	2,445	2,847	2,473	2,880	2,502	2,914
38	2,814 千円以上		2,847 千円以上		2,880 千円以上		2,914 千円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生
きは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申
した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた
(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合
与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によ
を含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている
除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年三月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、平成十一年分以後の所得税については、なお従前の例による。

第三条 居住者の平成十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、新法第百四条第一項(予定納税額の納付)の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額
イ その者の平成十年分の課税総所得金額につき、新法第二編第三章(税額の計算)及び第四章(税額の計算の特例)の規定を適用して計算した場合における所得税の額当該課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、この法律による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第百四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれら

の金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第

二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。

口 その者の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成十年法律第一号)第

三条(特別減税の額の控除)の規定の適用がないものとした場合における平成十年分の課税総所得金額に係る所得税の額当該課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれら

の所得のうち一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得がある場合には、これら

の所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額を控除した額

2 非居住者の平成十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、前項の規定に準じて計算したところによる。

(平成十一年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第四条 平成十一年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は第百四十一条第一項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)(これらの規定を新法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧法第二編第三章第一節(税率)又は第百六十五条(非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定を適用して計算した所得税の額による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)
第五条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第一から別表第四までは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき新法第百八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

取義務)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)
第七条 施行日前に平成十一年分の所得税につき旧法第百二十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同

年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができ

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)
第八条 平成十一年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第百九十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき新法第二百二条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額を超えるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に

対し、その超える金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の平成十一年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一十一条第一号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九条から第二百一十一条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当する日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(政令への委任)

第九條 附則第一條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(納税者番号制度の導入等)

第十條 利子所得、配当所得、株式等の譲渡による所得等に対する所得税の分離課税の廃止及び納税者番号制度の導入のための法制の整備を平

成十四年三月三十一日までにを行うものとする。

理由

最近における我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、今後の我が国の経済の活力を高める等のための抜本的な税制改革を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、個人所得課税について、納税者番号制度の導入による総合課税の推進、各種控除の見直し等による課税ベースの拡大を図りつつ税率の引下げを行うという抜本的な税制改革の方向に沿つて、その一環として、所得税の負担の軽減を図るため、税率の引下げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平年度約四兆円の見込みである。

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律

(児童手当法の一部改正)

第一條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

子育て支援手当法

目次中「第一條—第三條」を「第一條—第二條」に、「第二章 児童手当の支給(第四條—第十七條)」を「第二章 児童手当の支給等(第二條—第十七條)」を「第二章 子育て継続手

当の支給(第十七條の三—第十七條の八)」に改

める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、子育てに係る経済的負担を軽減するため児童を養育している者等に対し子育て支援手当を支給すること等により、次代の社会を担う児童等を育てている家庭における生活の安定に寄与することを目的とする。

第二條を削る。

第三條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「子育て支援手当」とは、児童手当及び子育て継続手当をいう。

第三條を第二條とする。

「第二章 児童手当の支給」を「第二章 児童手当の支給等」に改める。

第二章中第四條の前の見出しの前に次の一條を加える。

(趣旨及び受給者の責務)

第三條 児童手当は、児童を養育している家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを旨として支給するものとする。

2 児童手当の支給を受けた者は、これを前項の趣旨に従つて用いなければならない。

第四條第一項第一号を次のように改める。

一 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

第四條第一項第二号中「支給要件児童」を「児童」に改め、同項第三号ただし書を削る。

第五條第一項を次のように改める。

児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の地方税法(昭和二十五

年法律第二百二十六号)第二百九十二條に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものであること(以下この条において「生計維持児童」という。)の有無及び数に応じ、それぞれ次の各号に定める額以上であるときは、支給しない。

一 その者の扶養親族等及び生計維持児童がない場合 八百七十二万円

二 その者の扶養親族等又は生計維持児童がある場合 八百七十二万円に当該扶養親族等又は生計維持児童一人につき三十万円(当該扶養親族等が地方税法第三百四條の二第一項第十号に規定する老人控除対象配偶者(以下「老人控除対象配偶者」という。)又は同項第十一号に規定する老人扶養親族(以下「老人扶養親族」という。)であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき三十六万円)を加算した額

第六條第一項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 児童手当の支給要件に該当する者(以下「児童手当の受給資格者」という。)に係る児童が一人又は二人いる場合(第三号に掲げる場合を除く。) 一百万円に当該児童の数

を乗じて得た額

二 児童手当の受給資格者に係る児童が三人以上いる場合(第三号に掲げる場合を除く。)、二万円に当該児童の数を乗じて得た額から、二万円を控除して得た額

三 児童手当の受給資格者が、第十七条の六の規定により子育て継続手当の支給を受けている場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 児童手当の受給資格者に係る第十七条の三第一項に規定する子育て継続手当支給要件者が一人いる場合 二万円に児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額

ロ 児童手当の受給資格者に係る第十七条の三第一項に規定する子育て継続手当支給要件者が二人以上いる場合 二万円に児童の数を乗じて得た額

第七条第一項、第八条第一項から第三項までの規定及び第十条中「受給資格者」を「児童手当の受給資格者」に改める。

第十二条中「支給要件児童」を「児童」に改める。

第十七条第一項中「以下「公務員」という。」を削る。

第二章中第十七条の次に次の一条を加える。

(児童育成事業)

第十七条の二 政府は、児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童育成事業(育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者)に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業をいう。以下同じ。を行うことがで

きる。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 子育て継続手当の支給(支給要件)

第十七条の三 子育て継続手当は、十八歳に達する日以後の最初の四月一日から二十三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者のうち政令で定めるところにより計算した所得の額が政令で定める額以下のもの(以下「子育て継続手当支給要件者」という。)

の生計を維持するその父、母その他の親族が日本国内に住所を有するときに支給する。

2 子育て継続手当は、前項の親族の前年の所得(一月から五月までの月分の子育て継続手当については、前々年の所得とする。)が、その者の扶養親族等及び同項の親族の扶養親族等でない児童で同項の親族が前年の十二月三十一日において生計を維持したもの(以下この条において「生計維持児童」という。)の有無及び数に応じ、それぞれ次の各号に定める額以上であるときは、支給しない。

一 その者の扶養親族等及び生計維持児童がない場合 八百七十二万円

二 その者の扶養親族等又は生計維持児童がある場合 八百七十二万円に当該扶養親族等又は生計維持児童一人につき三十万円(当該扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき三十六万円)を加算した額

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(子育て継続手当の額)

第十七条の四 子育て継続手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 子育て継続手当の支給要件に該当する者(以下「子育て継続手当の受給資格者」という。)に係る子育て継続手当支給要件者が一人又は二人である場合 一万円に当該子育て継続手当支給要件者の数を乗じて得た額

二 子育て継続手当の受給資格者に係る子育て継続手当支給要件者が三人以上である場合 二万円に当該子育て継続手当支給要件者の数を乗じて得た額から、二万円を控除して得た額

2 第六条第二項の規定は、前項の額について準用する。

(認定)

第十七条の五 子育て継続手当の受給資格者は、子育て継続手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子育て継続手当の額について、住所地の市町村長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子育て継続手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給)

第十七条の六 市町村長は、前条の認定をした子育て継続手当の受給資格者に対し、子育て継続手当を支給する。

(準用)

第十七条の七 第八条第二項から第四項まで及び

び第九条から第十六条までの規定は、子育て継続手当の支給及び支払について準用する。

(公務員に関する特例)

第十七条の八 第十七条第一項の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)については、この章の規定を適用する場合においては、第十七条の五第一項中「住所地の市町村長」とあり、第十七条の六及び前条において準用する第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第十七条の五第一項の認定を受けた者については、前条において準用する第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第十八条の見出し中「児童手当」を「子育て支援手当」に改め、同条第一項を次のように改める。

子育て支援手当の支給に要する費用(公務員に対する子育て支援手当の支給に要する費用を除く)は、その百分の九十九に相当する額を国庫が負担し、その百分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

第十八条第二項を削り、同条第三項中「児童手当」を「子育て支援手当」に、「前条第一項」を「第十七条第一項」に、「の認定」を「の認

定及び前条第一項の規定によつて読み替えられる第十七条の五の認定」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「児童手当」を「子育て支援手当」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第十九条第一項を削り、同条第二項中「第八条第一項」を「第八条第一項及び第十七条の六」に、「児童手当」を「子育て支援手当」に改め、同項を同条とする。

第二十條第一項中「被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九條の二に規定する」を削る。

第二十一條第二項中「被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九條の二に規定する」及び「次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率」を削り、同条第三項中「事業費充当額相当率」を「提出金率」に改める。

第二十三條第一項及び第二項中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に改める。
第二十五條中「児童手当」を「児童手当若しくは子育て継続手当」に改める。

第二十六條第一項中「前年」を「その者の前年」に改め、「及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別」を削り、同条第二項中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に、「前項」を「第一項又は第二項」に改め、「認定をする者」の下に「及び第十七條の八第一項の規定によつて読み替えられる第十七條の五の認定をする者」を加え、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十七條の六の規定により子育て継続手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、市町村長に対し、その者及びその者に係る子育て継続手当支給要件者の前年の所得の状況を届け出なければならない。

第二十七條第一項中「受給資格者」を「児童手当の受給資格者又は子育て継続手当の受給資格者」に、「児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分」を「及び児童手当又は子育て継続手当の額」に改める。

第二十八條中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に、「受給資格者の資産」を「児童手当の受給資格者、子育て継続手当の受給資格者又は子育て継続手当支給要件者の資産」に、「受給資格者の雇用主」を「児童手当の受給資格者、子育て継続手当の受給資格者若しくは子育て継続手当支給要件者の雇用主」に改める。

第二十九條中「認定をする者」の下に「及び第十七條の八第一項の規定によつて読み替えられる第十七條の五の認定をする者」を加え、「児童手当」を「子育て支援手当」に改める。

第二十九條の二を削る。
第三十一條中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に改める。
附則第四條から第六條までを次のように改める。

第四條から第六條まで 削除
(所得税法の一部改正)
第二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三十一号イ中「扶養親族」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の三を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の三 控除対象扶養親族 老人扶養親族及び障害者である扶養親族をいう。

第七十九條第二項、第八十三條第二項及び第八十三條の二第一項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第八十四條第一項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に、「その扶養親族」を「その控除対象扶養親族」に改め、「その者が特定扶養親族である場合には五十八万円とし、」を削り、「四十八万円とする。」を、「四十八万円」に改め、同条第二項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第八十五條の見出し中「扶養親族等」を「控除対象扶養親族等」に改め、同条第一項ただし書及び第二項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同条第三項中「特定扶養親族」を削り、「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同条第四項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第八十五條第一項第一号及び第二号、第八十六條第一項第一号及び第二項第一号、第八十七條並びに第九十條第二号ハ中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第九十四條第一項第三号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同項第五号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改

め、「特定扶養親族又は」を削り、同項第六号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第九十五條第一項第二号及び第三号並びに第三項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第二百三條の三第一号中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改め、同号ホ中「申告書に扶養親族」を「申告書に控除対象扶養親族」に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に改め、「特定扶養親族又は」及び「特定扶養親族については五万円とし、」を削り、「四万円とする。」を「四万円」に、「その扶養親族」を「その控除対象扶養親族」に改め、同号ヘ中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同条第二号中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改める。

第二百三條の五の見出し中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改め、同条第一項第四号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、「特定扶養親族又は」を削り、同項第五号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同条第四項中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改める。

第二百三條の六中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改める。
別表第二中「淋瀝瀝瀝瀝」を「淋瀝瀝瀝瀝瀝瀝瀝瀝瀝」に、「淋瀝瀝瀝瀝」を「淋瀝瀝瀝瀝瀝瀝瀝瀝瀝」に改める。
別表第三を次のように改める。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第八十五条関係）

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		控除対象扶養親族等の数									
与等の金額		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	税額	税額
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与等の金額の5%に相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	160	0
2,950	3,000	10	0	0	0	0	0	0	0	160	0
3,000	3,050	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,050	3,100	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,100	3,150	20	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,150	3,200	25	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,200	3,250	30	0	0	0	0	0	0	0	180	0
3,250	3,300	35	0	0	0	0	0	0	0	180	0
3,300	3,400	40	0	0	0	0	0	0	0	190	0
3,400	3,500	45	0	0	0	0	0	0	0	190	0
3,500	3,600	55	0	0	0	0	0	0	0	200	0
3,600	3,700	65	0	0	0	0	0	0	0	200	0
3,700	3,800	70	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,800	3,900	80	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,900	4,000	85	5	0	0	0	0	0	0	220	0
4,000	4,100	95	10	0	0	0	0	0	0	220	0
4,100	4,200	105	20	0	0	0	0	0	0	230	0
4,200	4,300	110	25	0	0	0	0	0	0	240	0
4,300	4,400	120	35	0	0	0	0	0	0	250	0
4,400	4,500	125	45	0	0	0	0	0	0	260	0
4,500	4,600	135	50	0	0	0	0	0	0	260	0
4,600	4,700	140	55	0	0	0	0	0	0	270	0
4,700	4,800	145	60	0	0	0	0	0	0	280	0
4,800	4,900	150	65	0	0	0	0	0	0	290	0
4,900	5,000	155	70	0	0	0	0	0	0	290	0
5,000	5,100	160	75	0	0	0	0	0	0	300	0
5,100	5,200	165	80	0	0	0	0	0	0	310	0
5,200	5,300	170	85	0	0	0	0	0	0	320	0
5,300	5,400	175	90	5	0	0	0	0	0	320	0
5,400	5,500	180	95	10	0	0	0	0	0	330	4
5,500	5,600	185	100	15	0	0	0	0	0	340	12
5,600	5,700	190	105	25	0	0	0	0	0	350	20
5,700	5,800	200	115	30	0	0	0	0	0	350	28
5,800	5,900	205	120	35	0	0	0	0	0	360	36
5,900	6,000	210	125	40	0	0	0	0	0	370	44
6,000	6,100	215	130	45	0	0	0	0	0	380	52
6,100	6,200	220	135	50	0	0	0	0	0	380	60
6,200	6,300	225	140	55	0	0	0	0	0	390	67
6,300	6,400	230	145	60	0	0	0	0	0	400	72
6,400	6,500	235	150	70	0	0	0	0	0	410	76
6,500	6,600	240	160	75	0	0	0	0	0	410	81
6,600	6,700	250	165	80	0	0	0	0	0	420	86
6,700	6,800	255	170	85	0	0	0	0	0	430	91
6,800	6,900	260	175	90	5	0	0	0	0	440	96
6,900	7,000	265	180	95	10	0	0	0	0	450	101

(二)

その日の社会保 除料控除後の給 与等の金額		甲 控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	270	185	100	15	0	0	0	0	470	107
7,100	7,200	275	190	105	20	0	0	0	0	500	112
7,200	7,300	280	195	115	30	0	0	0	0	520	118
7,300	7,400	285	205	120	35	0	0	0	0	540	123
7,400	7,500	295	210	125	40	0	0	0	0	570	129
7,500	7,600	300	215	130	45	0	0	0	0	590	135
7,600	7,700	305	220	135	50	0	0	0	0	620	140
7,700	7,800	310	225	140	55	0	0	0	0	650	146
7,800	7,900	315	230	145	60	0	0	0	0	670	151
7,900	8,000	320	235	150	65	0	0	0	0	700	157
8,000	8,100	325	240	155	75	0	0	0	0	730	163
8,100	8,200	330	245	165	80	0	0	0	0	750	168
8,200	8,300	340	255	170	85	0	0	0	0	780	174
8,300	8,400	345	260	175	90	5	0	0	0	810	179
8,400	8,500	350	265	180	95	10	0	0	0	830	185
8,500	8,600	355	270	185	100	15	0	0	0	860	191
8,600	8,700	360	275	190	105	20	0	0	0	880	196
8,700	8,800	365	280	195	110	30	0	0	0	910	202
8,800	8,900	370	285	200	120	35	0	0	0	940	207
8,900	9,000	375	290	210	125	40	0	0	0	960	213
9,000	9,100	380	300	215	130	45	0	0	0	990	219
9,100	9,200	390	305	220	135	50	0	0	0	1,020	224
9,200	9,300	395	310	225	140	55	0	0	0	1,040	230
9,300	9,400	400	315	230	145	60	0	0	0	1,070	235
9,400	9,500	405	320	235	150	65	0	0	0	1,100	241
9,500	9,600	410	325	240	155	70	0	0	0	1,120	247
9,600	9,700	415	330	245	160	80	0	0	0	1,150	252
9,700	9,800	420	335	255	170	85	0	0	0	1,170	258
9,800	9,900	425	345	260	175	90	5	0	0	1,200	263
9,900	10,000	435	350	265	180	95	10	0	0	1,230	269
10,000	10,100	440	355	270	185	100	15	0	0	1,250	275
10,100	10,200	445	360	275	190	105	25	0	0	1,280	280
10,200	10,300	450	365	285	200	115	30	0	0	1,310	286
10,300	10,400	460	375	290	205	120	35	0	0	1,330	291
10,400	10,500	465	380	295	210	125	40	0	0	1,360	297
10,500	10,600	470	385	300	215	135	50	0	0	1,390	303
10,600	10,700	475	395	310	225	140	55	0	0	1,410	308
10,700	10,800	485	400	315	230	145	60	0	0	1,440	314
10,800	10,900	490	405	320	235	150	70	0	0	1,470	319
10,900	11,000	495	410	325	245	160	75	0	0	1,490	325
11,000	11,100	505	420	335	250	165	80	0	0	1,520	331
11,100	11,200	510	425	340	255	170	85	0	0	1,540	336
11,200	11,300	515	430	345	260	180	95	10	0	1,570	342
11,300	11,400	520	435	355	270	185	100	15	0	1,600	347
11,400	11,500	530	445	360	275	190	105	20	0	1,630	353
11,500	11,600	535	450	365	280	195	110	30	0	1,650	359
11,600	11,700	540	455	370	290	205	120	35	0	1,670	364
11,700	11,800	550	465	380	295	210	125	40	0	1,680	370
11,800	11,900	555	470	385	300	215	130	45	0	1,700	375
11,900	12,000	560	475	390	305	220	140	55	0	1,720	381

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲 控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	565	480	400	315	230	145	60	0	1,740	387
12,100	12,200	575	490	405	320	235	150	65	0	1,760	392
12,200	12,300	580	495	410	325	240	155	75	0	1,780	398
12,300	12,400	585	500	415	330	250	165	80	0	1,800	403
12,400	12,500	590	510	425	340	255	170	85	0	1,810	409
12,500	12,600	600	515	430	345	260	175	90	5	1,830	415
12,600	12,700	605	520	435	350	265	185	100	15	1,840	420
12,700	12,800	610	525	445	360	275	190	105	20	1,860	426
12,800	12,900	620	535	450	365	280	195	110	25	1,880	431
12,900	13,000	625	540	455	370	285	200	115	35	1,890	437
13,000	13,100	630	545	460	375	295	210	125	40	1,920	443
13,100	13,200	635	555	470	385	300	215	130	45	1,950	448
13,200	13,300	645	560	475	390	305	220	135	50	1,990	454
13,300	13,400	650	565	480	395	310	230	145	60	2,020	459
13,400	13,500	655	570	485	405	320	235	150	65	2,060	465
13,500	13,600	665	580	495	410	325	240	155	70	2,090	471
13,600	13,700	670	585	500	415	330	245	160	80	2,130	476
13,700	13,800	675	590	505	420	340	255	170	85	2,170	482
13,800	13,900	680	595	515	430	345	260	175	90	2,200	489
13,900	14,000	690	605	520	435	350	265	180	95	2,240	495
14,000	14,100	695	610	525	440	355	270	190	105	2,270	501
14,100	14,200	700	615	530	450	365	280	195	110	2,310	508
14,200	14,300	710	625	540	455	370	285	200	115	2,340	514
14,300	14,400	715	630	545	460	375	290	205	125	2,380	521
14,400	14,500	720	635	550	465	380	300	215	130	2,410	527
14,500	14,600	725	640	560	475	390	305	220	135	2,450	533
14,600	14,700	735	650	565	480	395	310	225	140	2,480	540
14,700	14,800	740	655	570	485	400	315	235	150	2,520	546
14,800	14,900	745	660	575	490	410	325	240	155	2,560	553
14,900	15,000	750	670	585	500	415	330	245	160	2,590	559
15,000	15,100	760	675	590	505	420	335	250	165	2,630	565
15,100	15,200	765	680	595	510	425	345	260	175	2,660	572
15,200	15,300	770	685	605	520	435	350	265	180	2,700	578
15,300	15,400	780	695	610	525	440	355	270	185	2,730	585
15,400	15,500	785	700	615	530	445	360	275	195	2,770	591
15,500	15,600	790	705	620	535	455	370	285	200	2,800	597
15,600	15,700	795	715	630	545	460	375	290	205	2,840	604
15,700	15,800	805	720	635	550	465	380	295	210	2,870	610
15,800	15,900	810	725	640	555	470	390	305	220	2,910	617
15,900	16,000	815	730	645	565	480	395	310	225	2,940	623
16,000	16,100	825	740	655	570	485	400	315	230	2,980	629
16,100	16,200	830	745	660	575	490	405	320	240	3,020	636
16,200	16,300	835	750	665	580	500	415	330	245	3,050	642
16,300	16,400	840	755	675	590	505	420	335	250	3,090	649
16,400	16,500	850	765	680	595	510	425	340	255	3,120	655
16,500	16,600	855	770	685	600	515	430	350	265	3,160	661
16,600	16,700	860	775	690	610	525	440	355	270	3,190	668
16,700	16,800	870	785	700	615	530	445	360	275	3,230	674
16,800	16,900	875	790	705	620	535	450	365	285	3,260	681
16,900	17,000	880	795	710	625	540	460	375	290	3,300	687

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲 控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	885	800	720	635	550	465	380	295	3,330	693
17,100	17,200	895	810	725	640	555	470	385	300	3,370	700
17,200	17,300	910	815	730	645	560	475	395	310	3,400	706
17,300	17,400	925	820	735	650	570	485	400	315	3,440	713
17,400	17,500	935	830	745	660	575	490	405	320	3,480	719
17,500	17,600	950	835	750	665	580	495	410	325	3,510	725
17,600	17,700	960	840	755	670	585	505	420	335	3,550	732
17,700	17,800	975	845	765	680	595	510	425	340	3,580	738
17,800	17,900	985	855	770	685	600	515	430	345	3,620	745
17,900	18,000	1,000	860	775	690	605	520	435	355	3,650	751
18,000	18,100	1,010	865	780	695	615	530	445	360	3,690	757
18,100	18,200	1,025	875	790	705	620	535	450	365	3,720	764
18,200	18,300	1,040	880	795	710	625	540	455	370	3,760	770
18,300	18,400	1,050	885	800	715	630	550	465	380	3,790	777
18,400	18,500	1,065	895	810	725	640	555	470	385	3,830	783
18,500	18,600	1,080	910	815	730	645	560	480	395	3,860	789
18,600	18,700	1,095	925	825	740	655	570	485	400	3,900	796
18,700	18,800	1,110	940	830	745	660	575	490	405	3,930	802
18,800	18,900	1,125	955	835	755	670	585	500	415	3,970	809
18,900	19,000	1,135	970	845	760	675	590	505	420	4,000	815
19,000	19,100	1,150	985	850	765	680	600	515	430	4,040	821
19,100	19,200	1,165	995	860	775	690	605	520	435	4,070	828
19,200	19,300	1,180	1,010	865	780	695	610	530	445	4,100	834
19,300	19,400	1,195	1,025	875	790	705	620	535	450	4,140	841
19,400	19,500	1,210	1,040	880	795	710	625	540	460	4,170	847
19,500	19,600	1,225	1,055	885	805	720	635	550	465	4,210	853
19,600	19,700	1,240	1,070	900	810	725	640	555	470	4,240	860
19,700	19,800	1,255	1,085	915	815	735	650	565	480	4,280	866
19,800	19,900	1,265	1,100	930	825	740	655	570	485	4,310	873
19,900	20,000	1,280	1,110	945	830	745	665	580	495	4,340	879
20,000	20,100	1,295	1,125	960	840	755	670	585	500	4,380	885
20,100	20,200	1,310	1,140	970	845	760	675	595	510	4,410	892
20,200	20,300	1,325	1,155	985	855	770	685	600	515	4,450	898
20,300	20,400	1,340	1,170	1,000	860	775	690	605	525	4,480	905
20,400	20,500	1,355	1,185	1,015	870	785	700	615	530	4,510	911
20,500	20,600	1,370	1,200	1,030	875	790	705	620	535	4,550	917
20,600	20,700	1,380	1,215	1,045	880	800	715	630	545	4,580	924
20,700	20,800	1,395	1,230	1,060	890	805	720	635	550	4,620	930
20,800	20,900	1,410	1,240	1,075	905	810	730	645	560	4,650	937
20,900	21,000	1,425	1,255	1,085	920	820	735	650	565	4,690	943
21,000	21,100	1,440	1,270	1,100	935	825	740	660	575	4,720	949
21,100	21,200	1,455	1,285	1,115	945	835	750	665	580	4,750	956
21,200	21,300	1,470	1,300	1,130	960	840	755	670	585	4,790	962
21,300	21,400	1,485	1,315	1,145	975	850	765	680	595	4,820	969
21,400	21,500	1,495	1,330	1,160	990	855	770	685	600	4,860	975
21,500	21,600	1,510	1,345	1,175	1,005	860	780	695	610	4,890	981
21,600	21,700	1,525	1,355	1,190	1,020	870	785	700	615	4,930	988
21,700	21,800	1,540	1,370	1,205	1,035	875	790	710	625	4,950	994
21,800	21,900	1,555	1,385	1,215	1,050	885	800	715	630	4,970	1,001
21,900	22,000	1,570	1,400	1,230	1,065	895	805	720	640	4,990	1,007

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数									
以 上		税 額								税 額	税 額
未 満	以 上	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,585	1,415	1,245	1,075	910	815	730	645	5,020	1,013
22,100	22,200	1,600	1,430	1,260	1,090	920	820	735	650	5,040	1,020
22,200	22,300	1,615	1,445	1,275	1,105	935	830	745	660	5,060	1,026
22,300	22,400	1,625	1,460	1,290	1,120	950	835	750	665	5,080	1,033
22,400	22,500	1,640	1,470	1,305	1,135	965	845	760	675	5,110	1,039
22,500	22,600	1,655	1,485	1,320	1,150	980	850	765	680	5,130	1,045
22,600	22,700	1,670	1,500	1,330	1,165	995	855	775	690	5,150	1,052
22,700	22,800	1,685	1,515	1,345	1,180	1,010	865	780	695	5,180	1,058
22,800	22,900	1,700	1,530	1,360	1,190	1,025	870	785	705	5,200	1,065
22,900	23,000	1,715	1,545	1,375	1,205	1,040	880	795	710	5,220	1,071
23,000	23,100	1,730	1,560	1,390	1,220	1,050	885	800	715	5,240	1,077
23,100	23,200	1,740	1,575	1,405	1,235	1,065	895	810	725	5,270	1,084
23,200	23,300	1,755	1,590	1,420	1,250	1,080	910	815	730	5,290	1,090
23,300	23,400	1,770	1,600	1,435	1,265	1,095	925	825	740	5,310	1,097
23,400	23,500	1,785	1,615	1,445	1,280	1,110	940	830	745	5,340	1,103
23,500	23,600	1,800	1,630	1,460	1,295	1,125	955	840	755	5,360	1,109
23,600	23,700	1,815	1,645	1,475	1,305	1,140	970	845	760	5,400	1,116
23,700	23,800	1,830	1,660	1,490	1,320	1,155	985	850	765	5,440	1,122
23,800	23,900	1,845	1,675	1,505	1,335	1,165	1,000	860	775	5,490	1,129
23,900	24,000	1,855	1,690	1,520	1,350	1,180	1,015	865	780	5,530	1,135
24,000	24,100	1,870	1,705	1,535	1,365	1,195	1,025	875	790	5,570	1,141
24,100	24,200	1,885	1,715	1,550	1,380	1,210	1,040	880	795	5,610	1,148
24,200	24,300	1,900	1,730	1,565	1,395	1,225	1,055	890	805	5,650	1,154
24,300	24,400	1,915	1,745	1,575	1,410	1,240	1,070	900	810	5,700	1,161
24,400	24,500	1,930	1,760	1,590	1,425	1,255	1,085	915	820	5,740	1,167
24,500	24,600	1,945	1,775	1,605	1,435	1,270	1,100	930	825	5,780	1,173
24,600	24,700	1,960	1,790	1,620	1,450	1,280	1,115	945	830	5,820	1,180
24,700	24,800	1,975	1,805	1,635	1,465	1,295	1,130	960	840	5,860	1,186
24,800	24,900	1,985	1,820	1,650	1,480	1,310	1,140	975	845	5,900	1,193
24,900	25,000	2,000	1,830	1,665	1,495	1,325	1,155	990	855	5,950	1,199
25,000	25,100	2,015	1,845	1,680	1,510	1,340	1,170	1,000	860	5,990	1,205
25,100	25,200	2,030	1,860	1,690	1,525	1,355	1,185	1,015	870	6,030	1,214
25,200	25,300	2,045	1,875	1,705	1,540	1,370	1,200	1,030	875	6,070	1,228
25,300	25,400	2,060	1,890	1,720	1,550	1,385	1,215	1,045	885	6,110	1,243
25,400	25,500	2,075	1,905	1,735	1,565	1,400	1,230	1,060	890	6,160	1,257
25,500	25,600	2,090	1,920	1,750	1,580	1,410	1,245	1,075	905	6,200	1,271
25,600	25,700	2,100	1,935	1,765	1,595	1,425	1,255	1,090	920	6,240	1,286
25,700	25,800	2,115	1,950	1,780	1,610	1,440	1,270	1,105	935	6,280	1,300
25,800	25,900	2,130	1,960	1,795	1,625	1,455	1,285	1,115	950	6,320	1,315
25,900	26,000	2,145	1,975	1,805	1,640	1,470	1,300	1,130	965	6,360	1,329
26,000	26,100	2,160	1,990	1,820	1,655	1,485	1,315	1,145	975	6,410	1,343
26,100	26,200	2,175	2,005	1,835	1,665	1,500	1,330	1,160	990	6,450	1,358
26,200	26,300	2,190	2,020	1,850	1,680	1,515	1,345	1,175	1,005	6,490	1,372
26,300	26,400	2,205	2,035	1,865	1,695	1,525	1,360	1,190	1,020	6,530	1,387
26,400	26,500	2,215	2,050	1,880	1,710	1,540	1,375	1,205	1,035	6,570	1,401
26,500	26,600	2,230	2,065	1,895	1,725	1,555	1,385	1,220	1,050	6,620	1,415
26,600	26,700	2,245	2,075	1,910	1,740	1,570	1,400	1,230	1,065	6,660	1,430
26,700	26,800	2,260	2,090	1,925	1,755	1,585	1,415	1,245	1,080	6,700	1,444
26,800	26,900	2,275	2,105	1,935	1,770	1,600	1,430	1,260	1,090	6,740	1,459
26,900	27,000	2,290	2,120	1,950	1,785	1,615	1,445	1,275	1,105	6,780	1,473

(六)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲 控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,305	2,135	1,965	1,795	1,630	1,460	1,290	1,120	6,820	1,487
27,100	27,200	2,320	2,150	1,980	1,810	1,640	1,475	1,305	1,135	6,870	1,502
27,200	27,300	2,335	2,165	1,995	1,825	1,655	1,490	1,320	1,150	6,910	1,516
27,300	27,400	2,345	2,180	2,010	1,840	1,670	1,500	1,335	1,165	6,950	1,531
27,400	27,500	2,360	2,190	2,025	1,855	1,685	1,515	1,350	1,180	6,990	1,545
27,500	27,600	2,375	2,205	2,040	1,870	1,700	1,530	1,360	1,195	7,030	1,559
27,600	27,700	2,390	2,220	2,050	1,885	1,715	1,545	1,375	1,205	7,080	1,574
27,700	27,800	2,405	2,235	2,065	1,900	1,730	1,560	1,390	1,220	7,120	1,588
27,800円		2,410	2,245	2,075	1,905	1,735	1,565	1,400	1,230	7,160	1,603
27,800円を超え 32,500円に満た ない金額	27,800円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の15.2%に相当する金額を加算した金額								7,160円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額	1,603円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の13%に相当する金額を加算した金額	
32,500円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3,125	2,960	2,790	2,620	2,450	2,280	2,115	1,945			2,214
32,500円を超え 58,500円に満た ない金額	32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の22.8%に相当する金額を加算した金額									2,214円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の17%に相当する金額を加算した金額	
58,500円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	9,055	8,890	8,720	8,550	8,380	8,210	8,045	7,875			6,634
58,500円を超え 94,000円に満た ない金額	58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の30.4%に相当する金額を加算した金額									6,634円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額	
94,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	19,845	19,680	19,510	19,340	19,170	19,000	18,835	18,665			15,154
94,000円を超え る金額	94,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									15,154円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額	

(七)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙	
	控除対象扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未	税								税	税
<p>控除対象扶養親族等の数が7人を超える場合には、控除対象扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに85円を控除した金額</p>										<p>従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された控除対象扶養親族等の数に応じ、控除対象扶養親族等1人ごとに85円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額</p>	-

(注) この表において「控除対象扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された控除対象扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された控除対象扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された控除対象扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、控除対象扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、控除対象扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに85円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたときは、控除対象扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、控除対象扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の控除対象扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された控除対象扶養親族等の数に応じ、控除対象扶養親族等1人ごとに85円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四中「淋瀝瀝瀝」を「淋瀝瀝瀝」に、「淋瀝瀝瀝」を「淋瀝瀝瀝」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定並びに附則第二条、第三条第三項及び第四項、第四条、第九条から第十四条まで、第十八条、第十九条並びに第二十一条の規定 平成十一年十月一日
- 二 第二条の規定並びに附則第五条から第八条まで、第十五条から第十七条まで及び第二十条の規定 平成十二年一月一日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の子育て支援手当法(以下「子育て支援手当法」という)の規定は、平成十一年十月以後の月分の児童手当から適用し、同年九月以前の月分の児童手当(同条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という)附則第六条第一項の給付を含む)については、なお従前の例による。

第三条 平成十一年十月一日において児童手当又は子育て継続手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当又は子育て継続手当について子育て支援手当法第七條第一項(子育て支援手当法第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条において同じ)又は第十七條の五第一項(子育て支援手当法第十七條の八第一項の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条において同じ)の規定による認定の請求を現に児童手当の支給を受けている者が子育て継続手当の支給を受けようとするときは、当該児童手当に係る認定の請求を含む)の手続をとることができる。

2 前項の手続をとった者が、平成十一年十月一日において、児童手当又は子育て継続手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当又は子育て継続手当の支給は、子育て支援手当法第八條第二項(子育て支援手当法第十七條の七において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定にかかわらず、同月から始める。

3 平成十一年九月三十日において児童手当の支給を受けていた者(同年十月一日前に第一項の手続をとった者を除く)については、市町村長(特別区の区長を含むものとし、子育て支援手当法第十七條第一項の規定によつて読み替えられる場合においては子育て支援手当法第七條第一項の認定をする者を含む)は、その者が同年十月一日において子育て支援手当法に規定する児童手当の支給要件に該当するときは、その者の請求を待たずにその者に係る子育て支援手当法の規定による児童手当の支給資格及び児童手当の額について子育て支援手当法第七條第一項の認定を行うものとする。この場合において、当該認定に係る児童手当の支給は、同月から始める。

4 平成十一年十月一日において現に児童手当又は子育て継続手当の支給要件に該当している者(同年九月三十日において旧児童手当法に規定する児童手当の支給要件に該当していた者(前項の規定の適用を受ける者を除く)を除く)が、同年十月三十一日までの間に子育て支援手当法第七條第一項又は第十七條の五第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当又は子育て継続手当の支給は、子育て支援手当法第八條第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

第四条 第一条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(控除対象扶養親族の特例)

第五条 平成十二年分以後の所得税についての第二条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という)の適用については、当分の間、新所得税法第二条第一項第三十四号の三に規定する控除対象扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者(同項第二十八号に規定する障害者を除く)を含むものとする。

第六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新所得税法の規定は、平成十二年分以後の所得税については、平成十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第七条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法の第八十三條第一項に規定する給与等(以下この項において「給与等」という)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十四條第一項並びに第九十五條第一項及び第三項の規定は、平成十二年一月一日以後に提出する新所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五條第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

第八条 新所得税法第二百三條の三の規定は、平成十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三條の二に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という)について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三條の五の規定は、平成十二年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する公的年金等の受給者の控除対象扶養親族等(厚生保険特別会計法の一部改正)

第九条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「児童手当」を「子育て支援手当」に改める。

第二条中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改める。

第五条ノ二中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に、「児童手当交付金」を「子育て支援手当交付金」に、「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「児童手当」を「子育て支援手当」に改め、「児童手当及」を削る。

第六条中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に、「児童手当交付金」を「子育て支援手当交付金」に改める。

第八条ノ二第一項及び第二項中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改め、同条第三項中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に、「児童手当交付金」を「子育て支援手当交付金」に改める。

第九条中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改める。

第十一条ノ二第一項中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改め、同条第二項中「児童手当交付金」を「子育て支援手当交付金」に改める。

第十二條第二項及び第十三條中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改める。

第十八條ノ二中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改め、「並ニ児童手当」を削る。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「児童手当」を「子育て支援手当」に改める。

別表第四第二号(二十三)中「児童手当法」を

「子育て支援手当法」に、「受給資格者」を「児童手当の受給資格者又は子育て継続手当の受給資格者」に、「及び児童手当」を「及び児童手当又は子育て継続手当」に、「並びに児童手当」を「並びに児童手当及び子育て継続手当」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第十一条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の二中「児童手当」を「子育て支援手当」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)
第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第七十九号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に改める。

第六条第六十五号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に改め、「児童手当及び」を削る。

第十一条中「児童手当事業」を「児童育成事業」に改める。

第十二条中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に改め、「児童手当及び」を削る。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)
第十三条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「児童手当の」を「子育て支援手当の」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第十四条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「児童手当の」を「子育て支援手当の」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第十五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十四第一項中「同項第三十四号」を「同項第三十四号の三」に、「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同条第二項中「第二項第一項第三十四号の三」を「第二項第一項第三十四号の二」に改め、同条第三項の表の第八十五条第三項の項中「特定扶養親族、老人扶養親族」を「老人扶養親族」に、「その他の扶養親族」を「その他の控除対象扶養親族」に、「第四十一条の十四第一項の規定に該当する特定扶養親族若しくはその他の特定扶養親族、同条第二項」を「第四十一条の十四第二項」に、「若しくは特定扶養親族及び老人扶養親族以外の扶養親族」を「及び老人扶養親族以外の控除対象扶養親族」に改め、同条第九十四條第一項第五号の項中「特定扶養親族又は老人扶養親族」を「老人扶養親族」に、「第四十一条の十四第一項の規定に該当する特定扶養親族若しくはその他の特定扶養親族又は同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくは」を「第四十一条の十四第二項の規定に該当する老人扶養親族又は」に改める。

第四十一条の十五第一項中「子」を「子で政令で定めるもの」に改める。
第四十一条の十五第一項中「子」を「子で政令で定めるもの」に改める。
(児童扶養手当法の一部改正)
第十六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第九条及び第十二条第一項中「所得税法」を「地方税法第二十三条」に改める。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)
第十七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第六条中「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)」を「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条」に改める。
第九条第一項中「所得税法」を「地方税法第二十三条」に改める。
(住民基本台帳法の一部改正)

第十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項第十一号の二中「児童手当の」を「児童手当又は子育て継続手当の」に、「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「第七條」を「第七條又は第十七條の五」に、「受給資格者」を「児童手当の受給資格者又は子育て継続手当の受給資格者」に改める。
第二十九條の二(見出しを含む)及び第三十一条第三項中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に改める。
(社会保険労務士法の一部改正)
第十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十九号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に改める。
(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十条 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第四条に二項を加える改正規定のうち同条第四項中「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)」を「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条」に、「同法」を「同条」に改める。
(児童手当法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十一条 児童手当法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
附則第八条を削る。
(政令への委任)
第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由
児童手当制度を拡充し、子育てに係る経済的負担を軽減するため児童を養育している者等に対し
子育て支援手当を支給すること等により、次代の社会を担う児童等を育てている家庭における生活の安定に寄与することを目的とする子育て支援手当制度を創設するとともに、個人所得課税における各種の人的控除制度の見直しの一環として、扶養児童等に係る扶養控除の制度を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、平年度約三兆円の見込みである。

第一類第五号

大蔵委員会議録第六号

平成十一年二月十七日

平成十一年三月十日印刷

平成十一年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局